安芸高田市環境基本計画

“5かは！”日本一の
環境もやいのまち　安芸高田

平成２３年３月
安芸高田市

は　じ　め　に

二十一世紀は、環境の世紀といわれております。省エネやエコという言葉が身近に使われるようになり、近年とりわけ、環境意識が高まりつつあります。

しかしその一方で、世界中では地球温暖化問題、森林破壊、ごみ問題など環境をめぐるさまざまな問題が報道され、安芸高田市も例外ではありません。

環境問題は、一人ひとりが、立場や目の前の利害にとらわれることなく、子や孫の代のために、未来に目を向けて力を合わせなければ解決できない問題と認識しております。

市民、事業者、行政が環境問題の解決に向け、お互いに協力し合い、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく取組みを進めていかなければなりません。そのためにも安芸高田市の環境の基本となる計画作りが必要となり、本計画策定には、学識経験者をはじめ、市民及び市民団体、事業者代表、県・市関係者といったメンバーで構成された委員会や市民検討会で本計画策定の審議・検討を重ねて参りました。

本計画の基本テーマである「日本一の環境もやいのまち安芸高田」となりますよう取り組んでまいりますので、みなさまの積極的な参加とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました委員のみなさまをはじめ、積極的にご意見をお寄せいただきました市民のみなさまに心から感謝申し上げます。

平成 23 (2011)年 3 月

安芸高田市長　浜田　一義

目　次

第１章 計画の基本的事項 …… 2
１．　計画策定の背景と目的 …… 2
（１）　計画策定の背景 …… 2
（２）　計画策定の目的 …… 3
２．　計画の位置づけ …… 3
３．　計画の期間と対象範囲 …… 4
（１）　計画の期間 …… 4
（２）　計画の対象範囲 …… 4
４．　計画の特徴 …… 5
５．　各主体の役割 …… 6
第２章 環境の現状と課題 …… 8
１．　安芸高田市の概況 …… 8
（１）　位置 …… 8
（２）　行政組織 …… 8
（３）　人口・世帯数 …… 9
（４）　気候・気象 …… 10
（５）　地形・地質 …… 10
（６）　産業 …… 11
（７）　農業 …… 11
（８）　工業 …… 12
（９）　商業 …… 13
（１０）　観光 …… 13
２．　環境の現状と課題 …… 14
（１）　自然環境 …… 14
（２）　生活環境 …… 16
（３）　地域環境 …… 18
（４）　地球環境 …… 20
（５）　市民・団体・事業者の環境意識 …… 22
第３章 望ましい環境像と目標 …… 29
１．　望ましい環境像と目標 …… 29
２．　環境施策の体系 …… 30
３．　環境施策の内容 …… 31
（１）　市民参加 …… 31
（２）　自然環境 …… 32
（３）　生活環境 …… 33
（４）　地域環境 …… 34
（５）　地球環境 …… 35
第４章 重点的な取り組み …… 38
１．　重点的な取り組みの設定 …… 38
２．　重点的な取り組みの内容 …… 39
（１）　「環境もやい☆安芸高田（仮称）」立ち上げプロジェクト …… 39
（２）　「水すまし隊」結成プロジェクト …… 40
（３）　「全域生態圏」プラン作成プロジェクト …… 41
（４）　環境にやさしい農業プロジェクト …… 42

（5） ものを大切に！　リユース文化形成プロジェクト ……43
（6） 文化・歴史の保全プロジェクト ……44
（7） あきたかた交流イベント企画プロジェクト ……45
（8） 「省エネビジョン」具現化&創エネ研究プロジェクト ……46
第５章 計画の推進体制と進行管理 ……48
１． 計画の推進体制 ……48
２． 計画の進行管理 ……49

資料編
資料１．条例等 ……資料－ 1
資料２．安芸高田市の概況と環境の現状 ……資料－ 8
資料３．市民アンケート ……資料－14
資料４．団体ヒアリング ……資料－45
資料５．事業者ヒアリング ……資料－47
資料６．市民検討会 ……資料－52

第1章

計画の基本的事項

第１章　　計画の基本的事項

１．　計画策定の背景と目的

（１）計画策定の背景

安芸高田市（以下、「本市」という。）は、市域面積の約8割を占める豊かな山々に囲まれ、日本海に流れる江の川と瀬戸内海に流れる太田川の源流地帯に位置して分水界が横断し、生物多様性に富む湿原もあるなど、水と緑が調和した細やかで落ち着きのある景観を形成しているまちです。その豊かな自然を利用して、食糧生産の盛んな農業地帯として発展してきました。また、古墳群、毛利元就にゆかりのある史跡その他の歴史的資源や遺産を有し、神楽、花田植等の郷土芸能を継承し、伝統文化を育んできたことは、太古より豊かな生活環境が存在したことを表しています。

一方、私たちは、石油、石炭、天然ガス等の化石燃料資源を大量に消費し、便利で快適な生活を享受してきたことにより、環境への負担を著しく増大させてきました。その結果、地球温暖化をはじめとするさまざまな環境問題が生じ、本市もこの影響を免れ得なくなってきています。

恵み豊かな環境の恩恵を享受することは、私たちが健全で安全かつ快適な生活を営むうえでの権利であるとともに、この環境の豊かさを維持し、安全な食糧生産を可能にし、更に向上させ、将来の世代に継承していくために、積極的に行動することもまた私たちの責務です。

私たちは、環境が有限なものであることを認識し、社会の経済活動や生活様式のあり方を見直し、昔からの財産である「もやい[1]」や「もったいない」の精神を活かし、一人ひとりが環境をより良くするための努力を重ね、本市の自然環境や田園風景を守り、未来へ継承していくとともに、地球上のあらゆる生命が共存できるようにする取り組みを推進することが求められています。

[1] もやい：船と船をつなぎ合わせること、杭などに船をつなぎとめることから、つなぎあうことを意味します。

（2）計画策定の目的

本計画は、環境基本条例の基本理念の実現を目指し、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定します。

基本理念（環境基本条例第3条）

① 環境の保全は、自然と人とのふれあいを確保することにより、人と自然とが共生できる社会の実現を目指し、水と緑の豊かな環境が将来の世代へ継承されるように、適切に行われなければならない。

② 環境の保全は、恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、市、市民等、事業者及び所有者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

③ 環境の保全は、それが人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題でもあることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

2. 計画の位置づけ

本計画は、安芸高田市総合計画（平成17(2005)年3月）の分野別計画として位置づけられます。安芸高田市総合計画では、まちづくりの基本方向の一つが「人と環境にやさしいまちづくり」であり、その中で「環境との共生」が挙げられています。「環境との共生」はさらに、「自然環境の保全と活用」「環境にやさしい社会の形成」「循環型社会の形成」からなっています。

自然環境の保全と活用：自然環境の適正な管理と創造、森林や河川などの多様な活用、市域内の自然とふれあう場の活発な活用推進

環境にやさしい社会の形成：住民・事業者の環境保全活動の促進・支援、行政の率先行動推進、人の健康の保護や生活環境の保全推進

循環型社会の形成：ごみの発生・排出抑制推進、総合的なごみの収集処理体制の整備

資料：安芸高田市総合計画 2005

３．　計画の期間と対象範囲

（１）計画の期間

本計画の期間は、平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までの10年間とし、概ね5年間に一度、または必要に応じて見直します。

（２）計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、環境基本条例に掲げる基本方針に基づき、次に示す生活を取り巻く身近な環境から地球規模の環境までを対象とします。

自然環境　自然景観、川、森林、動植物

生活環境　大気、水質、騒音・振動、悪臭・土壌、廃棄物

地域環境　歴史・文化・景観、交通、公園・緑地、上下水道

地球環境　地球温暖化、省エネルギー、省資源、新エネルギー

市民参加　環境保全活動、環境学習・教育

基本方針（環境基本条例第9条）

① 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の自然的要素が良好な状態に保持されること。

② 生態系の多様性の保護、野生動物の種の保存等、地球上のあらゆる生命の共存が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的及び社会的な条件に応じて体系的に保全されること。

③ 人と自然との豊かなふれあいが保たれ、自然との調和を基調とした良好な景観の形成並びに歴史的及び文化的遺産の保存が図られること。

④ 潤いと安らぎのある環境の保全が図られること。

⑤ 廃棄物の減量及び適正処理並びに資源の有効利用を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

４．　計画の特徴

◆市民がつくり実行する計画

本計画の策定においては、アンケートやヒアリングで市民・事業者の意見を取り入れるとともに、市民をはじめ、関係者から広くメンバーを募り、本計画を検討する「市民検討会」を開催しました。「市民検討会」を通じて、地域の実態に即した活動メニューや、市民や事業者が取り組める仕組みが検討され、本計画に盛り込みました。

◆豊かな自然環境を守り活かすための計画

本市には、日本海に流れる江の川と瀬戸内海に流れる太田川を中心とした水環境の広がりとともに、市域の約8割を占める豊富な森林の自然資源があり、多様な自然環境に触れることが可能です。この自然環境を地域の財産として保全し、次世代に引き継ぐとともに、さまざまな場面で活用するための計画としました。

◆循環型社会の構築を実現するための計画

持続可能な循環型社会の構築に向けては、安芸高田の全市民・事業者の参加により、こうした活動を継続・拡大していくことが求められます。さらに、廃棄物を「循環資源」ととらえ、経済活動に組み込んでいく取り組みを盛り込みました。

◆自然が織り成す美しい景観を輝かせるための計画

本市は、多様な美しい自然環境が織り成すすばらしい風景を有しています。美しい景観は、地域に暮らす人たちに癒しの空間として提供できるだけでなく、市外から安芸高田市を訪問するためのきっかけにもなりえます。これらの積極的な保全と活用を推進していくために、本市が持つこの美しい景観を輝かせるための計画としました。

◆「地球温暖化対策」を実行するための計画

安芸高田市においては、平成17(2005)年10月に策定された「安芸高田市地球温暖化対策実行計画」に基づき、地球温暖化対策を推進しており、二酸化炭素排出量の削減目標が掲げられています。また、民間レベルでの地球温暖化対策も展開されています。今後、市や事業者の取り組みとも連携しながら市民レベルでの地球温暖化防止活動を積極的に推進する計画としました。

５．　各主体の役割

本計画の推進主体は、市民（市民団体を含む）、事業者、市です。本計画を円滑に進めるためには各主体が自主的かつ積極的に取り組む必要があります。そこで、各主体の役割を次のように定めます。

(市民の役割)
○日常生活において、環境への負荷を減らすように努めましょう。
○市が実施する環境の保全に関する施策に協力しましょう。

環境への負荷を減らすとは、ものを大切にするとともに、不要なものを手に入れない、ごみをできるだけ減らす、また電気やガス、自動車の燃料などのエネルギーを浪費しないことなどです。

(事業者の役割)
○公害を防止し、環境の保全のために必要な措置を自らの責任において行いましょう。
○物の製造又は加工、販売にあたっては、
(1) 再生資源その他の環境への負荷の低減に有効な原材料、役務等を利用するよう努めましょう。
(2) 製品その他の物が廃棄物となったときに、その適正な処理を行いましょう。
○環境の保全に自ら努め、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しましょう。

(市の役割)
○市は、次に掲げる事項に関する総合的な施策を策定し、実施します。
(1) 公害の防止
(2) 自然環境の保全
(3) 野生生物の種の保存及び生態系の多様性の保護
(4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全及び形成、歴史的及び文化的遺産の保護等
(5) 安全な食糧生産を担保することができる環境の維持、確保
(6) 廃棄物の適正処理及び減量並びに再生利用
(7) 資源及びエネルギーの有効利用
(8) 二酸化炭素の排出の抑制
(9) その他環境の保全に関すること

第2章

環境の現状と課題

第２章　　環境の現状と課題

１．　安芸高田市の概況

（１）位置

本市は、広島県の中北部に位置し、北は島根県邑南町、南は広島市、東広島市、東は三次市、西は北広島町に接しています。

（２）行政組織

32の地域振興組織が、本市全域に設置されています。さらに、地域振興組織の活動連帯を図るため、町単位に６つの連合組織が設置されています。

安芸高田市
地域振興組織区域図

表 2-1　安芸高田市の地域振興組織

	組織名	設立年	世帯数	人口
1	吉田地区振興会	昭和 53 年	2, 122	4, 999
2	丹比地区振興会	昭和 53 年	641	1, 553
3	可愛地区振興会	昭和 53 年	1, 413	3, 152
4	郷野地区振興会	昭和 53 年	556	1, 370
5	土師・勝田地域振興会	平成 15 年 6 月	349	752
6	佐々井地域振興会	平成 15 年 4 月	415	954
7	下根地域振興会	平成 15 年 8 月	426	1097
8	上根・向山地域振興会	平成 15 年 7 月	416	1074
9	横田振興会	平成 14 年 3 月	341	999
10	本郷地域づくり協議会	平成 13 年 7 月	331	902
11	北振興会	平成 13 年 12 月	251	717
12	生桑振興会	平成 14 年 9 月	243	624
13	川根振興協議会	昭和 47 年 2 月	238	549
14	下佐振興会	昭和 54 年 4 月	162	379
15	志部府親交会	昭和 58 年 1 月	44	111
16	上佐一心会	昭和 59 年 6 月	161	401
17	船木振興会	昭和 56 年 7 月	258	529
18	房後連絡協議会	昭和 57 年 6 月	106	243
19	来原地区コミュニティづくり連絡協議会	昭和 53 年 7 月	607	1, 425
20	羽佐竹振興協議会	昭和 57 年 12 月	148	370
21	小原地域振興会	平成 14 年 11 月	653	1, 590
22	小田東地域振興会	平成 15 年 1 月	776	1, 959
23	甲立地域振興会	平成 14 年 6 月	741	1, 900
24	保垣地区振興会	平成 15 年 7 月	138	294
25	有留自治振興会	平成 16 年 2 月	107	278
26	長田上地域振興会	平成 16 年 2 月	148	339
27	長田下地域自治振興会	平成 16 年 2 月	156	335
28	向井原地域振興会	平成 15 年 12 月	265	644
29	坂下地域振興会	平成 16 年 3 月	229	561
30	坂中地域振興会	平成 15 年 12 月	187	448
31	坂上地域振興会	平成 15 年 12 月	131	283
32	戸島地域振興会	平成 16 年 2 月	463	1, 137

（世帯数・人口=平成 22(2010)年 4 月 1 日現在/住民基本台帳）

資料：市勢要覧

（3）人口・世帯数

平成22(2010)年国勢調査（速報値）によると、本市の人口は31,497人（昭和60(1985)年比14.7%減)、世帯数は11,741世帯（同4.6%増）となっており、一世帯当たりの人数は昭和60(1985)年3.29人から2.68人へと減少しています。単独世帯の増加や核家族化が進んでいることがうかがわれます。

年齢別階層別人口比率では、65歳以上の高齢者比率は平成17(2005)年32.5%で、これは平成７(1995)年から5.0%高くなっています。全国、広島県の比率と比較して非常に高いことが分かります。

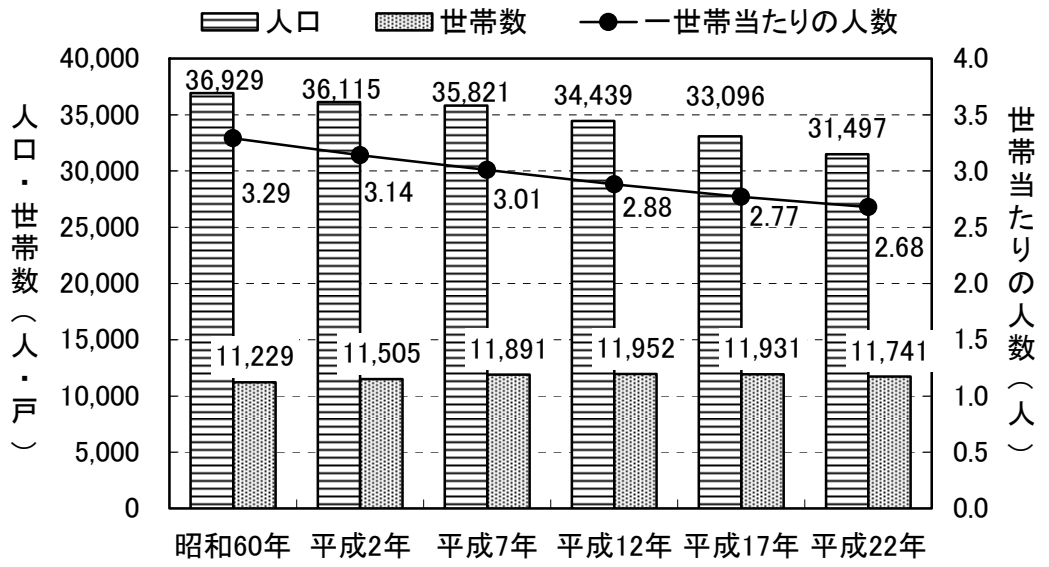

資料：国勢調査

図 2-1　人口・世帯数の推移

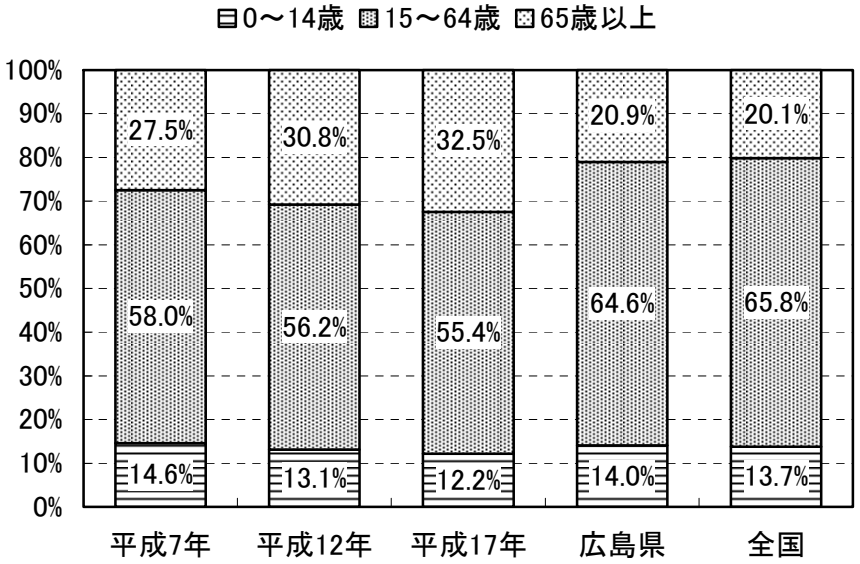

資料：国勢調査
広島県、全国は平成 17(2005)年

図 2-2　年齢階層別人口比率の推移

（４）気候・気象

本市の平年値（昭和54(1979)年～平成12(2000)年）は、年平均気温13.0℃、年間降水量1,515.1 mmとなっています。中国山地内陸型の気候で、瀬戸内海沿岸に比べると、冬季の気温は低く、夏季は比較的冷涼な特性を有し、市の北部は豪雪地帯に属しています。

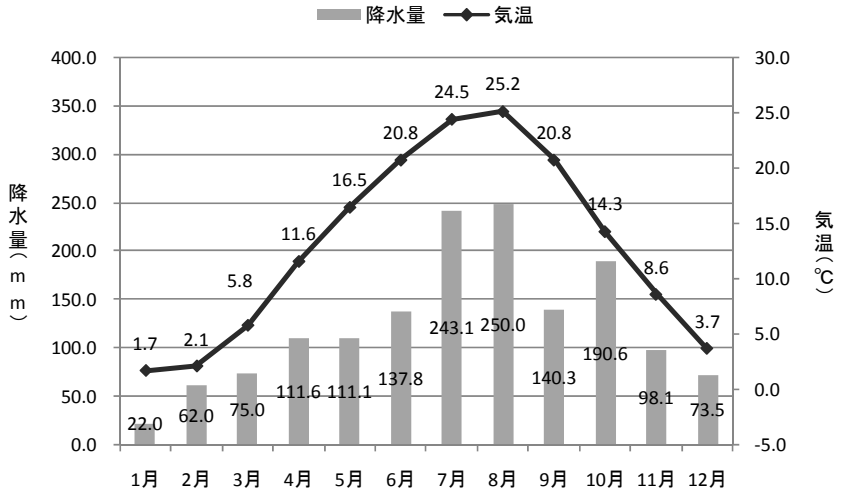

資料：気象庁三次気象観測所（気温）、甲田気象観測所（降水量）

図 2-3　月平均気温と降水量（昭和 54（1979）年～平成 12（2000）年）

（５）地形・地質

市域内に、急峻な山岳はみられませんが、鷹の巣山、大土山、犬伏山等大小さまざまな山に囲まれ、市域面積の約８割を森林が占め、小起伏の丘陵と小盆地が帯状に形成されています。

（6）産業

産業別就業者比率

本市の産業別就業者比率は、第１次産業が平成12(2000)年から平成17(2005)年にかけてわずかに減少、第２次産業が減少傾向にあります。第３次産業は増加傾向にあり、平成17(2005)年には50%を超えています。

全国、広島県と比較すると、第１次産業の比率が高く、第３次産業の比率は低い状況です。

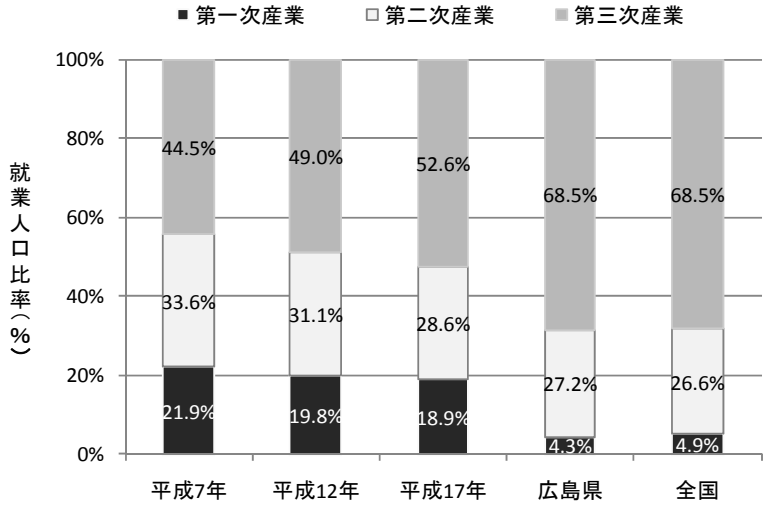

図 2-4　産業別就業者数の推移

資料：国勢調査
広島県、全国は平成 17(2005)年

（7）農業

農家数、耕地面積

本市の農家数は、減少傾向が続いています。

耕地面積は、県全体の9.1%に当たる3,322 ha、利用形態別耕地面積の割合は、水田の占める比率が90.9%と高くなっています。

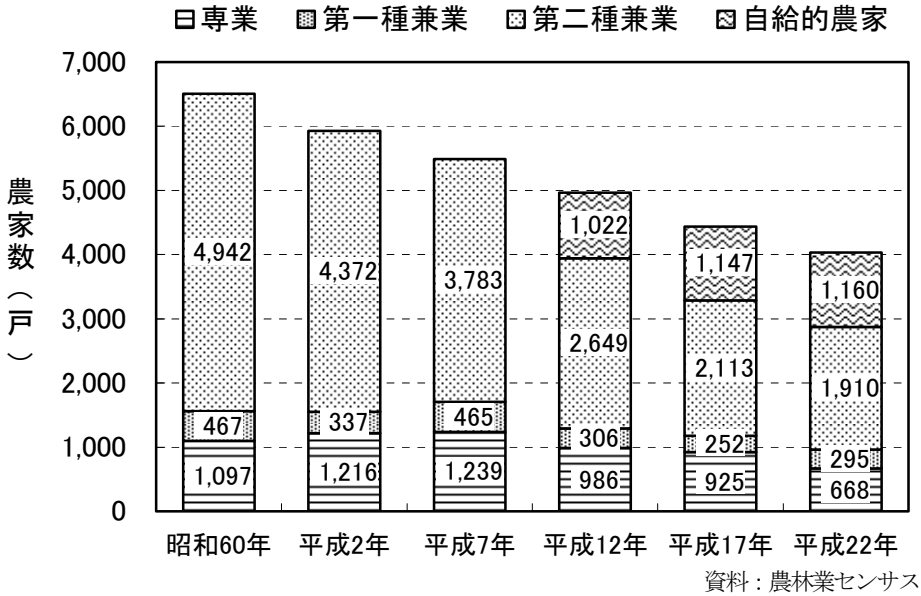

資料：農林業センサス

図 2-5　専兼業別農家数の推移

農業算出額

本市の平成 18(2006)年農業算出額は 633 千万円となっており、そのうち米が 259 千万円で 40.9%を占めています。

表 2-2　農業産出額

単位：千万円

種別	金額
耕種計	381
米	259
豆類	3
いも類	3
野菜	100
果実	10
花き	4
種苗・苗木類・その他	2
畜産計	252
肉用牛	45
乳用牛	68
生乳	60
鶏卵・鶏・その他	79
農業産出額(総計)	633

資料：農林水産省　市町村の姿

（8）工業

従業者数、事業所数ともに減少傾向にあります。製造品出荷額等は、平成 6(1994)年から平成 12(2000)年にかけて減少し、平成 15、18(2003、2006)年は増加に転じましたが、平成 21(2009)年には再び減少しています。

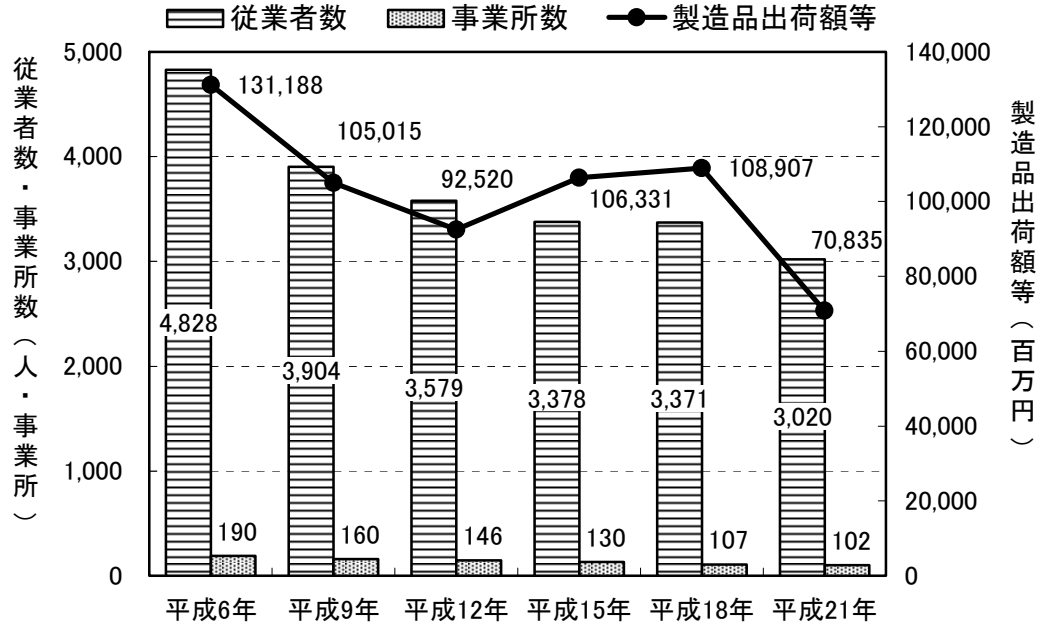

資料：工業統計調査（従業員 4 人以上事業所）

図 2-6　従業者数、事業所数、製造品出荷額の推移

（9）商業

平成 6(1994)年から平成 19(2007)年にかけては、従業者数、商店数ともに減少が続いており、平成 19(2007)年の商品販売額は、平成 16(2004)年からはやや増加していますが、平成 9(1997)年比では 62.6%と大きく減少しています。

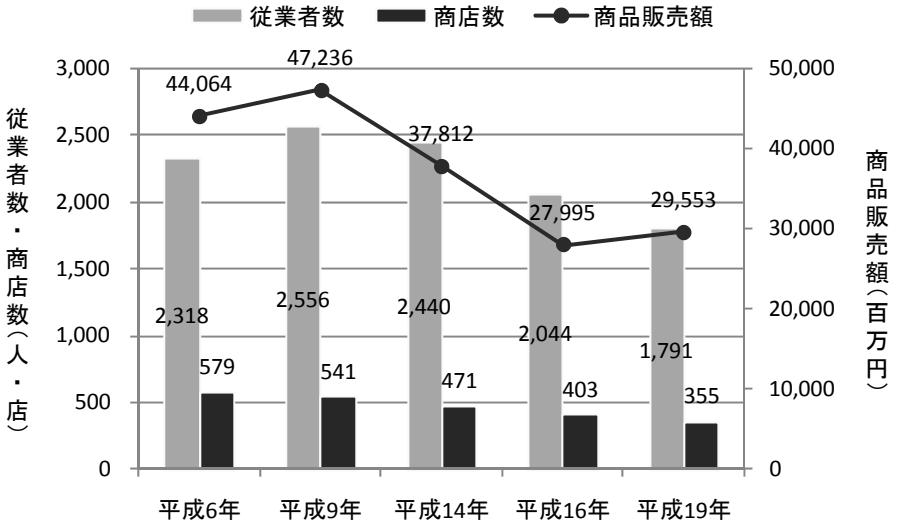

資料：商業統計調査

図 2-7　商品販売額と商店数等の推移

（１０）観光

本市の主要な観光施設の入込観光客数推移は、施設別では増減があるものの、全体では減少傾向が続いており、平成 20(2008)年の入込客数合計は、平成 16(2004)年比 76.0%になっています。

表 2-3　観光地別入込観光客数

単位：人

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
吉田歴史民俗資料館	7,252	6,151	6,268	5,766	5,880
神楽門前湯治村	170,720	159,019	159,019	134,907	129,958
たかみや湯の森	152,554	100,481	140,062	135,746	115,282
合　　計	330,526	265,651	305,349	276,419	251,120

資料：県内主要・有料観光施設の月別利用状況

2．　環境の現状と課題

（1）自然環境

①　自然景観

総面積は537.79 km²、市域の約8割を森林が占めています。水田の面積は7.2%、畑の面積は1.1%です。

区　　分	面積(㎢)	割合(%)
総面積	537.79	100.0
田	38.80	7.2
畑	5.74	1.1
宅地	8.68	1.6
山林	427.52	79.5
雑種地	4.98	0.9
その他	52.07	9.7

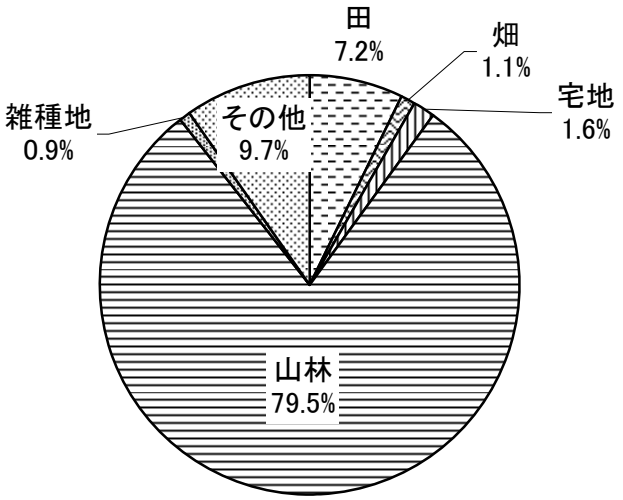

資料：平成20～21年　広島農林水産統計年報　平成21(2009)年3月　中国四国農政局広島農政事務所
平成21年版　市町村税の概要　平成22(2010)年3月　広島県総務局税務課

図 2-8　土地利用状況

②　森林

本市の森林のうち、民有林では針葉樹天然林、広葉樹天然林の面積の占める割合がそれぞれ40.0%、24.4%と高くなっています。この天然林は、ほとんどが人間の利用後に再生した森林（里山林）です。一方、森林を構成する木の体積を表す森林蓄積は、植栽されたスギ（人工林）が多くなっています。

表 2-4　森林面積

単位：ha

総 数	民有林							国有林
	総 数	人 工 林		天 然 林		竹 林	無立木地	
		針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹			
42,502	38,252	10,084	378	16,982	10,379	50	370	4,250

資料：第54回広島県統計年鑑（平成21(2009)年版）

表 2-5　森林蓄積（民有林）

単位：千m³

総　数	針 葉 樹					広 葉 樹	竹 林
	総　数	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他		
6,288	4,836	2,690	1,441	684	21	1,426	26

資料：第54回広島県統計年鑑（平成21(2009)年版）

③　川

河川は、市中央部を江の川が貫流しており、北部は生田川、本村川が東流して江の川に注ぎ、南部は、三篠川が西流して太田川に合流しています。こうした地形により、自然と田園風景が調和した景観が形成されています。

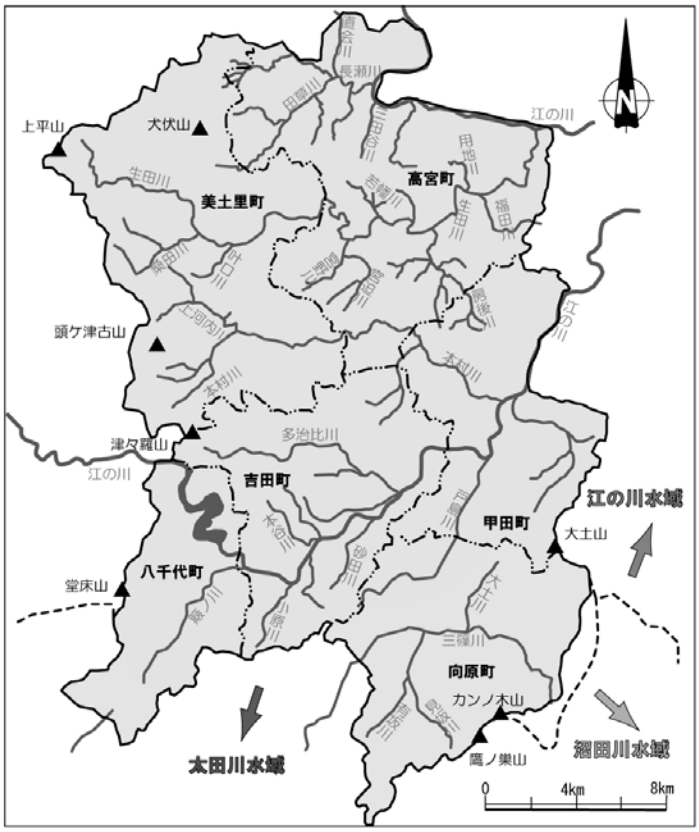

図 2-9　水系図

④　動植物

県内の優れた自然環境の保全を図るための自然環境保全地域等に、市域で３ヶ所が指定されています。

小掛峡は地形学的に特徴のある峡谷で、多彩な植物相に恵まれています。大沢湿原は、地形的、植生的に貴重な湿原で、特徴的な植物が生育しているほか、湿地特有の昆虫も数多く生息しています。郡山は、吉田町の市街地に面した郡山城跡を中心とする歴史的資産とその周辺地域の自然林が一体となって良好な生活環境を形成しています。

サギソウ

表 2-6　県自然環境保全地域等の指定状況

名称	指定状況	所在	面積
小掛峡	県自然環境保全地域	高宮町川根	52.1ha
大沢湿原	県自然環境保全地域	八千代町佐々井及び土師	56.62ha
郡山	緑地環境保全地域	吉田町吉田	95.34ha

資料：広島県資料

（2）生活環境

①　大気

大気汚染は、主に工場、事業場から排出されるばい煙や自動車の排出ガスにより引き起こされます。温暖化や酸性雨の原因となるだけでなく、濃度によっては人の健康を損なうことがあります。

本市では、特に問題となっていないことから、定期的な大気についての調査は行われていません。

②　水質

水質汚濁は、主に家庭排水、工場・事業場からの排水により引き起こされます。

主要な河川では、BODが環境基準を達成しています。一方湖沼では、CODは環境基準が達成できていますが、全窒素、全リンは環境基準が達成できていません。

表 2-7　　環境基準達成状況（河川）

水系名	測定地点名	類型	環境基準地点数	項目	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
太田川	三篠川	A	4	BOD	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
江の川	多治比川	A	1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	本村川	A	1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	生田川	A	1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

資料：　平成 13～22(2001～2010)年版環境白書、広島県

表 2-8　　環境基準達成状況(湖沼)

測定地点名	類型	環境基準地点数	項目	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
土師ダム貯水池 (土師ダム湖)	A	1	COD	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	Ⅱ	1	全窒素	－	× (×)	× (×)	× (×)	× (×)	× (×)	× (×)	× (×)	× (×)	× (×)
	Ⅱ	1	全リン	－	× (○)	× (○)	× (○)	× (×)	× (○)	× (×)	× (○)	× (○)	× (×)

※（ ）書きは暫定基準の達成状況を示す。

暫定基準適用水域：土師ダム貯水池（全窒素：0.43 mg/L、全リン：0.020 mg/L）

資料：　平成 13～22(2001～2010)年版環境白書、広島県

③　騒音・振動

騒音・振動の発生源には、自動車、鉄道、工場、建設作業などがあり、市民の日常生活に及ぼす影響が大きいことから身近な問題となっています。

本市では、定期的な騒音調査が行われており、平成22(2010)年度は環境騒音（21ヶ所）と道路交通騒音（24ヶ所）について調査しています。同年度調査結果によると、環境基準は概ね達成できています。振動については、特に問題となっていないことから、調査は行われていません。

④　悪臭・土壌

本市では、ここ数年事業活動に伴う臭いの苦情が寄せられていません。

土壌汚染については、広島県が土壌環境基準に適合していないとして指定する「指定区域」は、広島県内にはありません（平成20(2008)年度調査）。

⑤ 廃棄物

廃棄物には、家庭や事業場等から排出されるごみやし尿等の「一般廃棄物」と工場・事業場等から生産活動に伴って発生する「産業廃棄物」とがあります。

本市における一般廃棄物の１人１日あたりの排出量は、全国平均、広島県平均よりも少なくなっています。リサイクル率は全国平均、広島県平均を上回っています。

し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、減少傾向にあります。

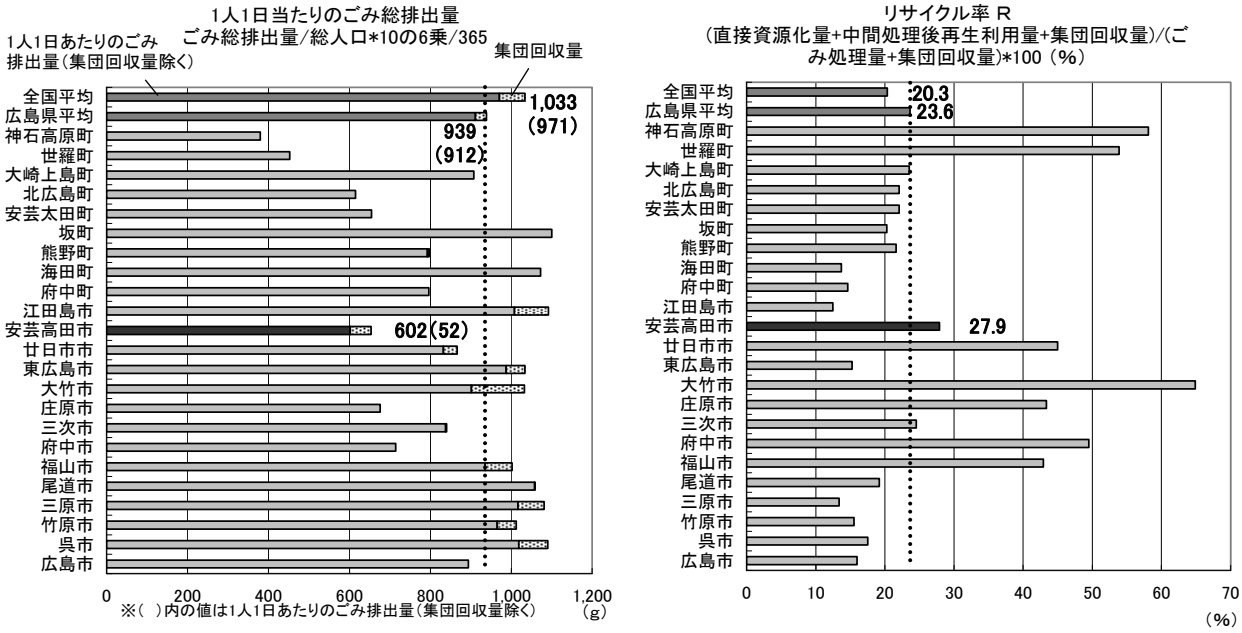

図2-10　本市のごみ排出量、リサイクル率等の他都市との比較

資料：一般廃棄物処理実態調査結果(平成20(2008)年度）、環境省

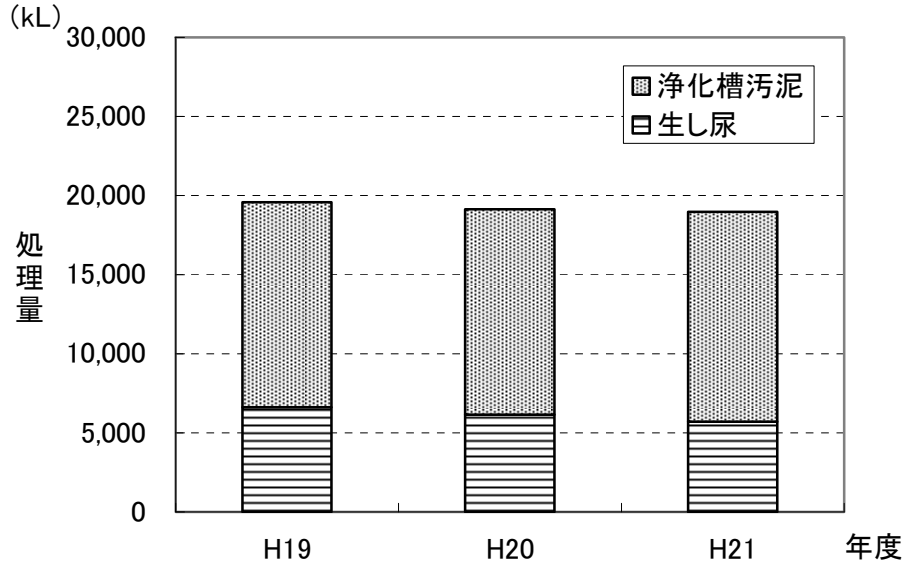

図2-11　本市のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

資料：安芸高田市資料

（3）地域環境

①　歴史・文化・景観

本市は、毛利氏を中心とした歴史的資源や、神楽・花田植等の郷土芸能など地域特有の文化を継承し、また、サンフレッチェ広島や湧永製薬ハンドボールチームなど競技スポーツの拠点となっています。多くの人々が個性ある文化・スポーツに親しみ、新たな文化を創造する地域づくりに向けて、多様・有効に活用していくことが必要です。

②　交通

本市は、地方中枢都市広島市と備北地域の中心都市三次市の間にあって、市内を横断する中国縦貫自動車道に高田インターチェンジが所在しており、一般国道54号、433号、主要地方道広島三次線、吉田邑南線などの幹線道路が走っています。鉄道はＪＲ芸備線、ＪＲ三江線が通っており、高速道路や鉄道など多様な交通手段が確保され、交通利便性は比較的良好です。

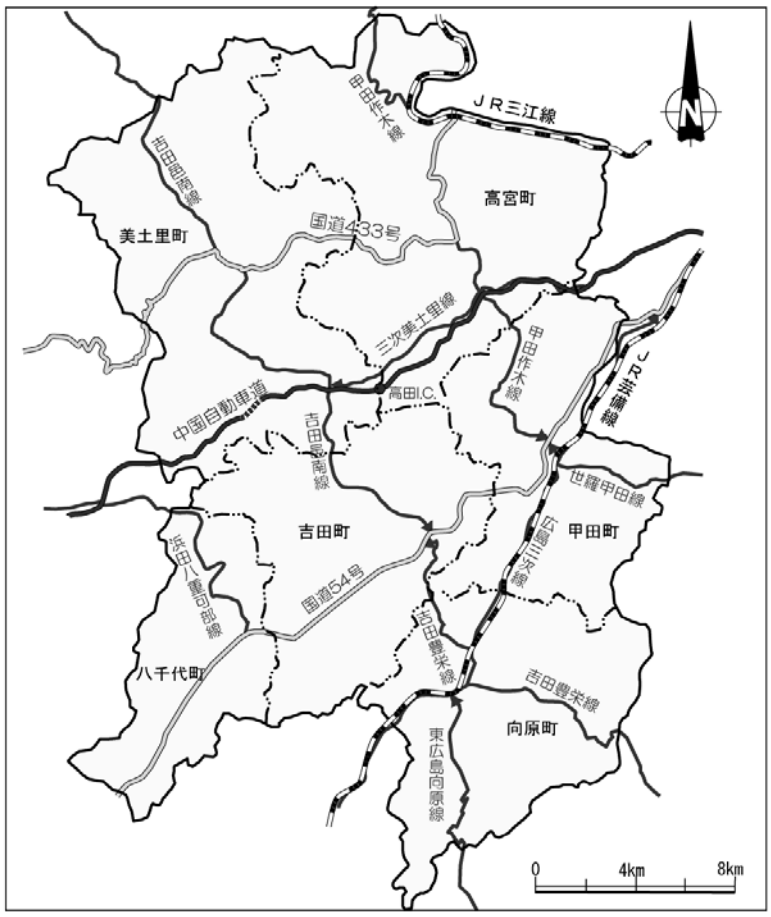

図 2-12　道路網・鉄道網図

③　公園・緑地

本市には、土師ダム、吉田サッカー公園、たかみや湯の森、湧永満之記念庭園、神楽門湯治村などが整備され、年間約140万の人が訪れるなど、多様な観光・リクリエーション資源が立地しています。また、表2-9のとおり、スポーツ施設、生涯学習施設などの公共施設があります。

広域ネットワーク形成などを通じて活発な交流を促進していくとともに、農業など他産業への波及効果を高め、地域経済全体の活性化を促進していくことが必要です。

表 2-9　主な公共施設

区分	公共施設名
スポーツ施設	吉田運動公園
	吉田サッカー公園
	吉田温水プール
	大浜運動公園
	吉田長屋河川敷グラウンド
	吉田丹比グラウンド
	吉田落合河川敷グラウンド
	八千代町サイクリングターミナル
	八千代B＆G海洋センター
	美土里体育センター
	美土里B＆G海洋センター
	高宮B＆G海洋センター
	高田原スポーツ広場
	甲立多目的広場
	小原多目的広場
	向原運動広場
生涯学習施設・図書館	安芸高田少年自然の家
	安芸高田市民文化センター
	吉田文化創造センター
	安芸高田市立中央図書館
	八千代文化施設フォルテ
	美土里生涯学習センターまなび
	高宮田園パラッツォ
	エコミュージアム川根
	甲田文化センター ミューズ
	甲田図書館
	向原公民館
	向原若者センター
商工観光施設・美術館・博物館	ふれあいたかた産直市
	向原農村交流館やすらぎ
	芸術農園「四季の里」
	安芸高田歴史民俗博物館

④　上下水道

水道は、使用者の日常生活や社会活動を支えるために欠くことのできない施設です。本市では、水道事業、簡易水道事業、飲料水供給事業が行われています。また、これらの事業の給水区域以外の飲用水が不足する地区においては、飲用水の確保を目的として、井戸による水源整備に対し、事業費の一部補助を行っています。本市の水道普及率は73.4%です（平成22(2010)年3月31日現在）。引き続き、安全でおいしい水の安定供給が求められます。

公共下水道等の生活排水処理施設は、公共用水域の水質保全・トイレの水洗化、快適な生活環境の確保ために欠くことのできない施設です。本市では、生活排水処理のために、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント、浄化槽設置整備が行われています。本市の市全体の汚水処理整備率（汚水処理人口による比率）は64.0%です（平成22(2010)年4月現在）。県内平均80.1%（平成20(2008)年度）より本市の整備率は低く、早急な整備が望まれます。しかし、財政状況が厳しい中で整備を進めるために、整備区域や手法の見直しを実施しながら、効率的な事業運営が必要とされます。

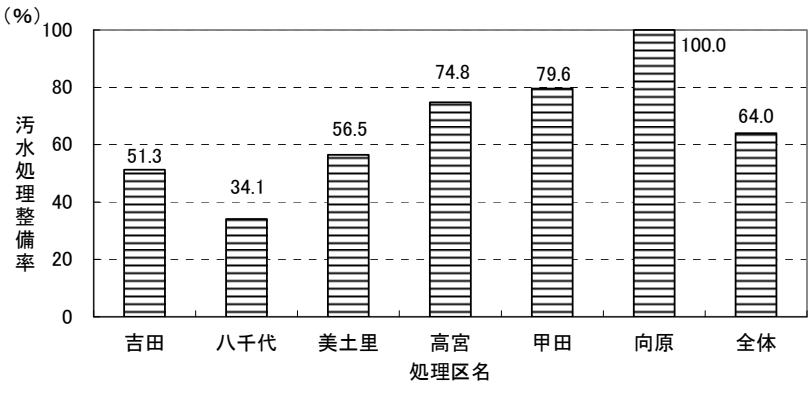

図 2-13　汚水処理整備率

（4）地球環境

①　地球温暖化

地球温暖化は、人間の活動により二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することで、近年、地球規模の大きな問題となっています。

本市においても、「安芸高田市地球温暖化防止実行計画」、「安芸高田市地域省エネルギービジョン」を策定するなど地球温暖化防止の取り組みを行っています。本市におけるエネルギー需要量及びエネルギー需要量から推計した二酸化炭素排出量は、表2-10、11のように推計され、平成20(2008)年度の二酸化炭素排出量は46万トンとなっています。二酸化炭素排出量の部門別割合を見ると、産業部門が50.4%、運輸部門が18.8%、民生部門が30.7%を占めており、産業部門と民生部門[1]の占める割合が高くなっています。これは国全体と同様の傾向です。また、平成20(2008)年度の日本の二酸化炭素総排出量は12億133万トン、国民一人当たりの二酸化炭素排出量は9.5トンとなっています。これに対し、本市の平成20(2008)年度市民一人当たりの排出量は、14.0トンとなっており、国全体と比較すると、4.5トン多い数値となっています。これは、本市の製造業等の経済活動が活発に行われていることが要因と考えられます。

温室効果ガスの排出の大半は産業活動に起因しています。中でも二酸化炭素の排出にはエネルギー需要が大きく影響しており、徹底した省エネルギーや新エネルギーの導入が求められます。一方で、市民一人ひとりの地球温暖化防止の取り組みも必要不可欠で、家庭生活の中でできるかぎり資源・エネルギーの無駄使いをしないようにしていくことが重要です。

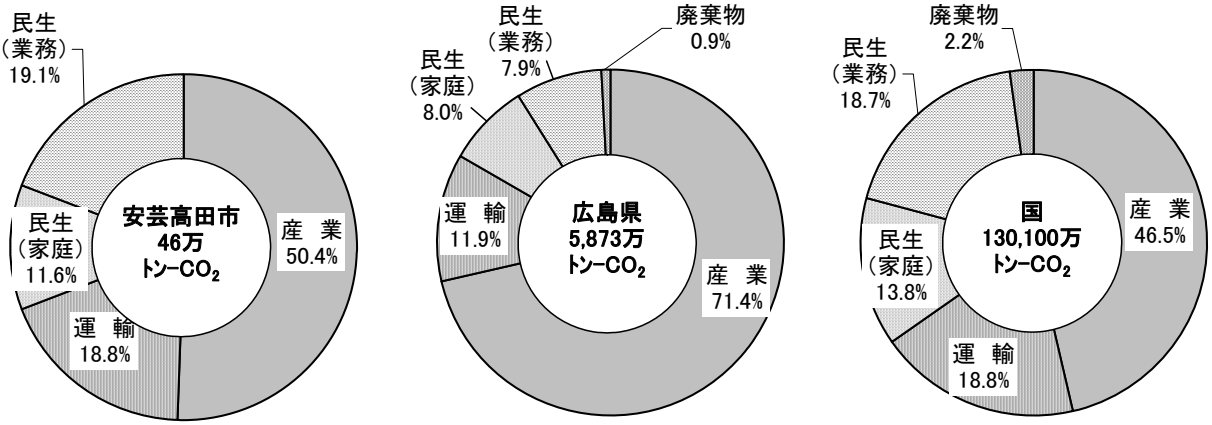

図 2-14　本市、広島県、全国の二酸化炭素排出量の部門別割合
（本市：平成 20（2008）年度、広島県、全国：平成 19（2007）年度）

資料：平成 22(2010)年版環境白書、広島県
安芸高田市地域省エネルギービジョン、安芸高田市

[1]民生部門：民生部門は、家庭部門と業務部門の２部門から構成され、家庭部門は、自家用自動車等の運輸関係を除く家庭消費部門でのエネルギー消費を対象とし、業務部門は、企業の管理部門等の事務所・ビル、ホテルや百貨店、サービス業等の第３次産業等におけるエネルギー消費を対象としています。

表 2-10　エネルギー需要量(平成 20(2008)年度)

原油換算（kL）

	民生部門	産業部門	運輸部門	合　　計	ドラム缶換算
電　　力	30,893	21,151	—	52,044	260,200 本分
燃　　料	23,272	68,352	—	91,624	458,100 本分
車両燃料	—	—	33,371	33,371	166,900 本分
合　　計	54,165	89,503	33,371	177,039	885,200 本分
ドラム缶換算	270,800 本分	447,500 本分	166,900 本分	885,200 本分	

※原油換算量（kL）とともに、ドラム缶（200L／本）に換算した本数で比較表記しています。
燃料　　：ガス、灯油など電力以外のエネルギー
車両燃料：ガソリン、軽油など車両用のエネルギー　　資料：安芸高田市地域省エネルギービジョン、安芸高田市

表 2-11　二酸化炭素排出量(平成 20(2008)年度)

二酸化炭素換算（t－CO_2）

	民生部門	産業部門	運輸部門	合　　計
電　　力	81,849	55,230	—	137,079
燃　　料	60,973	179,081	—	240,054
車両燃料	—	—	87,432	87,432
合　　計	142,822	234,311	87,432	464,565

※推計には、電力：電力の二酸化炭素排出係数 0.555 t－CO_2/千 kWh
燃料：原油の二酸化炭素排出係数 2.62 t－CO_2/kL を用いています。
燃料　　：ガス、灯油など電力以外のエネルギー
車両燃料：ガソリン、軽油など車両用のエネルギー　　資料：安芸高田市地域省エネルギービジョン、安芸高田市

②　省エネルギー・新エネルギー

総合文化保健福祉施設（愛称：「クリスタルアージョ」）の屋根部分に太陽電池パネルを設置し、クリーンな太陽光発電により、約100 kWの施設電気使用量を賄い、二酸化炭素排出量削減に取り組んでいます。また、アトリウム内部は、原則冷暖房を行わず、床下に設けた地中埋設パイプに一旦外気を通してアトリウム内部に放出することで換気空調を行い、温度調整を行うなど電力使用を削減し環境への配慮を行っています。

（５）市民・団体・事業者の環境意識

環境基本計画の策定にあたり、市民を対象としたアンケート調査、団体、事業者に実施したヒアリング調査により、市民、団体、事業者の意見と意識を抽出し、整理しました。

①　市民アンケート調査

現在の環境保全活動

割合の高いもの
- 山や川などにごみを捨てない（95%）
- ごみは地域のルールに従ってきちんと分別して出す（88%）
- 照明をこまめに消すなど節電を心がける（84%）
- 買い物袋を持参したり、過剰な包装を断る（81%）
- 油や食べかすなどを排水口から流さない（73%）

割合の低いもの（外来生物除く）
- 環境について学んだり体験したりする学習会・講演会に参加する（11%）
- 地域の自然保護活動（生き物保全、森林保全等）に参加する（12%）
- 休耕地を有効活用する（17%）
- 太陽光パネルや太陽熱温水器を設置するなど環境にやさしいエネルギーを導入する（22%）
- 周囲の景観に配慮し調和したまちなみを維持する（29%）

環境に対する不満度と重要度

不満度の高いもの（やや不満＋不満）
- 里山や森林の保全状況（42%）
- 公共交通機関の整備状況（42%）
- 川や池などの水辺のきれいさ（37%）
- 公園や緑地などの公共空間の整備状況（31%）
- 行政・企業による環境情報の公開（30%）

重要度の高いもの（とても重要＋重要）
- 生活ごみの分別・収集・マナー（81%）
- 空気のきれいさ（80%）
- 川の水のきれいさ（79%）
- 山や川などの自然の景観の美しさ（75%）
- 川や池などの水辺のきれいさ（74%）

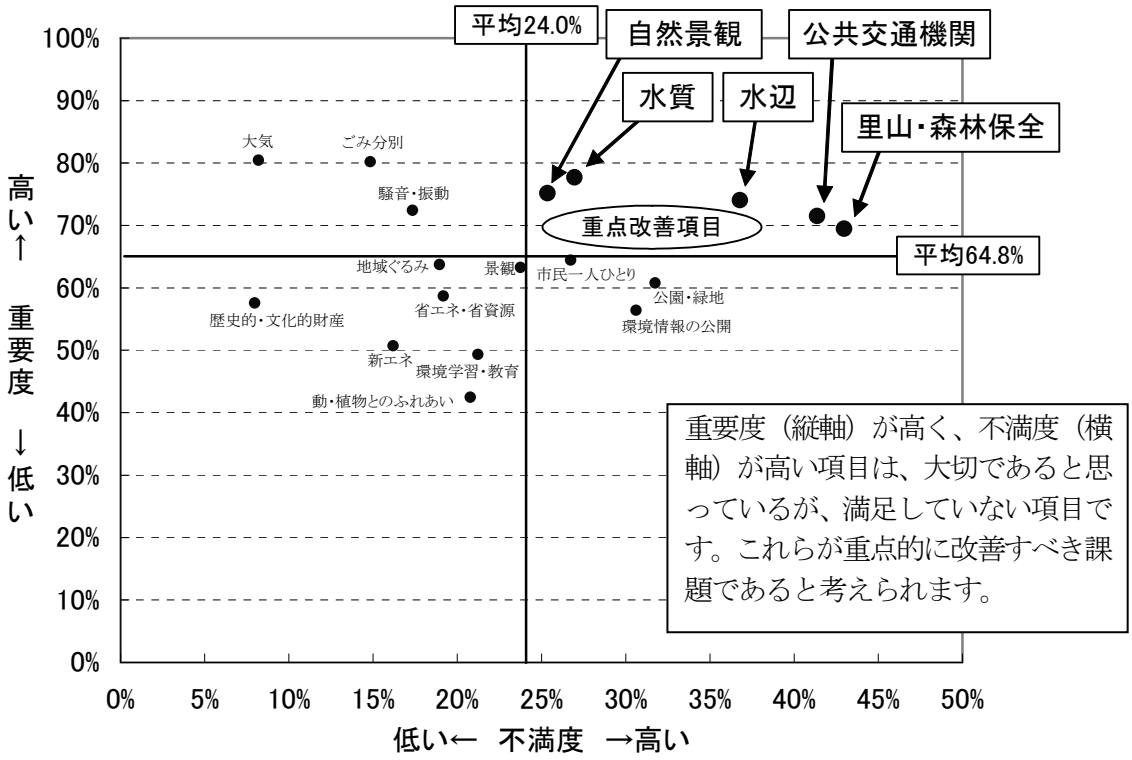

※自然景観　：山や川などの自然の景観の美しさ
水辺　：川や池などの水辺のきれいさ
動・植物とのふれあい：山や身近に見かける動植物とのふれあい
里山・森林保全：里山や森林の保全状況
大気　：空気のきれいさ（大気）
水質　：川の水のきれいさ（水質）
騒音・振動：家のまわりの静かさ（騒音・振動）
ごみ分別　：生活ごみの分別・収集・マナー
歴史的・文化的財産：歴史的・文化的財産の保全状況

景観　：まちなみの美しさ（景観）
公共交通機関　：公共交通機関の整備状況
公園・緑地　：公園や緑地などの公共空間の整備状況
省エネ・省資源　：市民の省エネルギー・省資源への取り組み
新エネ　：新エネルギー機器などの利用状況
環境情報の公開　：行政・企業による環境情報の公開
環境学習・教育　：市民の環境学習・環境教育の状況
市民一人ひとり　：市民一人ひとりの環境に対する意識
地域ぐるみ　：地域ぐるみの環境への取り組み

将来進めるべき重点施策

・森林の荒廃防止（64%）
・安全な道路空間の確保と交通環境の整備（61%）
・大気汚染・水質汚濁・騒音・悪臭などの公害防止への取り組み（60%）
・不法投棄防止対策の推進（55%）
・水資源の保全（51%）

事業者に期待する取り組み

・大気汚染・水質汚濁・騒音・悪臭などの公害防止への取り組みの強化（65%）
・二酸化炭素の発生抑制などの地球温暖化防止対策の促進（50%）
・太陽エネルギーなどを利用した新エネルギー対策への取り組み（43%）
・植林などの自然回復事業の実施（42%）

環境活動への参加

・参加意識　　既に活動している（9%）
・活動活発化のための取り組み　　環境に関する様々な情報の提供（21%）

②　団体ヒアリング調査

11月10日、11日、17日に５つの団体にヒアリングを実施、主な意見等をまとめました。

各団体が実施している取り組みとしては、廃棄物対策、地球温暖化防止対策などがありました。また、今後の予定としては、自然環境、廃棄物、環境学習に関する取り組みなどがありました。

表 2-12　団体ヒアリング調査結果

項目	ヒアリング内容
環境への取り組みの現状	廃棄物 ●不法投棄対策、資源回収を実施している 地球温暖化防止 ●住宅用太陽光発電の普及に努めている 環境学習 ●水辺教室等を実施している
今後の取り組み予定	自然環境 ●山と水の関わりを PR する ●森林の体験学習を進める 廃棄物 ●生ごみ対策を進める 環境学習 ●職員の勉強会を開く 全般 ●昔の暮らしの良さを継承する ●上部団体の環境保全方針・計画に沿って事業を実施する
課題・要望	全般 ●組織の整備が必要である ●設備等への補助があればよい

③　事業者ヒアリング調査

11月11日から19日に14社のヒアリングを実施し、主な意見等をまとめました。ヒアリング先は、ISO14000認証取得事業者、エコアクション21認証登録事業者の中から４社、省エネルギービジョン策定時のアンケート対象事業者一覧から10社、計14社としました。後者については、対象事業者一覧から規模の大きな事業所を町ごとに２、３社ずつ選定しました。

ヒアリング内容は、事業所の概要、事業所周辺の環境について日頃感じていること、事業所の環境への取り組み、事業所が環境活動に取り組むための課題等についてです。

事業所ごとに環境負荷の軽減に努めていますが、費用負担の問題もあり、今以上の取り組みは難しいとの回答もみられました。

表 2-13　事業者ヒアリング調査結果

項目	ヒアリング内容
事業所周辺の印象	自然環境 ●全て（の項目で）満足 ●山林の荒廃、人工林の多さは不満 生活環境 ●工業用水として山水が使えるのはよいが、上水道があるとなお良い 地域環境 ●道路が狭いのは不満 ●公園が少ないのは不満
環境経営が求められる時流に対して	●環境負荷削減がムダの削減につながりコスト削減になったのはメリット ●リサイクル製品が販売可能になったことはメリット ●環境配慮のための設備投資はデメリット
環境配慮活動への取り組み	省エネ等 ●省エネルギー、コピー用紙削減による廃棄物削減 地域貢献 ●事業所周辺の清掃を実施
環境経営への取り組み	●エコアクション 21 の認証取得 ●ISO14001 の認証取得
課題・市への要望	●環境配慮の設備導入等への補助金を充実させてほしい ●環境配慮手法の講習会を希望
環境保全に貢献できること	●地域の環境保全活動への参加

第 3 章

望ましい環境像と目標

第３章　　望ましい環境像と目標

１．　望ましい環境像と目標

望ましい環境像とは、私たちが暮らす本市の良好な環境を次世代に継承するため、本市の環境について「こうなってほしい」、「こうあるべきだ」と思い描く将来のすがたです。また、望ましい環境像を具体的に実現するために目標を設定しました。目標は「市民参加」、「自然環境」、「生活環境」、「地域環境」、「地球環境」の５つの観点から設定した５つの基本目標と、基本目標を展開した個別目標があります。

望ましい環境像

環境像のキーワードは…和(なご)やか・滑(なめ)らか・円(まろ)やか・健(すこ)やか・細(こま)やか

（このキーワードは、アンケートとヒアリングおよび市民検討会の結果から導きだされました）

滑(なめ)らか

安芸高田は豊かな水を生み出す「源流の地」。その水源とそこにある資源を水のように滑らかに守ろう

源流ならではのまちづくり

円(まろ)やか

資源は有限。ものを大切にし、循環させながら無駄なく暮らす「もったいない」の心を育てよう

「もったいない」のまちづくり

和(なご)やか

みんなで環境に配慮しながら、互いに支えあい補い合いながら、和やかな環境をつくろう

「もやい」のまちづくり

基本テーマ

豊かな自然環境の保全　偉大なる地球環境の再生

“5(いつ)かは！”日本一の
環境もやいのまち　安芸高田

健(すこ)やか

地域に伝わる歴史や文化を継承し、この地域ならではの資源を活かしながら健やかに暮らそう

潤いと安らぎのまちづくり

細(こま)やか

みんなで脱温暖化に取り組み、互いにその成果を実感できる（見える化）しくみをつくろう

脱温暖化のまちづくり

基本テーマの意味

５つの「か」でまとめられた環境像を、いつの日にか実現するのではなく、目標期間で実現できるよう、「もやい」の精神で全市一丸となって取り組もうとの想いがこめられています。

2．　環境施策の体系

環境施策は、望ましい環境像及び環境目標を実現させるための施策です。望ましい環境像（基本テーマ、将来像）、目標（基本目標、個別目標）、重点プロジェクトと環境施策の体系は次のとおりです。

環境施策の体系

【基本テーマ】

“5（いつ）かは！”日本一の環境もやいのまち　安芸高田

豊かな自然環境の保全　偉大なる地球環境の再生

【将来像】	【基本目標】	【個別目標】	【環境施策】
和（なご）やか	市民参加による活動を推進する 「もやい」のまちづくり	各地域で環境保全に取り組むまちをめざします 地域の環境情報が共有できるまちをめざします 環境配慮の意識が高いまちをめざします みんなが参画し組織的な環境保全活動を行うまちをめざします 各主体が協働して環境保全活動をするまちをめざします	環境活動の継続・拡大 情報提供の推進 環境教育の推進 活動牽引組織づくり【重点】 市民協働の環境づくり
滑（なめ）らか	豊かな生態的資源を保全する 源流ならではのまちづくり	豊かな水源とさわやかな大気環境を保全するまちをめざします 里地里山を保全し資源に変えるまちをめざします 多様な動植物と共生するまちをめざします 地域の資源環境を復元するまちをめざします ６次産業のしくみを育て、豊かなまちをめざします	水質・大気の保全【重点】 山林や農用緑地の保全 生態系の保全【重点】 自然環境の復元 環境と経済の両立【重点】
円（まろ）やか	持続的な循環型社会を構築する 「もったいない」のまちづくり	資源をたいせつにするまちをめざします きれいな住空間を守るまちをめざします ごみゼロのまちをめざします 産業廃棄物の適正処理と循環利用を行うまちをめざします 汚染のない健康なまちをめざします	2Rの推進【重点】 清掃活動の推進 ポイ捨て・不法投棄対策 産業廃棄物の減量・適正処理の推進 環境監視・公害対策
健（すこ）やか	地域資源(アメニティ)を創造する 潤いと安らぎのまちづくり	美しい景観のあるまちをめざします 水辺や里山を身近に親しめる空間のあるまちをめざします 歴史・文化に親しみ、継承するまちをめざします 緑地を守り、緑豊かな公共空間のあるまちをめざします 地域資源や施設を活用し、賑わいのあるまちをめざします	景観の保全と活用 水辺・里山における憩いの場創出 文化財の保全と活用【重点】 公園緑地の拡充整備 交流でにぎわいの創出【重点】
細（こま）やか	地球にやさしい低炭素社会を実現する 脱温暖化のまちづくり	地域ぐるみの省エネと“創”エネのまちをめざします 自然エネルギーを活用するまちをめざします 環境にやさしく利用しやすい交通環境のあるまちをめざします 地域内で資源循環ができるまちをめざします 各主体の脱温暖化の成果が評価されるまちをめざします	省エネ・“創”エネの促進【重点】 新エネルギーの利用促進 環境にやさしい交通体系の整備 地産地消の推進 環境マネジメントシステムの導入

【重点プロジェクト】８策

- 「環境もやい☆安芸高田（仮称）」立ち上げプロジェクト
- 「水すまし隊」結成プロジェクト
- 「全域生態圏」プラン作成プロジェクト
- 環境にやさしい農業プロジェクト ～身土不二・６次産業システムづくり～
- ものを大切に！リユース文化形成プロジェクト
- 文化・歴史の保全プロジェクト
- あきたかた交流イベント企画プロジェクト
- 「省エネビジョン」具現化＆創エネ研究プロジェクト

3. 環境施策の内容

環境施策の内容は次のとおりです。環境施策は、対象範囲（分野）ごとの基本目標を展開した個別目標に基づき、とりまとめています。

（1）市民参加

基本目標

市民参加による活動を推進する
「もやい」のまちづくり

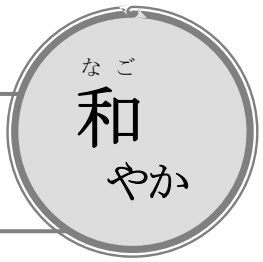

望ましい環境像を実現するためには、まず私たちの暮らし方が周囲の環境に負荷を与えている事実を認識し、地域や地球環境の現状について理解することが不可欠です。その上で環境教育や環境学習の機会を積極的に設け、情報を共有しながら環境に配慮したライフスタイルの実践や自然を大切にする意識を高めることが必要です。

また、さまざまな環境問題を解決するための取り組みを成功させるためには、市民がそれぞれに取り組むことはもちろんのこと、市民・事業者・行政の各主体が情報を共有し、協働して取り組むことが重要です。

個別目標

- ●各地域の環境保全に取り組むまちをめざします
- ●地域の環境情報が共有できるまちをめざします
- ●環境配慮の意識が高いまちをめざします
- ●みんなが参画し組織的な環境保全活動を行うまちをめざします
- ●各主体が協働して環境保全活動をするまちをめざします

環境施策

- **・環境活動の継続・拡大**
  →環境活動の支援と取り組み促進
- **・情報提供の推進**
  →地域の環境情報の収集・管理・共有・発信のシステム構築
- **・環境教育の推進**
  →環境教育、環境学習の場の確保
- **・活動牽引組織づくり【重点】**
  →環境活動のリーダーとなる組織形成
  →人材育成
- **・市民協働の環境づくり**
  →各主体、団体の活動ネットワークの構築

各主体の望ましい役割（例）

市民	■ 地域の環境活動に積極的に取り組む ■ 環境学習等のプログラムの企画に協力・参加する ■ 環境情報を提供する
事業者	■ 地域の環境活動を積極的に支援・協力し、取り組む ■ 環境イベント等の啓発活動の実施に協力する ■ 環境情報を提供・利活用に協力
行政	■ 体系的な環境学習や環境教育プログラムを企画実施する ■ 活動牽引組織「（仮称）環境もやい☆安芸高田」を設立運営する ■ 環境情報を収集・提供する

（2）自然環境

基本目標

豊かな生態的資源を保全する

源流ならではのまちづくり

滑（なめ）らか

本市は源流のまちであり、下流の水都ひろしまを支える豊富で良質な水源に恵まれたまちです。また、この水源を守る広大な森林は、清らかな水を育むとともにさわやかな大気環境を生み出しています。

私たちの健康的な暮らしには安心・安全な水と大気が不可欠です。この暮らしを守るためには、水源や森林の安定的な保全が必要です。本市の豊かな森林や水源の生態系を守り残すことは非常に重要であり、次世代への私たちの責任でもあります。

個別目標

- ●豊かな水源とさわやかな大気環境を保全するまちをめざします
- ●里地里山を保全し資源に変えるまちをめざします
- ●多様な動植物と共生するまちをめざします
- ●地域の資源環境を復元するまちをめざします
- ●6次産業[1]のしくみ育て、豊かなまちをめざします

環境施策

・水質・大気の保全【重点】
→水源の森林整備・保全

・山林や農用緑地の保全
→荒廃した森林の整備・保全
→耕作放棄地の利用促進

・生態系の保全【重点】
→自然観察会・学習会等の実施
→生態系の調査と情報収集

・自然環境の復元
→環境課題の調査

・環境と経済の両立【重点】
→６次産業システムの構築

各主体の望ましい役割（例）

市民	■ 森林や里山の保全整備活動の必要性を理解し、積極的に参加する ■ 生態系の調査と保護対策への理解を深め、協力する ■ 地元の資源活用に協力する
事業者	■ 森林や里山の保全整備活動の必要性を支援し、積極的に取り組む ■ ６次産業のしくみの構築と展開に積極的に参画する ■ 生態系の調査と保護対策への理解を深め、協力する
行政	■ 森林整備や生態系調査の実施や保護対策を総合的に行う ■ ６次産業のしくみの構築を支援する ■ 耕作放棄地の利用促進を行う

[1] ６次産業：地域の第１次産業とこれに関連する第２次・第３次産業（加工・販売等）に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取り組み。

（3）生活環境

基本目標

持続的な循環型社会を構築する

「もったいない」のまちづくり

まろ
円
やか

限りある資源を大切することを象徴する「もったいない」という言葉は、今や全世界に通じます。資源を枯渇させない持続可能な社会を実現するためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造やライフスタイルを見直し、資源を循環させるしくみが必要です。

私たち自身がものを大切にする意識を持ち廃棄物の減量化や再利用に積極的に取り組むとともに、資源を確実に循環させるシステムの構築が急務となっています。

個別目標

- ●資源をたいせつにするまちをめざします
- ●きれいな住空間を守るまちをめざします
- ●ごみゼロのまちをめざします
- ●産業廃棄物の適正処理と循環利用を行うまちをめざします
- ●汚染のない健康なまちをめざします

環境施策

- **・２Ｒ（リデュース、リユース）の推進【重点】**
  - →リユース市の開催
  - →生ゴミの堆肥化
- **・清掃活動の推進**
  - →一斉清掃の実施
- **・ポイ捨て・不法投棄対策**
  - →防止活動、キャンペーンの実施
- **・産業廃棄物の減量・適正処理の推進**
  - →資源循環システムの構築
- **・環境監視・公害対策**
  - →対策の強化、推進

各主体の望ましい役割（例）

市民	■ 使い捨て製品を購入しないなどごみの減量に努める ■ リユース市を積極的に利用するなど資源の再利用に取り組む ■ 環境配慮型商品を積極的に購入する
事業者	■ 事業活動におけるごみの減量化に努める ■ 環境汚染を防止する ■ 環境配慮型商品の開発・製造や販売に積極的に取り組む
行政	■ リユース市の設置など良好な資源循環システムを構築、展開する ■ 環境配慮型商品に関する情報提供や普及促進を図る ■ 環境汚染の発生防止対策を推進する

（4）地域環境

基本目標

地域資源(アメニティ)を創造する

潤いと安らぎのまちづくり

すこ
健やか

本市は昔から交通の要衝であり、豊かな水と緑に育まれ自然と史跡・伝統文化があいまって、神楽などの誇るべき伝統文化が今日に至るまで受け継がれています。また、豊かな水を背景に古くからまちが開かれ、水辺環境や里地里山に親しみ、暮らすことのできる恵まれた環境にあります。

この本市ならではの歴史・文化・環境等の地域資源を、潤いと安らぎのある“ふるさと”として整備し、次世代に伝えることは大変重要です。また、地域資源を日々の暮らしの中に取り込み、その恩恵を身近に感じることのできる環境・景観が形成されることは、まちの活性化にも繋がります。

個別目標

- **●美しい景観のあるまちをめざします**
- **●水辺や里山を身近に親しめる空間のあるまちをめざします**
- **●歴史・文化に親しみ、継承するまちをめざします**
- **●緑地を守り、緑豊かな公共空間のあるまちをめざします**
- **●地域資源や施設を活用し、賑わいのあるまちをめざします**

環境施策

- **・景観の保全と活用**
  →景観調査
- **・水辺・里山における憩いの場創出**
  →親水・里地空間の整備
- **・文化財の保全と活用【重点】**
  →地域資源調査・マップの作成
- **・公園緑地の拡充整備**
  →既存の施設利用調査
- **・交流でにぎわいの創出【重点】**
  →都市との定期的な交流イベント開催

各主体の望ましい役割（例）

市民	■ 文化財保護の理解を深め、調査や保護活動に協力する ■ 公共空間の整備活動への参加・協力し、適正に利用する ■ 交流イベントの企画等に協力し、参加する
事業者	■ 文化財保護の理解を深め、調査や保護活動を支援・協力する ■ 公共空間の整備活動を支援する ■ 交流イベントの企画等を支援・協力し、実施に参画する
行政	■ 文化財保護意識を啓発し、保護活動の活性化を図る ■ 公共空間の整備活動に取り組む ■ 交流イベントを開催し、にぎわいの創出を図る

（５）地球環境

基本目標

地球にやさしい低炭素社会を実現する

脱温暖化のまちづくり

細（こま）やか

深刻化する地球温暖化は、私たちの暮らしから排出するＣＯ2の排出が原因であることは明らかであり、近年頻発する異常気象も地球温暖化に起因すると言われています。地球環境を守るための脱温暖化への取り組みは、本市においても積極的に取り組むべき課題となっています。

まずは、市民・行政・事業者の各主体が、それぞれの立場からエネルギー使用の削減等の脱温暖化への取り組みを進めるとともに、協働で脱温暖化に取り組むネットワークをつくる必要があります。

また、本市には、ＣＯ2吸収源となる豊かな森林と新エネルギーの資源が豊富にあります。この資源を活かす本市ならではの脱温暖化への取り組みも積極的に進めていく必要があります。

個別目標

- ●地域ぐるみの省エネと“創”エネ[2]のまちをめざします
- ●自然エネルギーを活用するまちをめざします
- ●環境にやさしく利用しやすい交通環境のあるまちをめざします
- ●地域内で資源循環ができるまちをめざします
- ●各主体の脱温暖化の成果が評価されるまちをめざします

環境施策

- **・省エネ・創エネの促進【重点】**
  →環境家計簿の普及
- **・新エネルギーの利用促進**
  →森林バイオマス・エネルギー活用促進
- **・環境にやさしい交通体系の整備**
  →公共交通機関の整備
- **・地産地消の推進**
  →地域産物の流通促進
- **・環境マネジメントシステムの導入**
  →事業者の環境経営の支援

各主体の望ましい役割（例）

市民	■ 脱温暖化への理解を深める ■ 省エネの重要性・必要性を理解し取り組む ■ 創エネへの理解を深める ■ 地元産の商品を購入する
事業者	■ 脱温暖化への理解を深める ■ 省エネの重要性・必要性を理解し取り組む ■ 創エネへの取り組みを理解し、技術協力などの支援を行う
行政	■ 脱温暖化の啓発を図る ■ 省エネの取り組みを支援し、地域への普及対策を推進する ■ 創エネのしくみを構築するための取り組みを行う

[2] 創エネ：創エネルギーの略称。エネルギー消費を節約する「省エネ」だけでなく、エネルギーを創出しようとする考え方。代表的なものとして、太陽光発電など再生可能エネルギーの活用やコジェネレーションシステムがある。

第 4 章

重点的な取り組み

第４章　　重点的な取り組み

１．　重点的な取り組みの設定

本市の望ましい環境像とその施策の実現に向けて、早急に取り組む必要があり、大きな効果が期待される次の8つの重点プロジェクトを位置づけます。

あきたかた環境未来８策

①「環境もやい☆安芸高田（仮称）」立ち上げプロジェクト
②「水すまし隊」結成プロジェクト
③「全域生態圏」プラン作成プロジェクト
④ 環境にやさしい農業プロジェクト～身土不二・６次産業システムづくり～
⑤ ものを大切に！リユース文化形成プロジェクト
⑥ 文化・歴史の保全プロジェクト
⑦ あきたかた交流イベント企画プロジェクト
⑧「省エネビジョン」具現化＆創エネ研究プロジェクト

このプロジェクトは、市民を対象としたアンケート調査、団体と事業者ヒアリングの結果などをもとに実施した「市民検討会」で出された企画シートや他市町の事例を参考として立案したものです。

プロジェクトの実施期間は、平成23(2011)年度を初年度とした5年間となり、取り組みの詳細については、随時、進捗状況に応じて企画し、具体的な実施計画にまとめあげて持続発展的な取り組みにつなげていきます。

プロジェクト毎に、①名称、②ねらいと個別施策の概要、③期待される効果、④取り組みとスケジュールについて記載し、⑤指標（●定性または○定量）の記述も行います。

＊（スケジュール表の　は検討、　は実践開始、　は実践年度を示しています。）

２．　重点的な取り組みの内容

（１）「環境もやい☆安芸高田（仮称）」立ち上げプロジェクト

ねらい	あらゆる主体が参画できる「場」として、「環境基本計画」の推進のための活動の主役となる市民を中心とした「核組織」を立ち上げる。
個別施策	(A) 地区別「環境づくりワークショップ」の開催 (B) 環境づくりリーダー養成講座の開催 (C) 組織設立の世話人会議の発足 →組織像づくり (D) 組織の設立とキックオフ事業（イベント）の実施 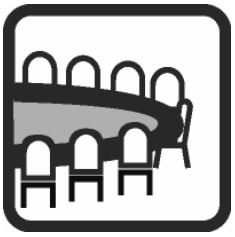
期待される効　果	・　「計画」の実行で協働のまちづくりが進む ・　市民意識の向上 ・　コミュニティ単位での環境づくりの活性化

取り組み（推進項目）とスケジュール

推進項目	H23	H24	H25	H26	H27
地区別ワークショップの開催					
環境づくりリーダー養成講座の開催					
世話人会議の発足・組織像づくり					
組織の設立とキックオフ事業の実施					

指　標	●　組織が立ち上がる ○　ワークショップ実施地区：６町で１ヶ所以上かつ 16 地区以上 ○　環境リーダー登録者：60 人以上
その他	「環境もやい☆安芸高田」を地球温暖化対策地域協議会としても位置づける

（2）「水すまし隊」結成プロジェクト

ねらい	それぞれの地域で水環境の保全に取り組むグループを「水すまし隊」と名付け、これを全市的に結成することで、生活排水の浄化も含め良好な水環境の保全という「源流地帯」の使命を果たす。
個別施策	(A) 「水すまし隊」設置要領の作成 (B) シンボル空間探し (C) 水域を守るクリーン作戦の実施 (アダプト[1]指定) (D) 生活排水浄化対策の推進 (E) 「水すまし隊」登録→実践
期待される効　果	・ 景観と水質の保全で「源流のまち安芸高田」を強く発信できる

取り組み（推進項目）とスケジュール

推進項目	H23	H24	H25	H26	H27
「水すまし隊」設置要領の作成					
シンボル空間探し					
水域クリーン作戦（アダプト指定）					
生活排水浄化対策の推進					
「水すまし隊」登録・実践					

指　標	○ アダプト指定：６町２ヶ所以上かつ 20 ヶ所以上 ○ 「水すまし隊」登録 10 件 ○ 水質判定
その他	下水道整備・浄化槽対策との整合性に配慮する

[1] アダプト：養子縁組のこと。団体が里親になり、養子とみなした空間を定期的な清掃などで面倒をみていく活動

（3）「全域生態圏」プラン作成プロジェクト

ねらい	市全域が、人が自然に対して働きかけることによってできあがった豊かな里地里山生態系であることを「全域生態圏」と呼び、森林や源流をはじめ豊かな生態的資源を活かし、生物多様性を保全することで、人にも生き物にもやさしい住みよい「源流ならではのまちづくり」を実現するための基本となるビジョンとプランを作成する。
個別施策	(A) 自然観察会の開催 (B) 生物調査による 「あきたかた生き物MAP」づくり (C)「全域生態圏」の考え方の共有 （情報整理・学習） (D) プラン作成要員の組織化 (E) プランの作成
期待される効　果	・生物・環境と人間の共生→生物多様性を活かす→源流ならではのまちの実現

取り組み（推進項目）とスケジュール

推進項目	H23	H24	H25	H26	H27
自然観察会の開催					
「あきたかた生き物MAP」づくり					
「全域生態圏」の考え方の共有					
プラン作成要員の組織化					
プランの作成					

指　標	○　自然観察会：６町で１回以上かつ 10 回以上 ●　希少生物の保護や外来種駆除に係るルールの具現化
その他	関係団体（JA・森林組合など）との意見交換が第一歩

（4）環境にやさしい農業プロジェクト

～身土不二[2]・６次産業システムづくり～

ねらい	農業は、食料の生産という役割に加え、自然循環機能や安全性の確保などを含め、環境と調和した産業であり、本市の環境施策を考えるうえで極めて重要なものである。 「身土不二」の精神を基盤に、食と農をつなぎ、１次・２次・３次産業の融合を図るシステムをつくりあげていくなかで、環境と経済の好循環を実現させていく。
個別施策	(A) 地産地消の学校給食懇談会の開催 (B) 安芸高田の食と農を考える会の組織化 (C) 農業に関わる環境イベントの企画・運営 (D) ６次産業ネットワークモデル事業の推進
期待される効　果	・ 農地の保全による自然循環機能の向上と「地産地消」で脱温暖化と心身の健康増進につながる

取り組み（推進項目）とスケジュール

推進項目	H23	H24	H25	H26	H27
地産地消の学校給食懇談会の開催					
食と農を考える会の組織化					
農業に関わる環境イベントの企画・運営					
６次産業ネットワークモデル事業					

指　標	● 体制が整い、検討や企画が具現化する
その他	JA 広島北部の「中長期営農振興計画」との連携が必要 「広島県環境にやさしい農業推進方針」との整合

[2] 身土不二：しんどふじ。その土地で採れたものをその土地の食べ方で食べること。

（５）ものを大切に！　リユース文化形成プロジェクト

ねらい	循環型社会の構築のために不可欠な、ごみの発生抑制（リデュース）と再利用（リユース）を強力に進め、「ごみゼロのまち」を実現する第一歩として、「ものを大切にする」文化を形成する。
個別施策	(A) まちぐるみごみ減量 PR (B) リユース市の開催 (C) 生ごみ堆肥化の推進 (D) 常設の資源ごみ置き場の設置 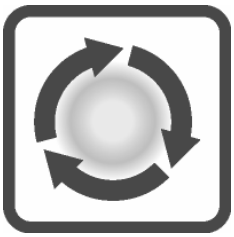
期待される効　果	・　ごみの減量とものを大切にする意識の醸成

取り組み（推進項目）とスケジュール

推進項目	H23	H24	H25	H26	H27
まちぐるみごみ減量 PR					
リユース市の開催					
生ごみ堆肥化の推進					
常設の資源ごみ置き場の設置					

指　標	●　リユース市の開催
その他	「一般廃棄物処理基本計画」等との整合性に配慮

（6）文化・歴史の保全プロジェクト

ねらい	市民の貴重な財産というべき文化財や歴史的遺産を保全することは、広く市民が環境に配慮したまちづくりに関わるうえでの入り口となるものであり、既存の施策と連動させながら、環境の切り口で情報の整理や新たなイベント企画を行う。
個別施策	(A) 既存資料等の収集・整理 →「環境的文化・歴史資源 MAP」作成 (B) 一地区一品「保全アイテム」の選定 (C) 「保全」のためのイベントの開催 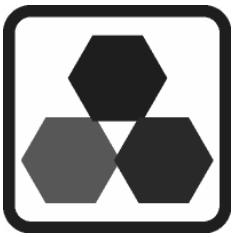
期待される効　果	・ 地域資源（アメニティ）に関心が高まることで、その保全や活用をとおして環境配慮の意識が醸成され、実践の輪が広がる

取り組み（推進項目）とスケジュール

推進項目	H23	H24	H25	H26	H27
既存資料等の収集・整理→MAP 作成					
一地区一品「保全アイテム」の選定					
「保全」のためのイベントの開催					

指　標	○　イベントの開催：全市的 4 回、各地区 1 回以上
その他	アメニティ：あるべきものが、あるべきところに、あるべきようにある

（7）あきたかた交流イベント企画プロジェクト

ねらい	本市の特性である良好な自然､豊かな歴史と文化などを他市町へ積極的にPRする「交流イベント」を企画・開催することで、にぎわいの創出はもとより、本市への移住促進につながり、さらに人々が定住できる住みよく生産性の高いまちにしていく。
個別施策	(A) 安芸高田の「いいところ」探し (B) 「高田へおいでよ」環境イベント８景の企画 (C) 案内ボランティアの養成 (D) 市内外の連携による里山整備の実施 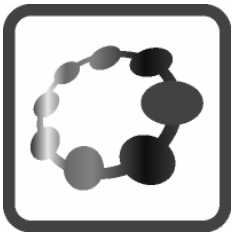
期待される効　果	・ 本市の「いいところ」を市民が再確認することで、それを資源にした交流イベントの企画・実施をとおして、市内外の人の輪が形成され、環境整備につながる

取り組み（推進項目）とスケジュール

推進項目	H23	H24	H25	H26	H27
安芸高田の「いいところ」探し					
「高田へおいでよ」環境イベント８景の企画					
案内ボランティアの養成					
市内外の連携による里山整備の実施					

指　標	○　イベント８景の企画書の作成 ●　「いいところ」探しへの市民の関心の高まりと参加度向上
その他	観光部門等との連携・整合性に配慮する

（8）「省エネビジョン」具現化&創エネ研究プロジェクト

ねらい	平成 22(2010)年 2 月に策定した「安芸高田市地域省エネルギービジョン」に記載されたプロジェクトを具体的に実行していくことと併せて、自然エネルギーなどの活用（創エネ）を通じて「エネルギー自給」の地域づくりを研究することで「知恵と工夫でつくる省エネのまち」を実現する。
個別施策	(A) 生活見直しデーと環境家計簿運動の推進 (B) エコ・フェアの開催 (C) 脱温暖化地域協議会の設立と活動 (D) 創エネ研究会の発足 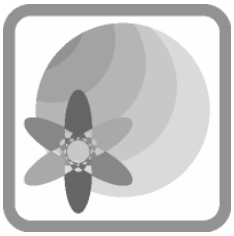
期待される効　果	・　「地域省エネビジョン」が具体化されることで、ライフスタイルの見直しが進み、新エネルギーの導入が促進される

取り組み（推進項目）とスケジュール

推進項目	H23	H24	H25	H26	H27
生活見直しデー・環境家計簿運動					
エコ・フェアの開催					
脱温暖化地域協議会の設立・活動					
創エネ研究会の発足					

指　標	○　脱温暖化の実践活動場面が増える ●　地域協議会の設立
その他	国の「地域温暖化対策に係る中長期ロードマップ」や県の「地域温暖化対策地域推進計画」などの整合性を考慮しつつ、プロジェクトを推進する

第5章

計画の推進体制と進行管理

第５章　　計画の推進体制と進行管理

１．　計画の推進体制

「計画」を総合的かつ実践的に推進し、望ましい環境像を実現させるためには、多様な主体（市民、各種主体、ＮＰＯ、事業者、市など）の連携・協働が不可欠です。

具体的には、重点プロジェクトの推進母体としての「環境もやい☆安芸高田（仮称）」を核に、市で設置する「安芸高田市環境基本計画推進委員会（仮称）」との連絡調整・協議が定期的に行われる必要があります。（下図参照）

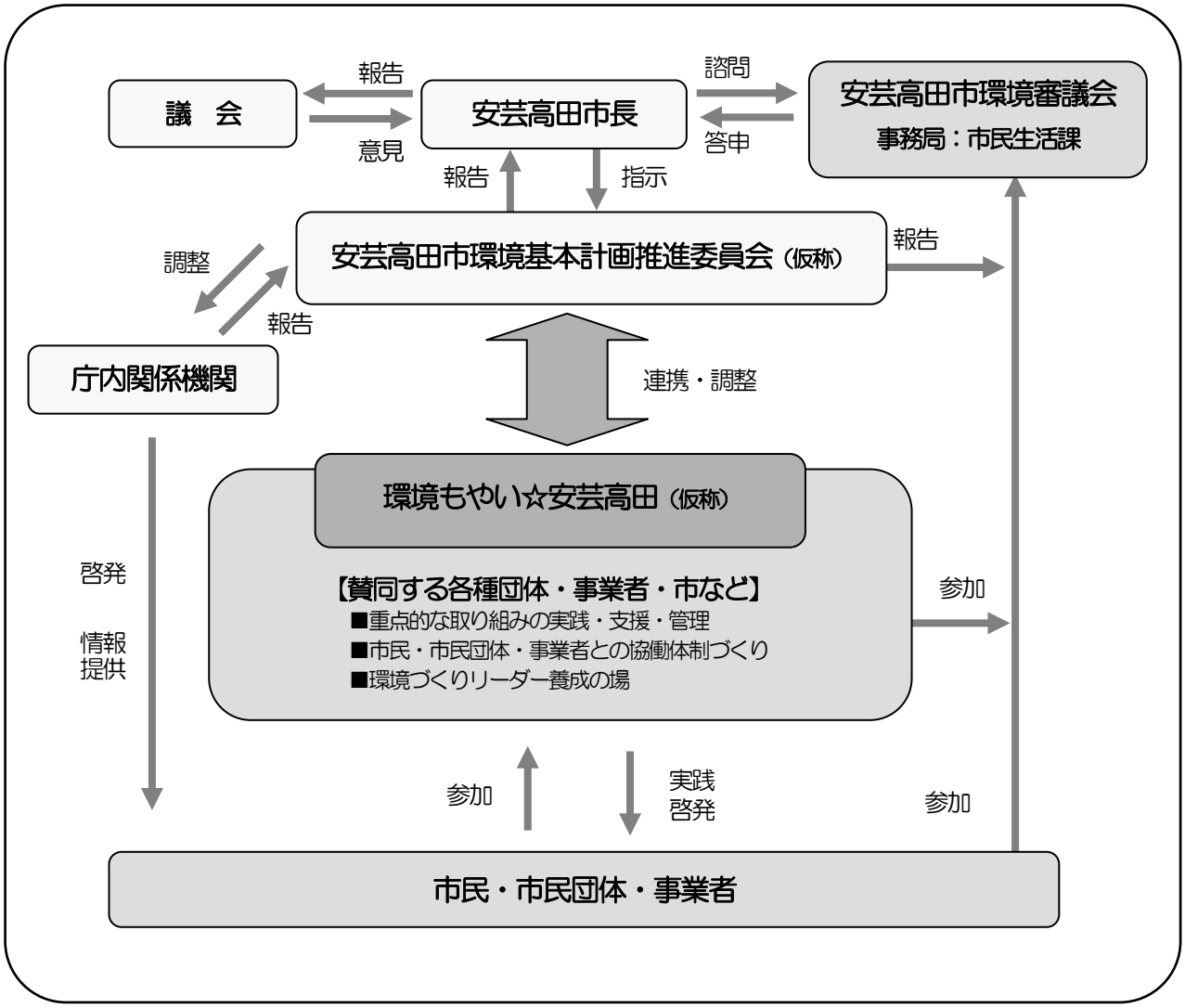

２．　計画の進行管理

計画の実効性を確保するためには、適切な進行管理が必要です。本計画では、管理手法（マネジメントシステム）の基本的な考え方であるＰＤＣＡサイクルを用いて計画の進行管理を行います。

●ＰＤＣＡサイクルの利用

ＰＤＣＡサイクルの考え方は、環境保全の取組を継続的に計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→見直し（Action）の４つのステップで計画の進行を管理する仕組みです。

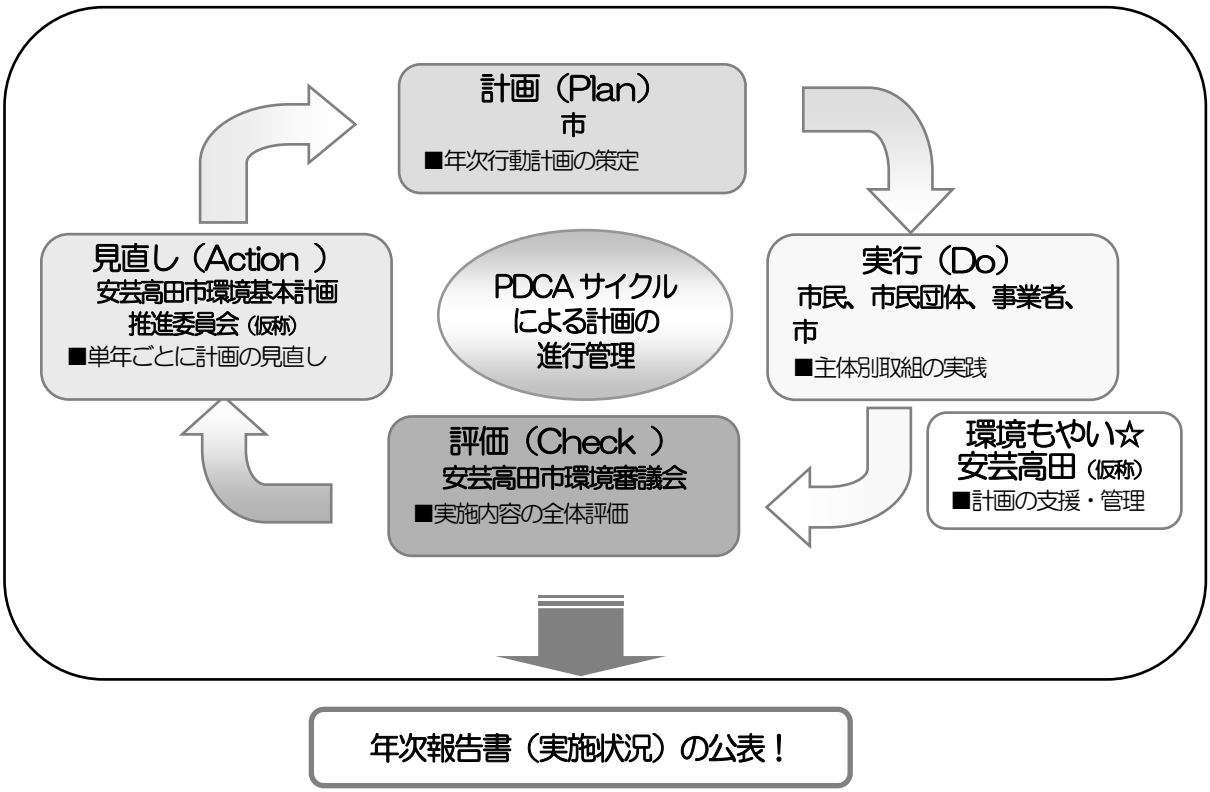

● 進行管理

◆計画（Plan）

「安芸高田市環境基本計画推進委員会（仮称）」は、当該年度に行う取組について、市民や事業者の意見を踏まえ、その計画と目標を設定した年次行動計画を取りまとめます。

◆実行（Do）

本計画は、市民、市民団体、事業者、市が取組を実践します。これらの取組を円滑に推進するため、「環境もやい☆安芸高田（仮称）」を中心に市民、市民団体、事業者が協働で取り組めるパートナーシップを基本として、計画を支援・管理します。

◆評価（Check）

取組の実施状況について、庁内関係機関や「環境もやい☆安芸高田（仮称）」からの意見を踏まえ、「安芸高田市環境基本計画推進委員会（仮称）」は、年次報告書として結果の取りまとめを行います。その結果をもとに、審議会で評価を行います。

評価手法

■計画の進捗状況や取組の実施状況は、年次報告書として整理します。評価は、それらの達成状況から判断します。また、年次報告書は、一般に公表して、市民、市民団体、事業者へ情報提供を行います。

◆見直し（Action）

市民、市民団体、事業者の意見及び審議会での調査審議を踏まえ、「安芸高田市環境基本計画推進委員会（仮称）」が計画の見直しを行います。

なお、審議会では、これらの毎年の進行管理結果を基に、社会状況の変化、環境に対する価値観の変化を踏まえ、5年に一度、必要に応じて計画全体の見直しを行います。

資料編

資料１．条例等

１．　安芸高田市環境基本条例

平成22年3月18日条例第9号

目　次

第1章　総則(第1条－第3条)
第2章　市、市民等、事業者及び所有者の責務(第4条－第8条)
第3章　環境の保全に関する基本方針(第9条)
第4章　環境の保全に関する基本的な計画の策定(第10条－第12条)
第5章　環境の保全に関する基本的施策の推進(第13条－第19条)
第6章　環境審議会(第20条－第22条)
附則

安芸高田市は、市域面積の約8割を森林が占め、豊かな山々に囲まれ、日本海に流れる江の川と瀬戸内海に流れる太田川の源流地帯に位置して分水界が横断し、水と緑が調和した細やかで落ち着きのある景観を形成しており、食糧生産の盛んな農業地帯として発展してきた。また、古墳群、毛利元就にゆかりのある史跡その他の歴史的資源や遺産を有し、神楽、花田植等の郷土芸能を継承し、伝統文化を育んできたことは、太古より豊かな生活環境が存在したことを表している。

一方、私たちは、石油、石炭、天然ガス等の化石燃料資源を大量に消費し、便利で快適な生活を享受してきたことにより、環境への負担を著しく増大させてきたが、本市もこの影響を免れ得なくなってきている。

恵み豊かな環境の恩恵を享受することは、私たちが健全で安全かつ快適な生活を営むうえでの権利であるとともに、この環境の豊かさを維持し、安全な食糧生産を可能にし、更に向上させ、将来の世代に継承していくために、積極的に行動することもまた私たちの責務である。

私たちは、環境が有限なものであることを認識し、社会の経済活動や生活様式のあり方を見直し、昔からの財産である「もやい」や「もったいない」の精神を活かし、一人ひとりが環境をより良くするための努力を重ね、本市の自然環境や田園風景を守り、未来へ継承していくとともに、地球上のあらゆる生命が共存できるようにする取組を推進するために、この条例を制定する。

第1章　総則

(目的)

第1条　この条例は、環境の保全について基本理念を定め、安芸高田市（以下「市」という。）、市民等、事業者及び所有者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本となる事項を定め、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在と同じように安全に食糧生産ができる良好な環境を守り、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2)　環境の保全　人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全

であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
(3)　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭その他の環境の悪化によって、人の健康又は生活する上での環境に係る被害が生ずることをいう。
(4)　市民等　市の区域内(以下「市内」という。)に住所若しくは居所を有する者、市内に勤務若しくは通学する者、市内を旅行する者又は市内を通過する者等をいう。
(5)　事業者　市内において事業活動を営む個人又は法人をいう。
(6)　所有者　市内の土地又は建物について、所有、管理又は使用の権利を有する者をいう。

(基本理念)
第3条　環境の保全は、自然と人とのふれあいを確保することにより、人と自然とが共生できる社会の実現を目指し、水と緑の豊かな環境が将来の世代へ継承されるように、適切に行われなければならない。
2　環境の保全は、恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、市、市民等、事業者及び所有者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。
3　環境の保全は、それが人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題でもあることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

第2章　市、市民等、事業者及び所有者の責務

(市の責務)
第4条　市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、次に掲げる事項に関し基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。
(1)　公害の防止に関すること。
(2)　自然環境の保全に関すること。
(3)　野生生物の種の保存及び生態系の多様性の保護に関すること。
(4)　人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全及び形成、歴史的及び文化的遺産の保護等に関すること。
(5)　安全な食糧生産を担保することができる環境を維持し、確保すること。
(6)　廃棄物の適正処理及び減量並びに再生利用に関すること。
(7)　資源及びエネルギーの有効利用に関すること。
(8)　二酸化炭素の排出の抑制に関すること。
(9)　前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関すること。

(市民等の責務)
第5条　市民等は、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの浪費を避ける等日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
2　前項に定めるもののほか、市民等は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)
第6条　事業者は、事業活動を行うにあたっては、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は事業活動に起因する環境への負荷の低減その他環境の保全のために必要な措置を自らの責任において講ずるものとし、物の製造又は加工、販売その他の事業活動を行う場合にあっては、次に掲

げる原則によらなければならない。
(1)　再生資源その他の環境への負荷の低減に有効な原材料、役務等を利用するよう努めること。
(2)　製品その他の物が廃棄物となったときに、その適正な処理が図られるようにすること。
2　前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(所有者の責務)
第7条　所有者は、環境の保全上の支障を防止するため、自らの責任において土地又は建物の適切な管理等必要な措置を講ずるものとし、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)
第8条　市は、広域的な取組を必要とする環境の保全に関する施策を実施するにあたっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めるものとする。

第3章　環境の保全に関する基本方針

(環境の保全に関する施策の策定等に係る基本方針)
第9条　市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施にあたっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を指針として施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。
(1)　人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の自然的要素が良好な状態に保持されること。
(2)　生態系の多様性の保護、野生動物の種の保存等、地球上のあらゆる生命の共存が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的及び社会的な条件に応じて体系的に保全されること。
(3)　人と自然との豊かなふれあいが保たれ、自然との調和を基調とした良好な景観の形成並びに歴史的及び文化的遺産の保存が図られること。
(4)　潤いと安らぎのある環境の保全が図られること。
(5)　廃棄物の減量及び適正処理並びに資源の有効利用を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

第4章　環境の保全に関する基本的な計画の策定

(環境基本計画)
第10条　市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
2　環境基本計画は、地域の自然的及び社会的な特性を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。
(1)　環境の保全に関する長期的な目標
(2)　環境の保全に関する施策に係る基本的な事項
(3)　前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3　市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ第20条に規定する安芸高田市環境審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
4　市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5　前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)
第11条　市長は、市の環境の現状及び環境基本計画に基づく環境の保全に関する施策の実施状況を明らかにするための年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(総合的調整)
第12条　市は、環境に関する施策を策定し、及び実施するときは、環境基本計画との整合を図らなければならない。
2　市は、環境の保全に関する施策の効率的かつ体系的な推進を図るため、環境の保全に関する施策について総合的な調整を行い、必要な措置を講ずるものとする。

第5章　環境の保全に関する基本的施策の推進

(規制の措置)
第13条　市は、環境の保全への支障を防止するため、公害の原因となる行為その他の人の健康又は生活環境の保全に支障となるおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)
第14条　市は、市民等、事業者及び所有者が自らの行為に起因する環境への負荷の低減その他環境の保全等に関する活動をすることとなるように誘導するために必要があると認めるときは、その活動をする者に対して経済的な助成を行うために必要な措置を講じなければならない。

(監視、測定、調査、研究等)
第15条　市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な監視、測定等の体制を整備し、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について情報の収集に努めるとともに、環境に係る調査、研究等を実施し、その成果の普及に努めるものとする。

(環境影響への事前配慮)
第16条　市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを促すために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)
第17条　市は、持続的発展が可能な社会の実現のため、市民等及び事業者自らが、社会の経済活動や生活様式を見直し、資源及びエネルギーの消費の抑制並びに資源の循環的な利用並びに廃棄物の減量化が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習及び環境教育の推進及び情報の提供)
第18条　市は、市民等及び事業者又はこれらの者の組織する団体が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、情報の提供、広報活動の充実、資料の提供、学習の場の確保等の必要な支援の措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の施策への反映)

第19条　市は、環境の保全に関する施策を推進するため、市民等及び事業者又はこれらの者の組織する団体の意見を反映するように努めるものとする。

第6章　環境審議会

(環境審議会の設置等)
第20条　市は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、環境審議会を置く。

(所掌事務)
第21条　環境審議会は市長の諮問に応じ、環境の保全について次に掲げる事項を調査審議する。
(1)　環境基本計画の策定及び変更に関すること。
(2)　その他環境の保全に関する重要事項に関すること。
2　環境審議会は、前項に定める事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)
第22条　環境審議会の委員(以下「委員」という。)は、11名以内をもって構成する。
2　前項に定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

２．　計画の策定経過

安芸高田市環境基本計画の策定経過

庁内策定委員会	環境審議会	市民検討会	その他
●第１回 平成 22 年 9 月 27 日 計画の構成と策定スケジュール他	●第１回 平成 22 年 9 月 30 日 計画の構成と策定スケジュール他	●第１回 平成 22 年 11 月 6 日 現状・課題の整理	平成 23 年 2 月 28 日 ～平成 23 年 3 月 14 日 パブリックコメントの募集
●第２回 平成 22 年 11 月 24 日 市民アンケート、団体・事業者ヒアリング結果の検討他	●第２回 平成 22 年 11 月 26 日 市民アンケート、団体・事業者ヒアリング結果の検討他	●第２回 平成 22 年 12 月４日 望ましい環境像の検討	
●第３回 平成 23 年 1 月 19 日 望ましい環境像と目標、重点的な取り組みの検討他	●第３回 平成 23 年 1 月 24 日 望ましい環境像と目標、重点的な取り組みの検討他	●第３回 平成 22 年 12 月 12 日 重点プロジェクト検討	
●第４回 平成 23 年 3 月 25 日 パブリックコメントの集約について、望ましい環境像と目標、重点的な取り組み、計画の推進体制と進行の検討他	●第４回 平成 23 年 3 月 28 日 パブリックコメントの集約について、望ましい環境像と目標、重点的な取り組み、計画の推進体制と進行の検討他		

安芸高田市環境基本計画策定までの経緯

日付	内容
平成 16 年 3 月 1 日	吉田町・八千代町・美土里町・高宮町・甲田町・向原町の合併により安芸高田市が誕生
平成 17 年 3 月	安芸高田市総合計画策定
平成 21 年 11 月 22 日	安芸高田市環境基本条例制定に向け、安芸高田市環境基本条例制定委員会を設置し、審議開始
平成 22 年 3 月 18 日	安芸高田市環境基本条例制定、同日施行
平成 22 年 3 月 23 日	安芸高田市環境審議会規則制定
平成 22 年 9 月 30 日	安芸高田市環境審議会設置、環境基本計画の審議開始
平成 23 年 3 月	安芸高田市環境基本計画策定

３．　委員名簿

安芸高田市環境審議会委員

役職	氏名	所属等
会長	早瀬　光司	学識経験者　広島大学総合科学研究科　教授
副会長	前川　民也	安芸高田市公衆衛生推進協議会　会長
委員	中川　博憲	広島県西部厚生環境事務所広島支所衛生環境課　課長
委員	大道　和子	安芸高田市商工会　女性部長
委員	下田　眞理子	安芸高田市女性連合会　副会長
委員	近藤　俊樹	広島北部農業協同組合　総務部長
委員	大久保　紀子	安芸高田市まちづくり委員会　委員
委員	岡川　元春	高田郡森林組合　代表理事専務
委員	沖　剛志	公募
委員	堀　啓子	公募

安芸高田市庁内策定委員会委員

役職	氏名	所属等
委員長	廣政　克行	市民部　部長
副委員長	久保　慶子	市民部市民生活課　課長
委員	沖野　文雄	総務企画部総務課　課長
委員	新川　昭夫	総務企画部財産管理課　課長
委員	竹本　峰昭	総務企画部政策企画課　課長
委員	益田　茂樹	総務企画部まちづくり支援課　課長
委員	清水　勝	産業振興部地域営農課　課長
委員	近永　義和	産業振興部農林水産課　課長
委員	佐々木　亮	産業振興部商工観光課　課長
委員	大田　伸一郎	建設部管理課　課長
委員	近永　和明	建設部水道課　課長
委員	上本　文生	建設部下水道課　課長
委員	森川　薫	教育委員会教育総務課　課長
委員	沖野　和明	教育委員会生涯学習課　課長

資料２．安芸高田市の概況と環境の現状

１．　安芸高田市の概況

（１）人口

◆地区別人口世帯数（平成 20(2008)年 3 月 31 日現在）

単位：人、世帯

		吉田	八千代	美土里	高宮	甲田	向原	合計
全体	外国人	290	79	7	52	63	76	567
	日本人	11,299	3,911	3,335	4,183	5,581	4,466	32,775
	計	11,589	3,990	3,342	4,235	5,644	4,542	33,342
65 歳以上	外国人	17	9	0	3	0	2	31
	日本人	2,918	1,179	1,328	1,794	1,848	1,627	10,694
	計	2,935	1,188	1,328	1,797	1,848	1,629	10,725
高齢化率		25.83	30.15	39.82	42.89	33.11	36.43	32.63
世帯数		4,726	1,577	1,178	1,750	2,144	1,839	13,214

〔安芸高田市資料〕

（２）農業

◆利用形態別耕地面積の概要（自給的農家を除く）

単位：ha

	田	畑	樹園地	合計
安芸高田市	2,766	230	26	3,022
広島県	29,774	3,300	3,301	36,375

資料：広島県統計年鑑

◆耕地面積割合

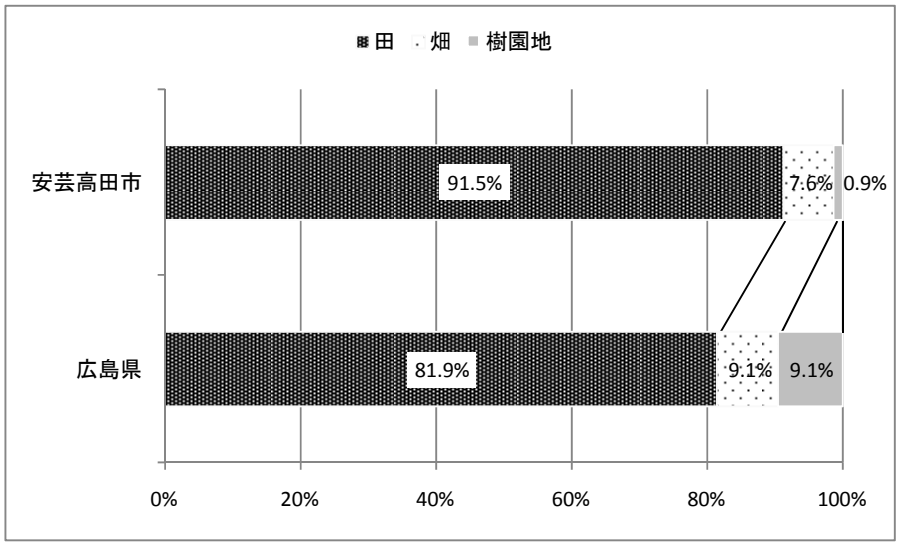

（3）商業

◆産業大分類別事業所数・従業者数の概要

単位：事業所・人

産業分類	安芸高田市		広島市	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
農業	18	404	385	6,043
林業	2	23	48	339
漁業	2	4	71	944
第1次産業	22	431	504	7,326
鉱業	3	29	52	545
建設業	179	958	12,609	98,275
製造業	181	3,456	11,252	235,212
第2次産業	363	4,443	23,913	334,032
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	72	5,685
情報通信業	3	9	1,267	22,437
運輸業	38	490	3,577	71,568
卸売・小売業	415	2,280	39,658	295,403
金融・保険業	15	145	2,041	29,663
不動産業	49	176	7,276	20,977
飲食店、宿泊業	111	490	17,706	96,946
医療、福祉	78	1,668	7,840	122,305
教育、学習支援業	27	100	4,220	35,723
複合サービス事業	25	400	1,428	17,936
サービス業（他に分類されないもの）	270	1,612	25,783	181,514
第3次産業	1,031	7,370	110,868	900,157
合計	1,416	12,244	135,268	1,241,515

資料：平成18年事業所・企業統計調査

◆産業3区分事業所数・従業者数 比率

産業区分		安芸高田市		広島県	
第1次産業	事業所数	22	1.55%	504	0.37%
	従業者数	431	3.52%	7,326	0.59%
第2次産業	事業所数	363	25.64%	23,913	17.68%
	従業者数	4,443	36.29%	334,032	26.91%
第3次産業	事業所数	1,031	72.81%	110,868	81.95%
	従業者数	7,370	60.19%	900,157	72.50%

２．　環境の現状と課題

◆水質調査地点図

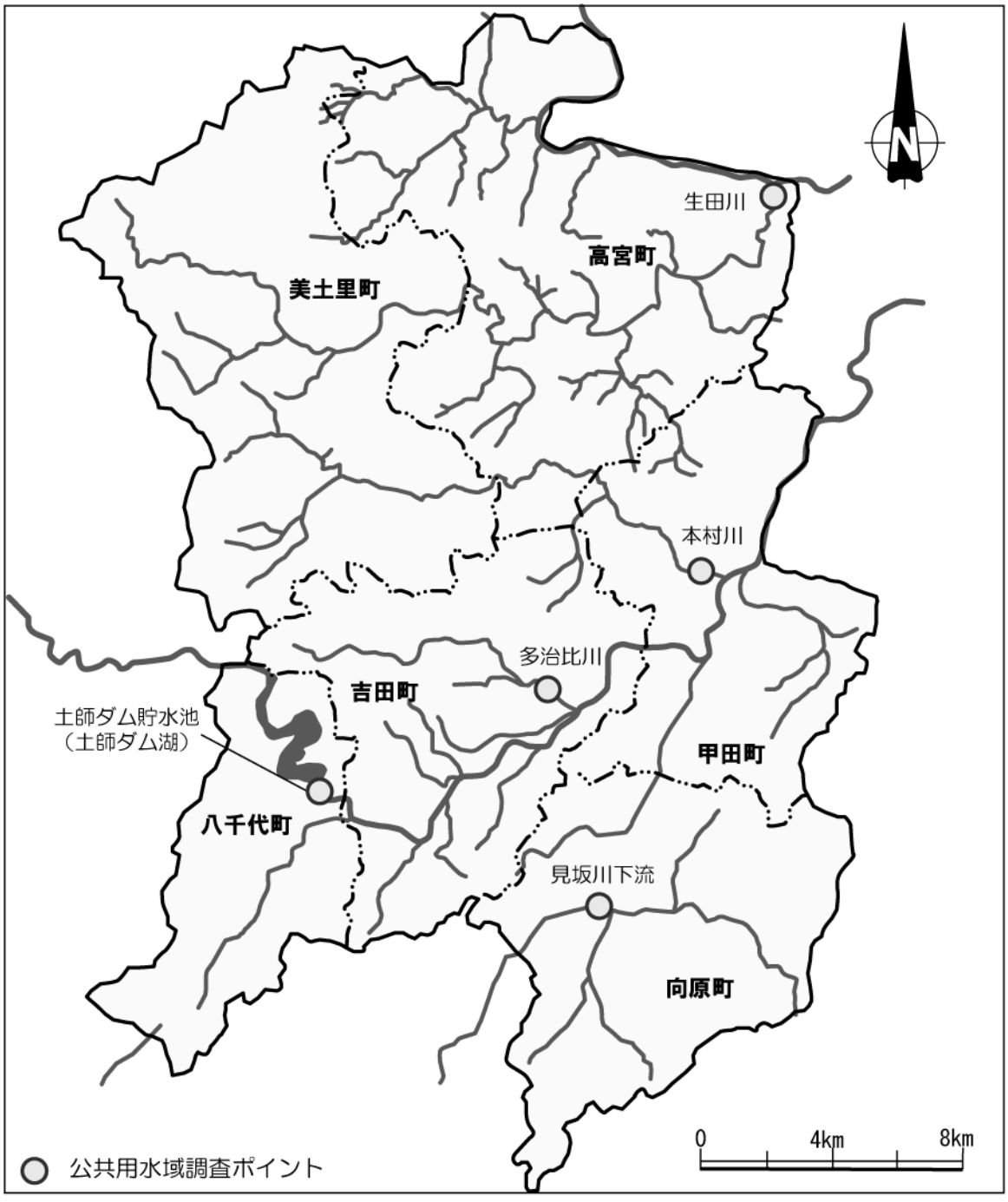

◆景観資源、文化財等位置図

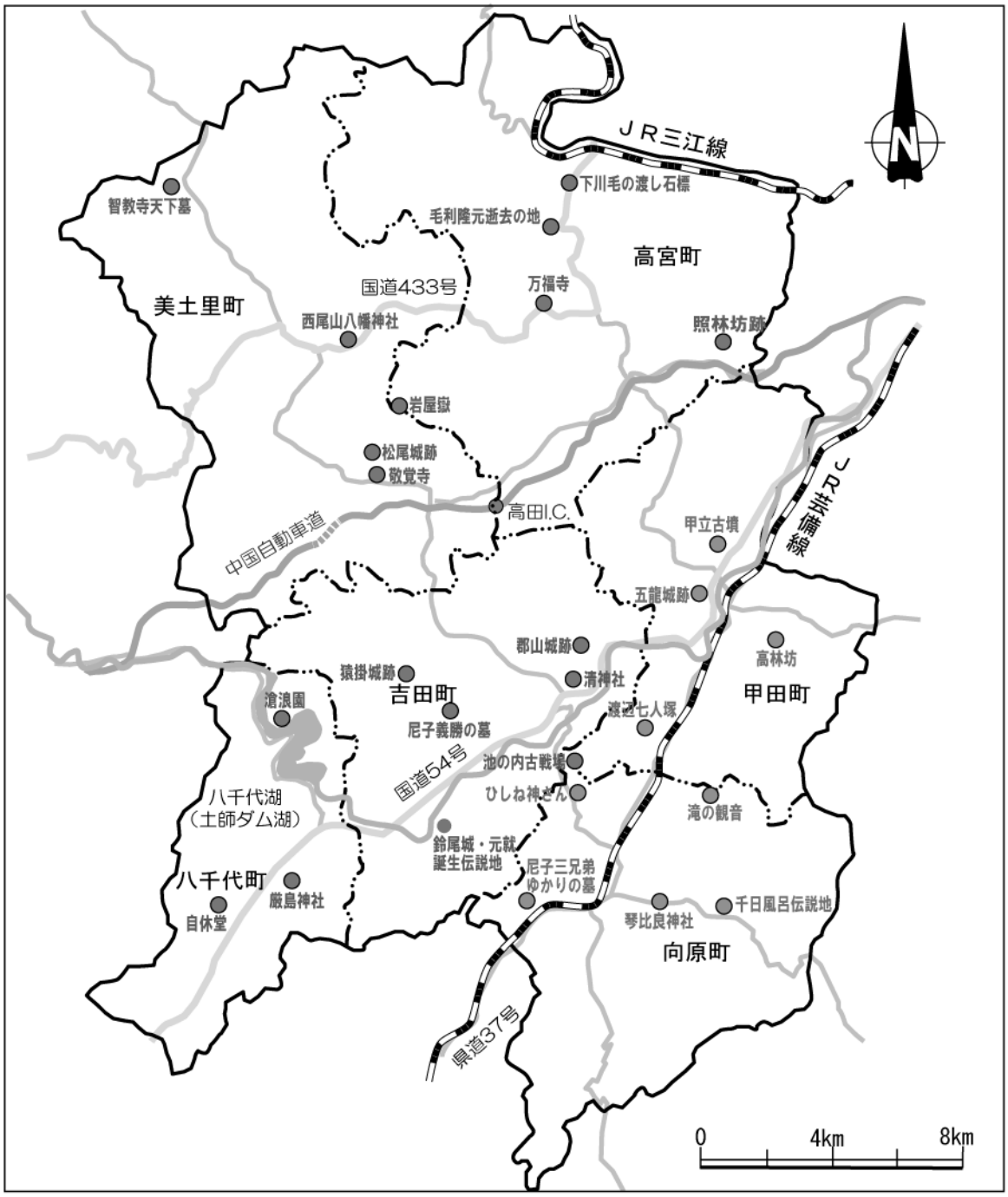

◆水道事業名称及び給水普及率（平成 22(2010)年 3 月 31 日現在）

単位：人、％

事業名		計画給水人口	区域内人口	給水人口	普及率
水道事業	2 給水区	14,810	14,637	13,983	95.53
簡易水道事業	13 認可区域	14,606	12,864	9,771	75.96
飲料水供給事業	2 地区	180	135	119	88.15
合計（施設）		29,596	27,636	23,873	86.38
合計（区域内）		29,596	32,543	23,873	73.36

◆公共下水道

処理区	処理場（名称）	処理能力（現在）	処理方式	事業認可処理面積	実施済整備面積
吉田	吉田浄化センター	1,300 m³/日最大	標準活性汚泥法	178.2 ha	90.1 ha

◆特定環境保全公共下水道

処理区	処理場（名称）	処理能力（認可分）	処理方式	事業認可処理面積	実施済整備面積
八千代	八千代浄化センター	1,600 m³/日最大	オキシデーションディッチ	49.0 ha	20.0 ha
甲田	甲田浄化センター	1,900 m³/日最大	オキシデーションディッチ	106.0 ha	97.1 ha
向原中央・南	向原中央浄化センター	1,650 m³/日最大	接触ばっ気・生物ろ過	144.7 ha	144.7 ha

◆農業集落排水処理施設

処理区	処理場（名称）	処理能力（計画）	処理方式
吉田	国司クリーンセンター	246 m³/日	連続流入間欠ばっ気
	入江クリーンセンター	252 m³/日	連続流入間欠ばっ気
八千代	下土師浄化センター	43 m³/日	沈殿分離及び接触ばっ気
美土里	生田浄化センター	168 m³/日	連続流入間欠ばっ気
高宮	原田浄化センター	206 m³/日	連続流入間欠ばっ気
	船佐中央浄化センター	362 m³/日	連続流入間欠ばっ気
甲田	浅塚浄化センター	54 m³/日	沈殿分離及び接触ばっ気
向原	向井原浄化センター	370 m³/日	連続流入間欠ばっ気（脱リン）
	万念喜浄化センター	189 m³/日	長時間ばっ気
	坂上浄化センター	127 m³/日	長時間ばっ気
	長田浄化センター	192 m³/日	長時間ばっ気
	戸島浄化センター	122 m³/日	長時間ばっ気

※日平均量

◆コミュニティ・プラント

処理区	処理場（名称）	処理能力（計画）	処理方式
甲田	吉田口浄化センター	52 m³/日最大	接触ばっ気処理

◆浄化槽設置整備事業（市設置、平成 21(2009)年度）

処理区	管理基数（基）
吉田	477
八千代	41
美土里	361
高宮	685
甲田	507
向原	4
合計	2,075

◆部門別エネルギー需要量比較

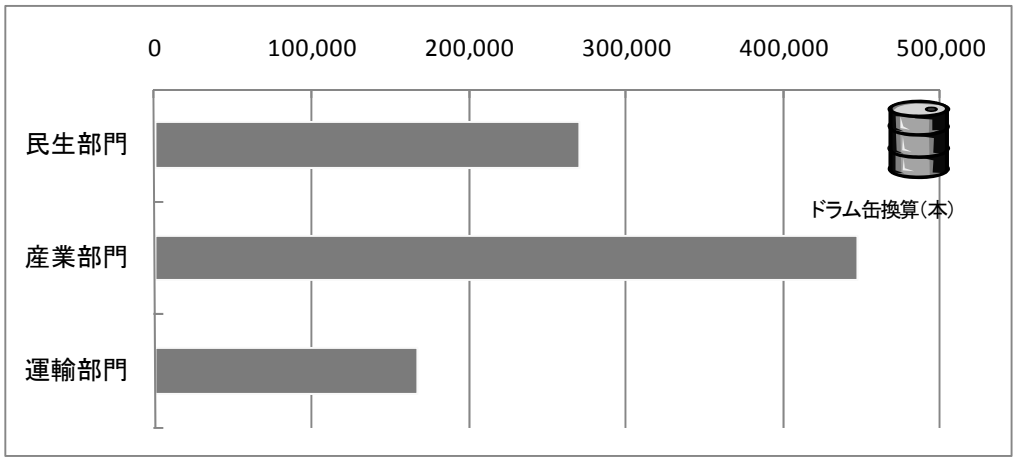

◆用途別エネルギー需要量比較

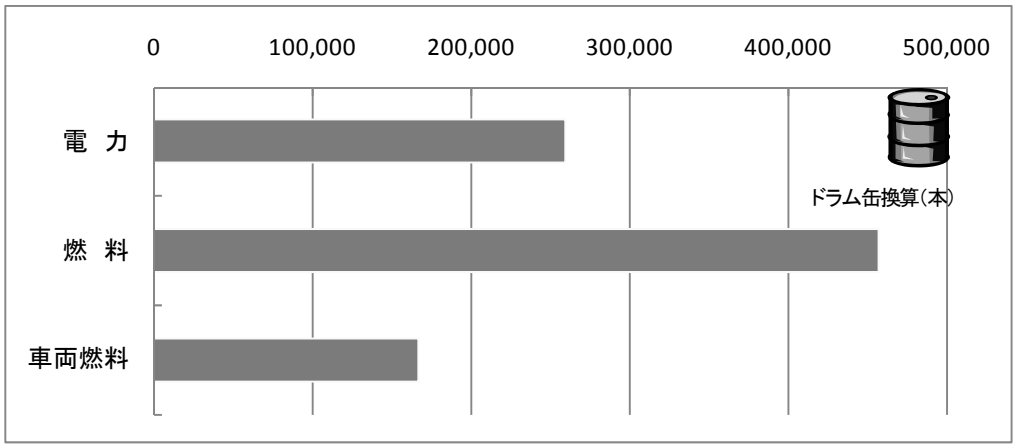

〔出典：安芸高田市地域省エネルギービジョン、平成 22(2010)年 3 月〕

◆部門別エネルギー需要量比率の比較

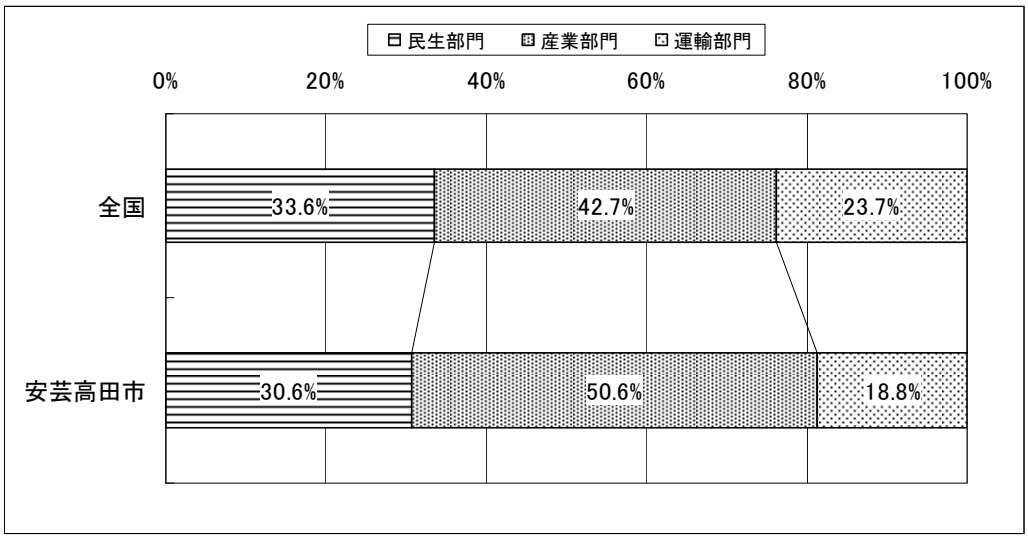

資料：総合エネルギー統計 2008 年速報値

資料３．市民アンケート

１．　調査の概要

安芸高田市環境基本計画策定にあたって、市民の環境に対しての考え方を把握し、今後の環境施策を推進するための基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。その概要は、下記のとおりです。

調査目的：市民の環境に対しての考え方等の把握のため
　　今後の環境施策推進の基礎資料とするため　など
調査期間：平成 22(2010)年 10 月 21 日～11 月５日
調査対象：市内世帯　無作為抽出
調査方法：郵送配布・回収
配布数　：1,000 通　回収数：469 通　　回収率：46.9％

２．　調査結果

（１）問１　属性情報

①　性別

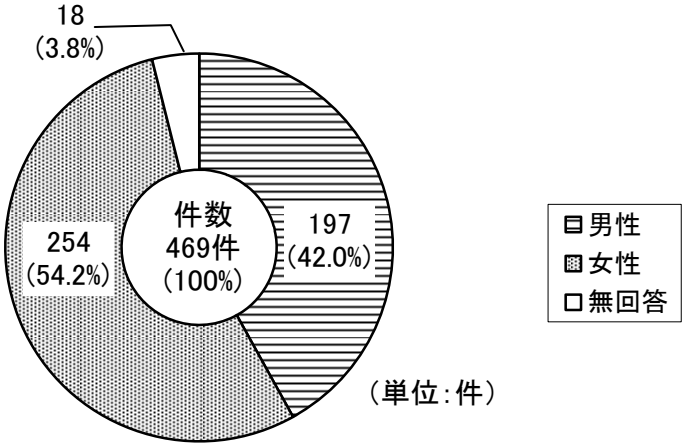

② 年齢

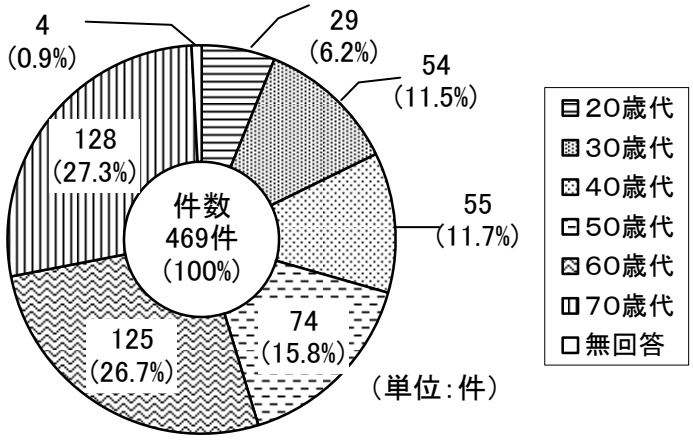

③ 主な職業

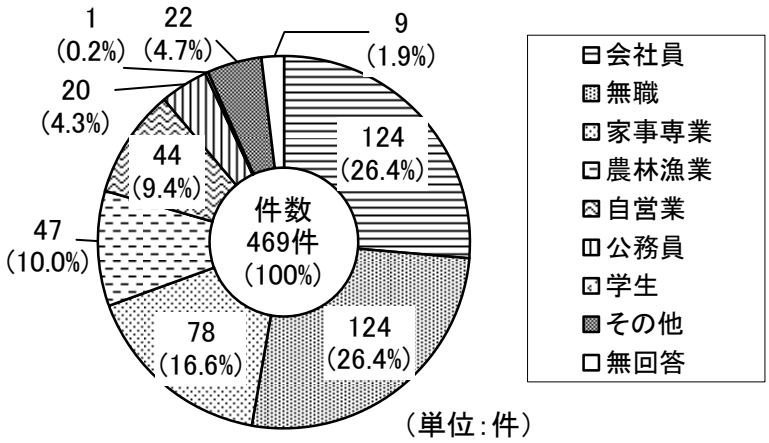

④ 住んでいる地区

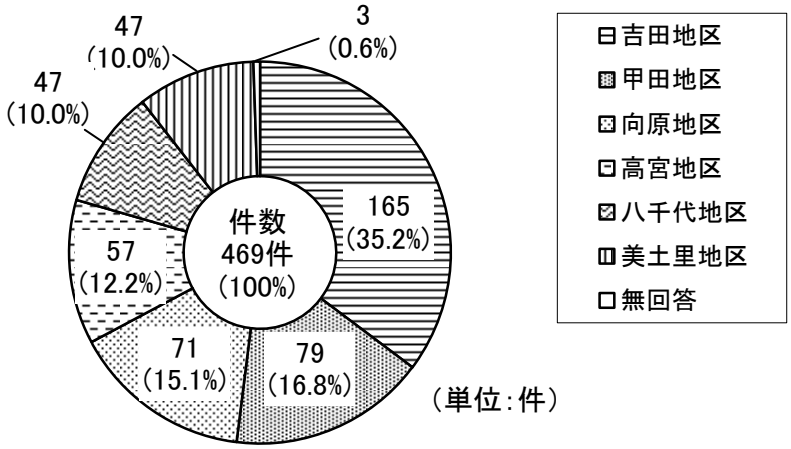

⑤　世帯構成

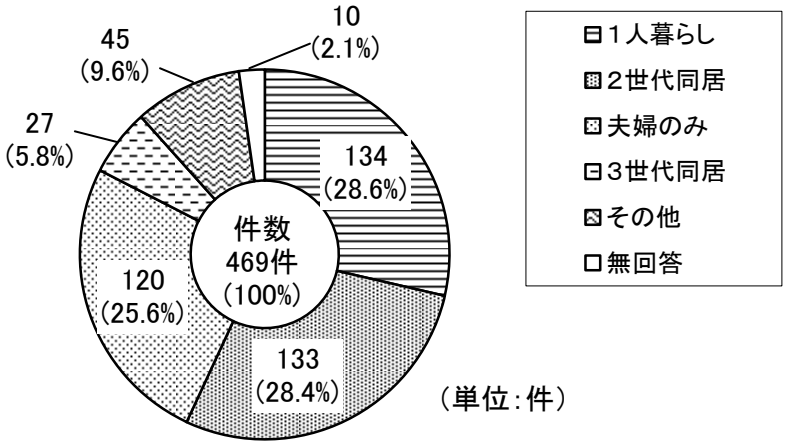

⑥　世帯人数

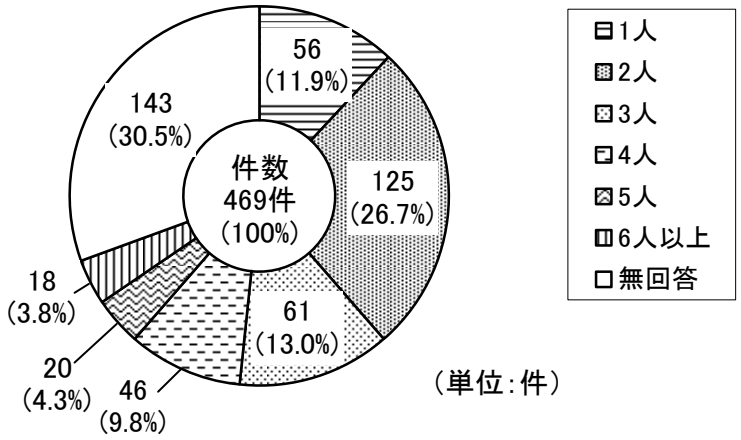

※6 人以上の回答は、6 人が 15 件、7 人が 3 件。

⑦　本市での住居年数

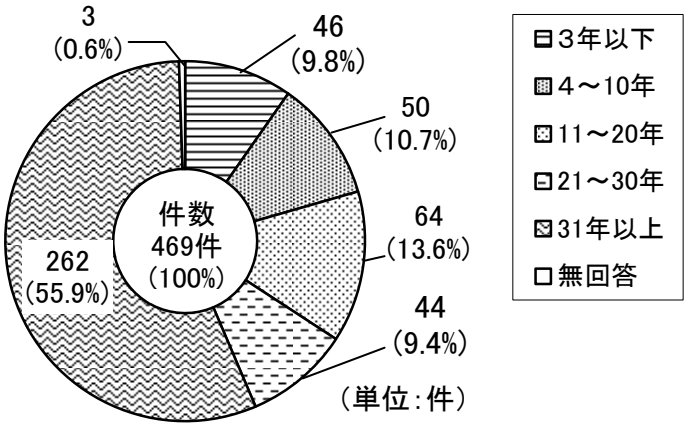

（２）問２　現在の環境保全活動

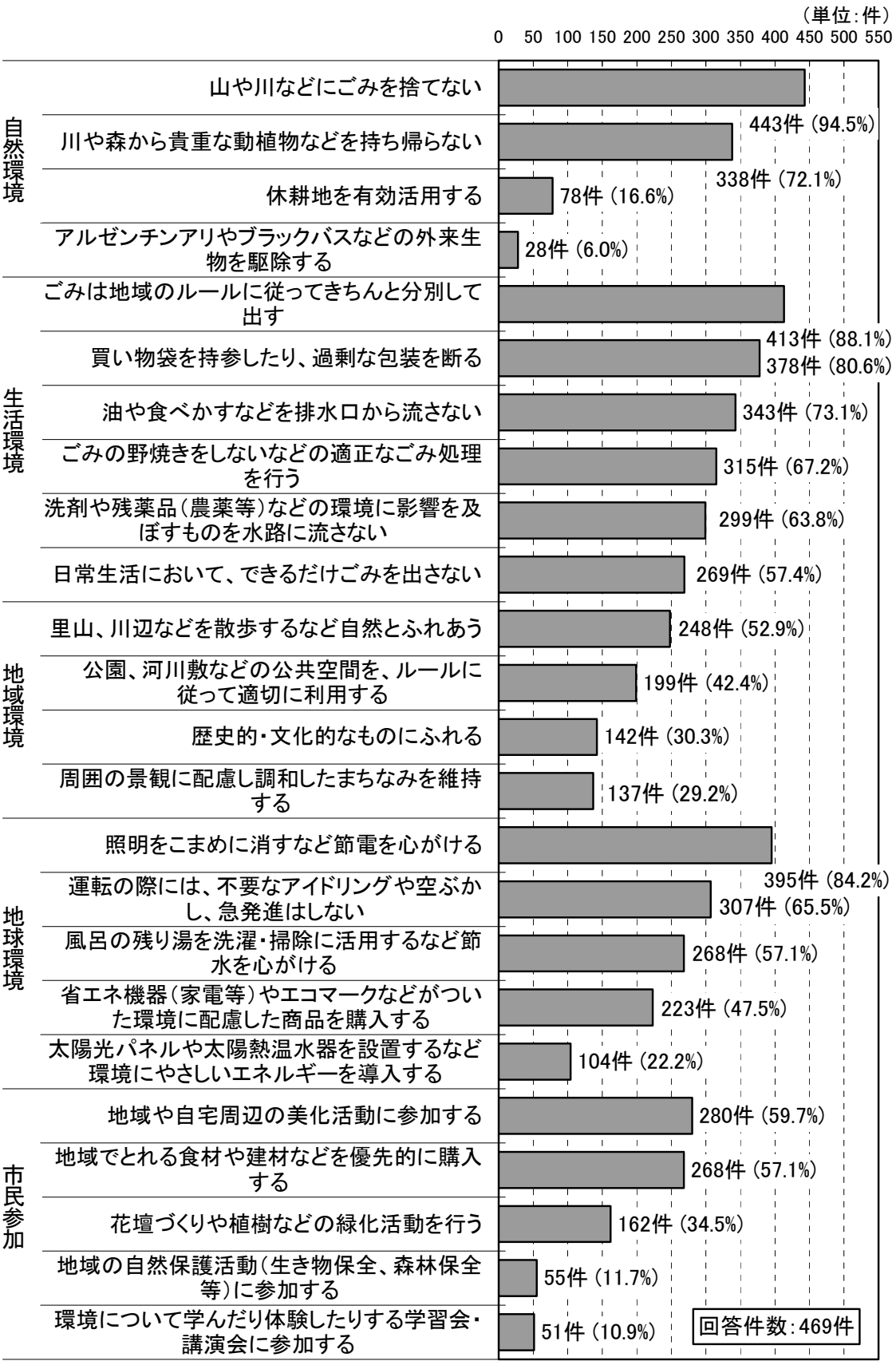

（3）問3　環境に対する満足度・重要度

●満足度

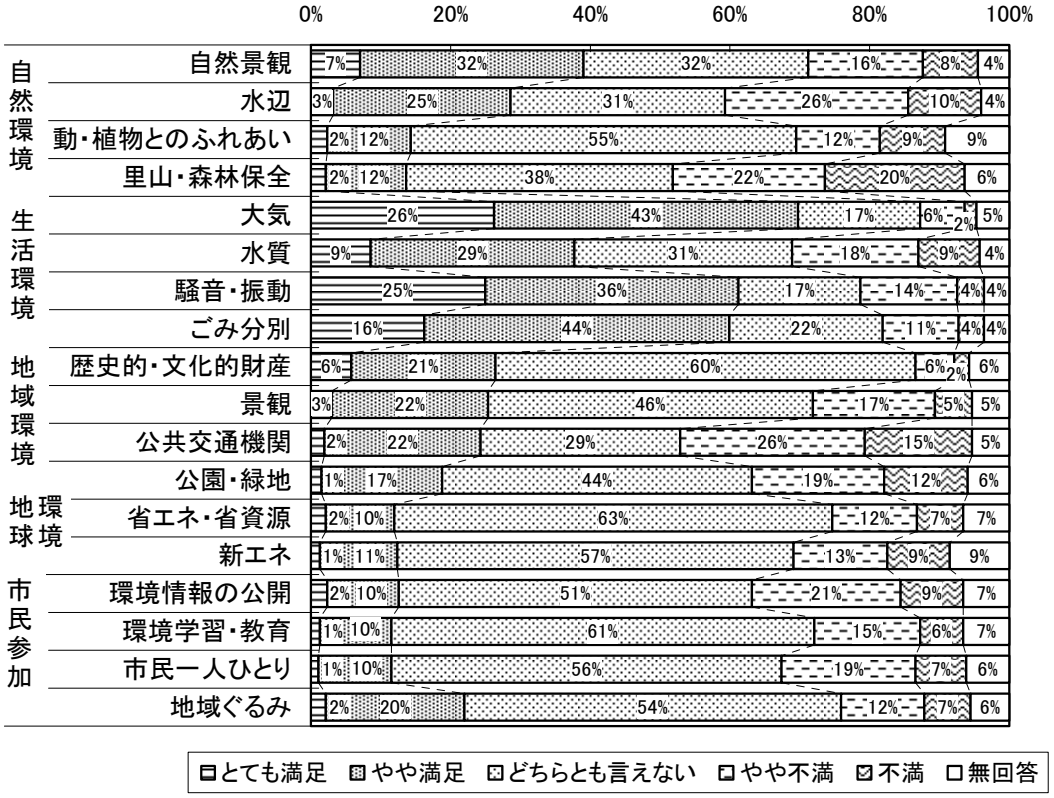

●重要度

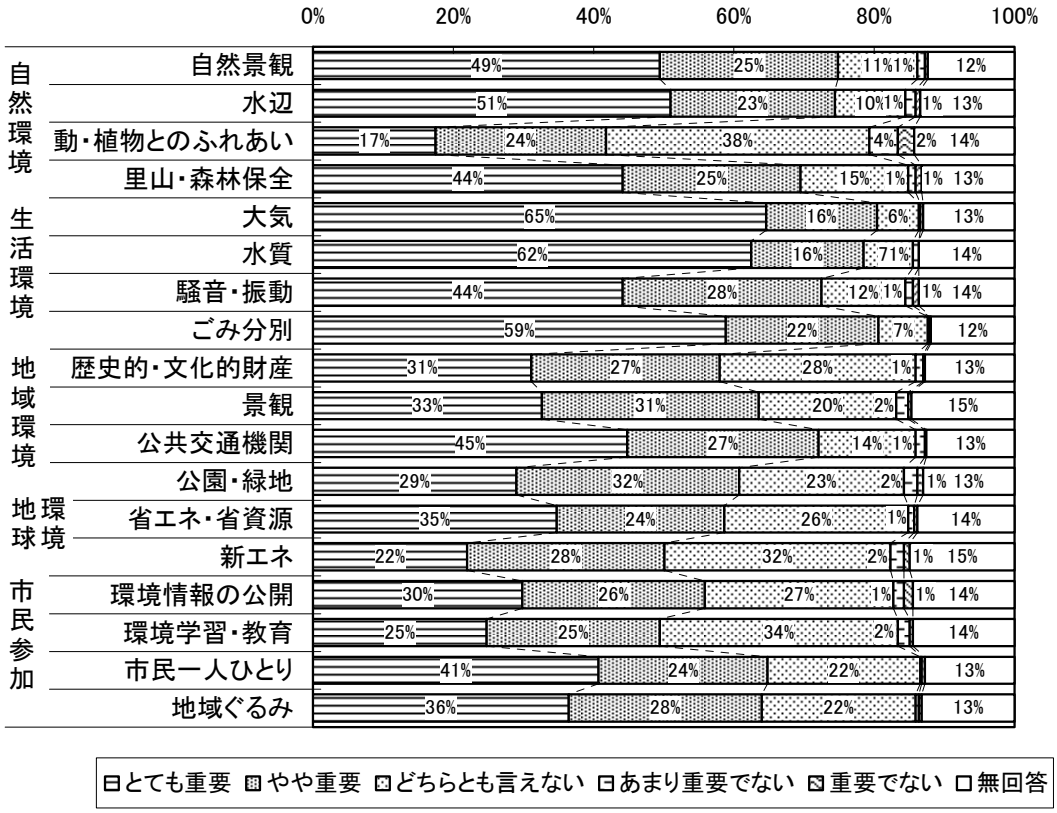

■自然景観×性別

●満足度

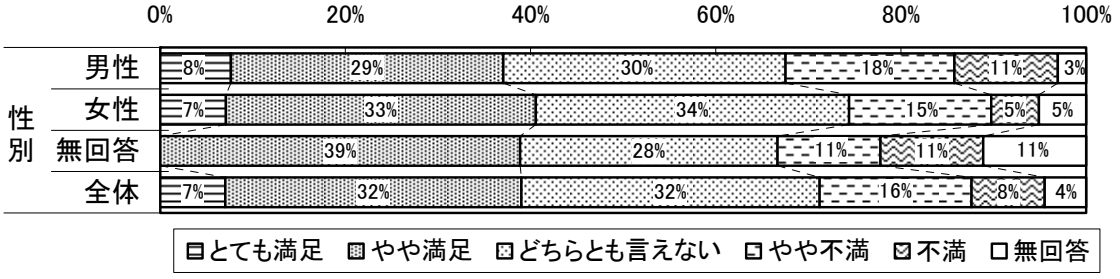

●重要度

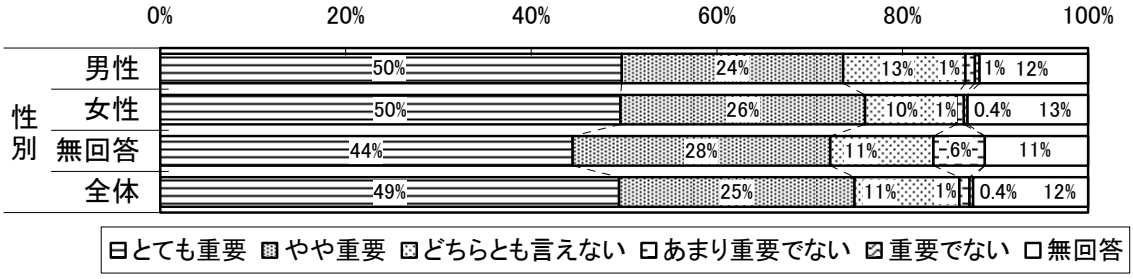

■自然景観×年齢

●満足度

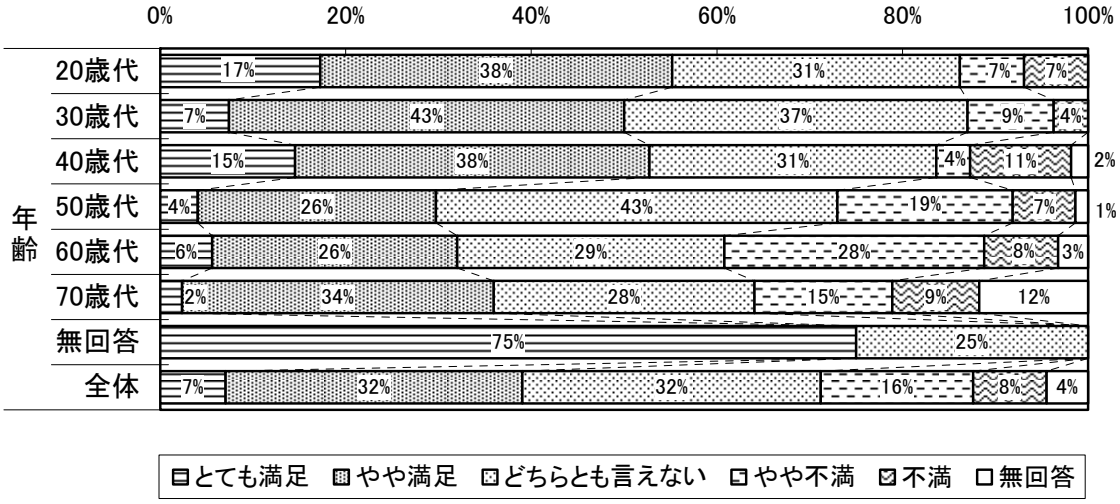

●重要度

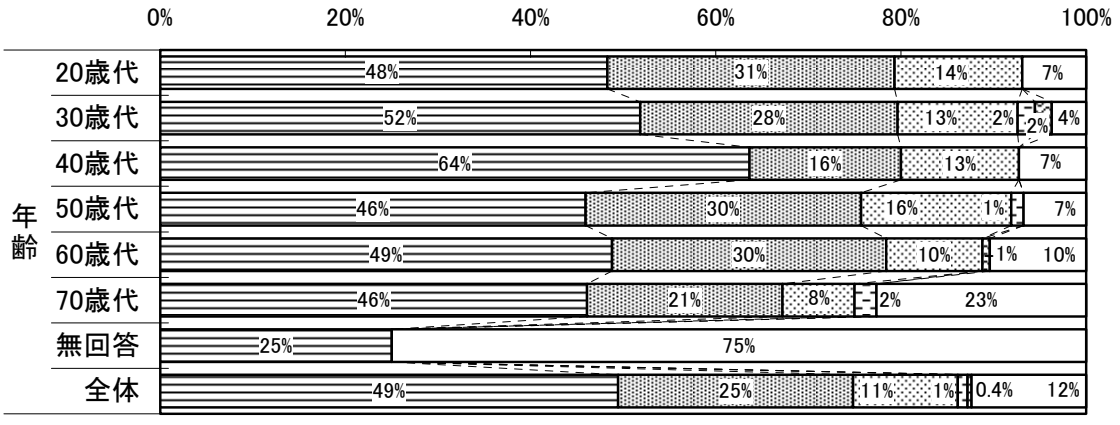

■自然景観×主な職業

●満足度

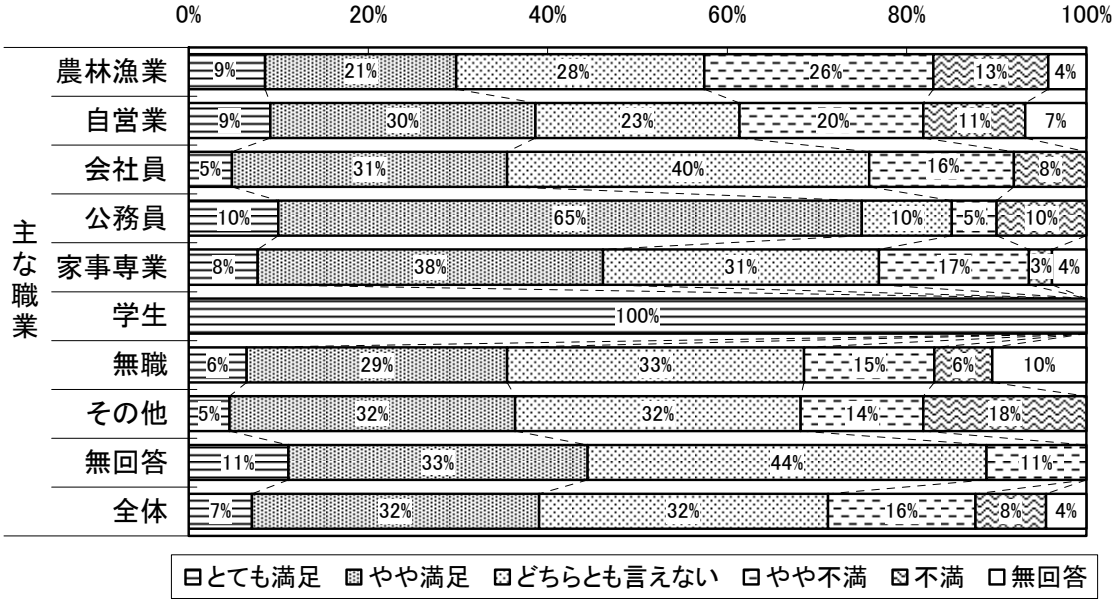

●重要度

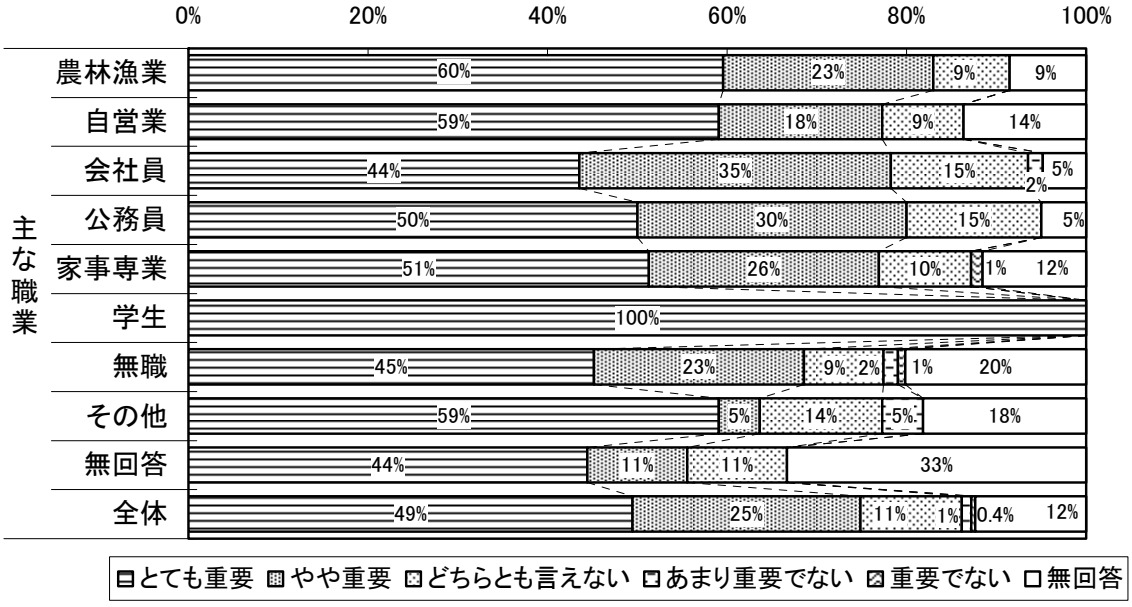

■自然景観×住んでいる地区

●満足度

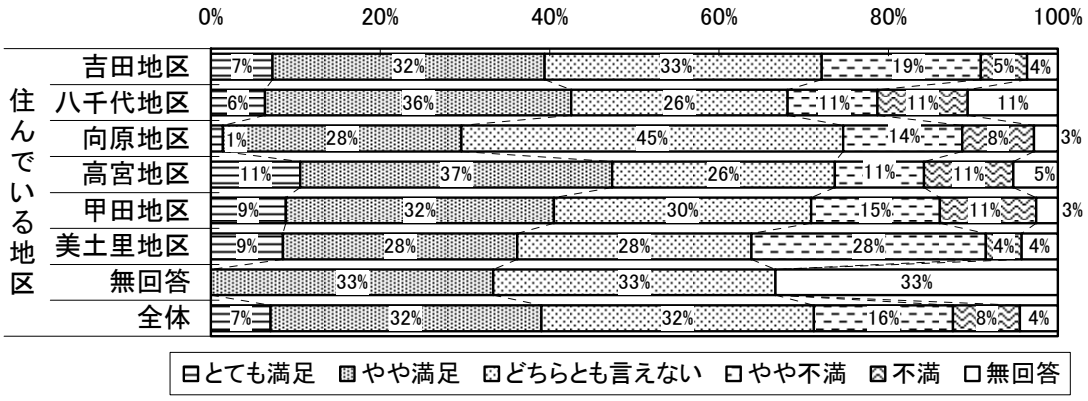

●重要度

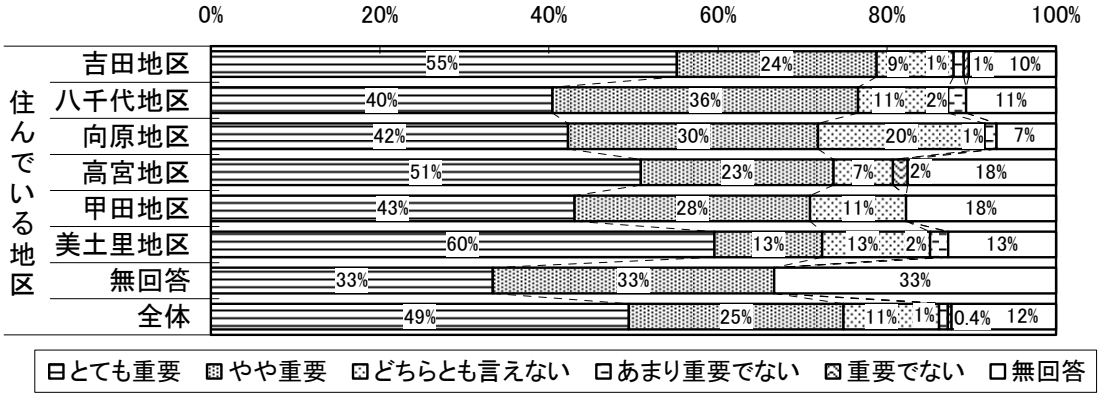

■自然景観×本市での住居年数

●満足度

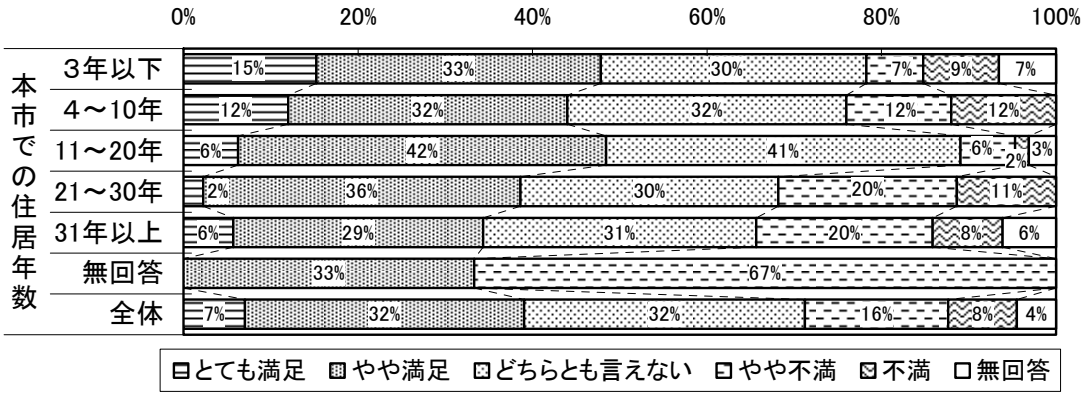

●重要度

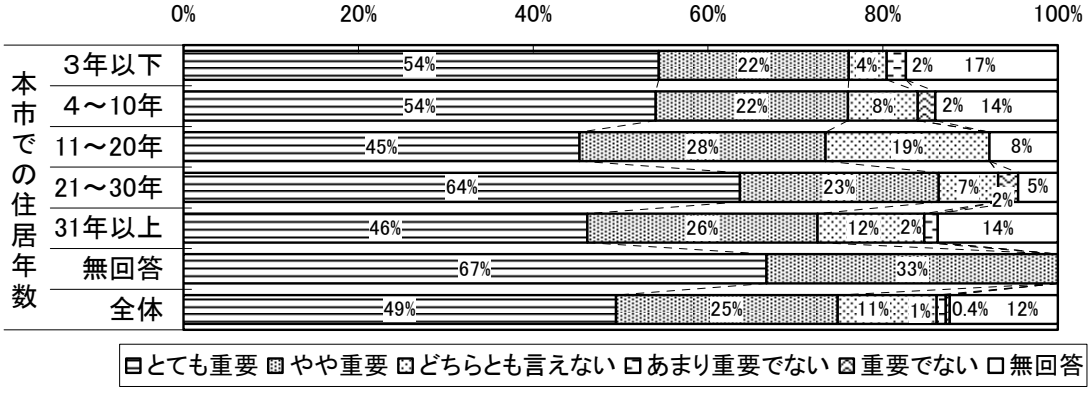

■水辺×性別

●満足度

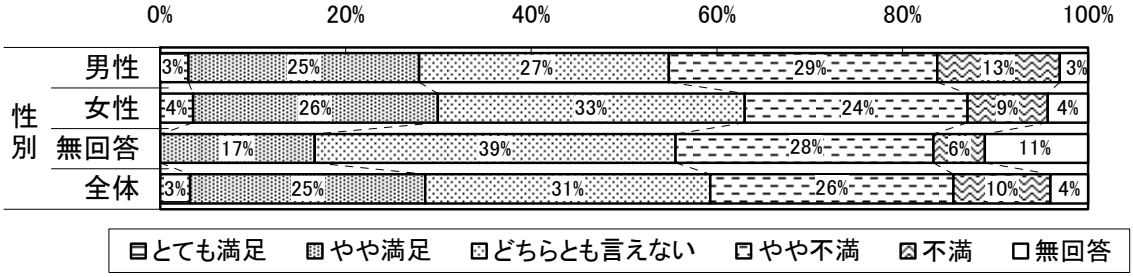

●重要度

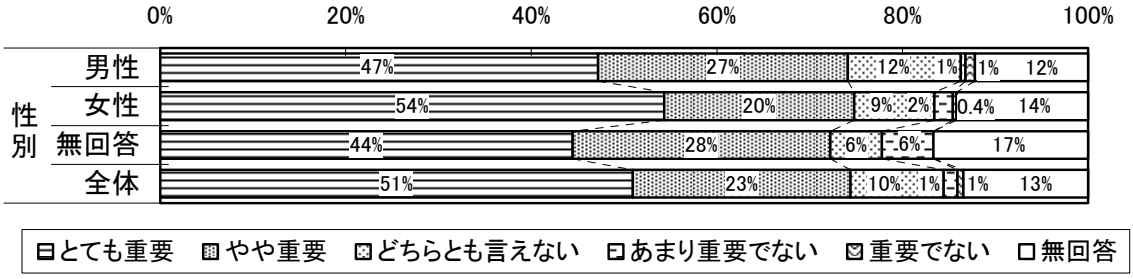

■水辺×年齢

●満足度

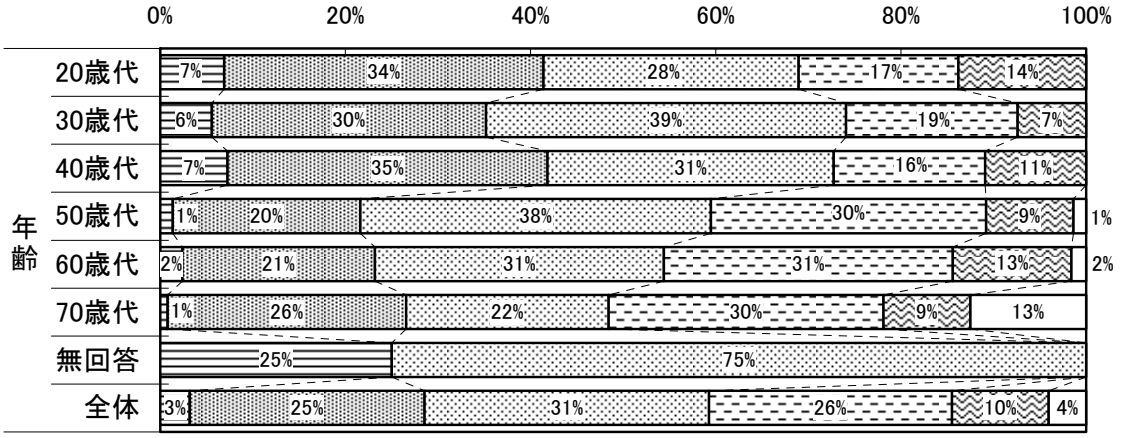

●重要度

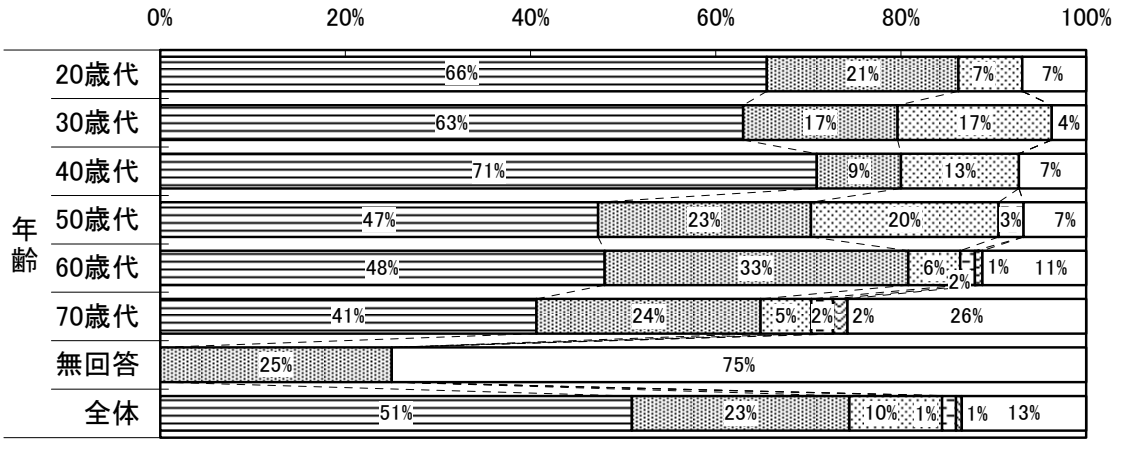

■水辺×主な職業

●満足度

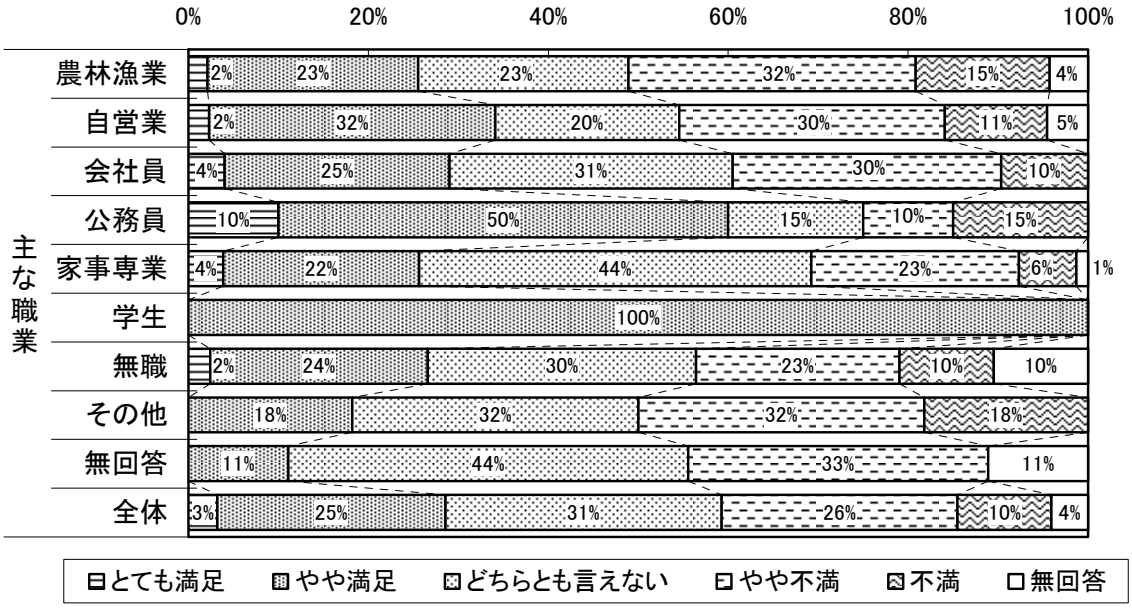

●重要度

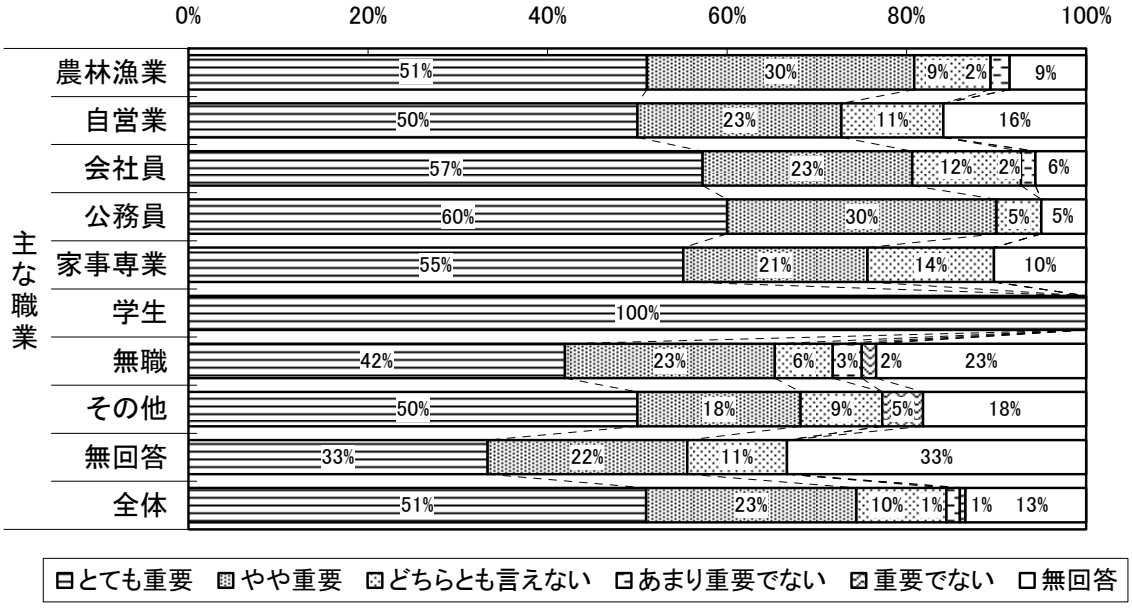

■水辺×住んでいる地区

●満足度

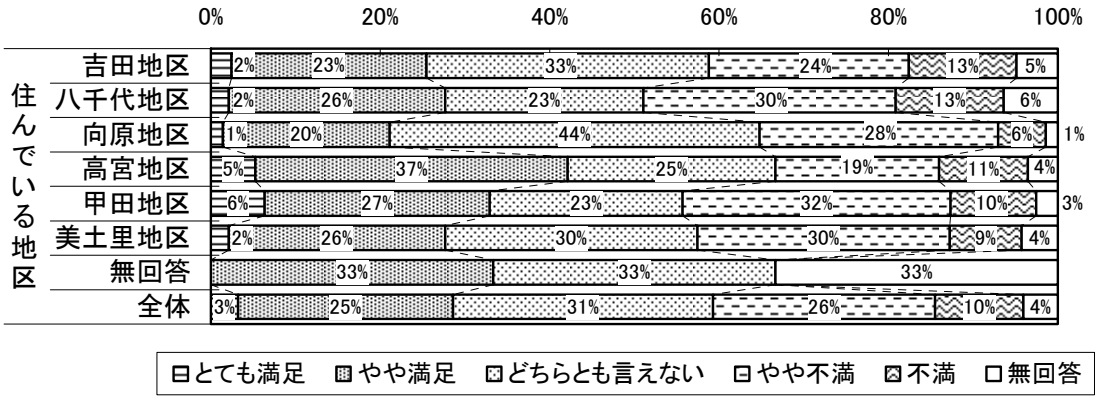

●重要度

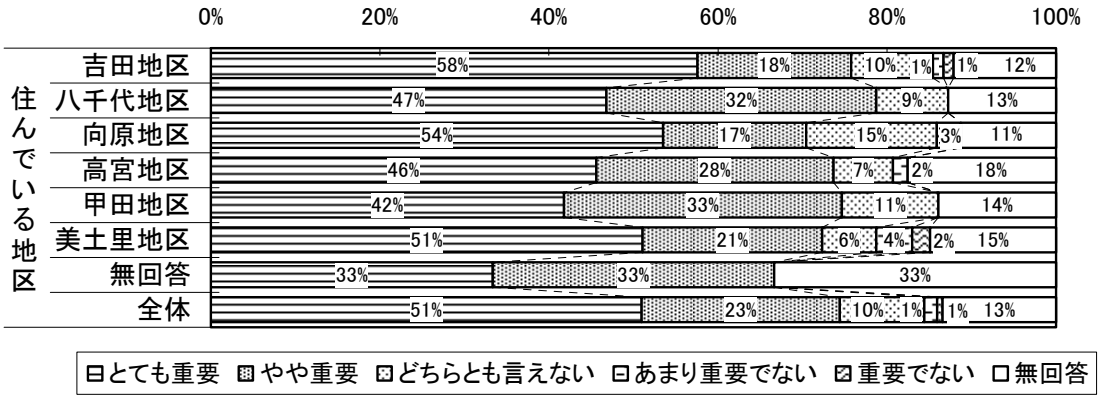

■水辺×本市での住居年数

●満足度

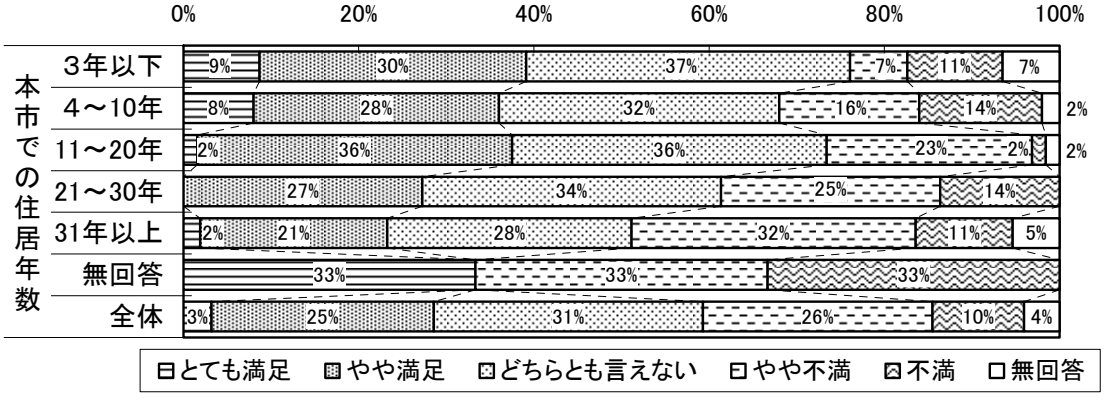

●重要度

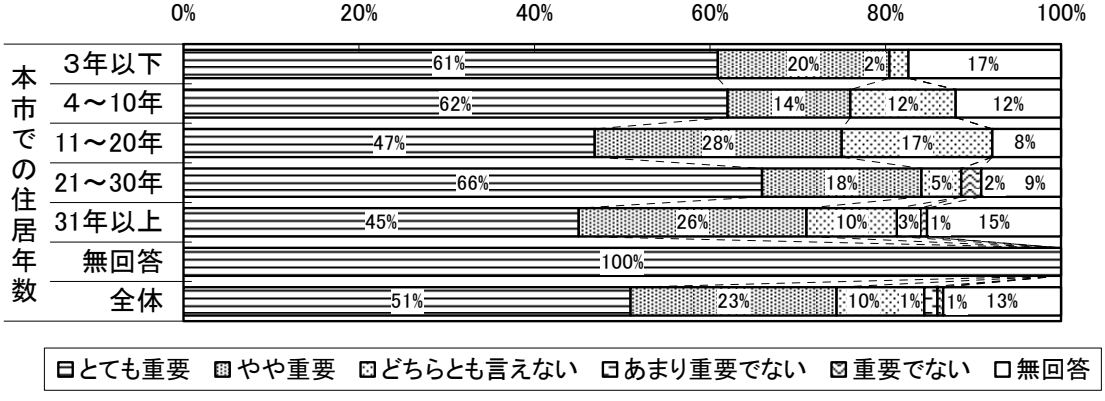

■里山・森林保全×性別

●満足度

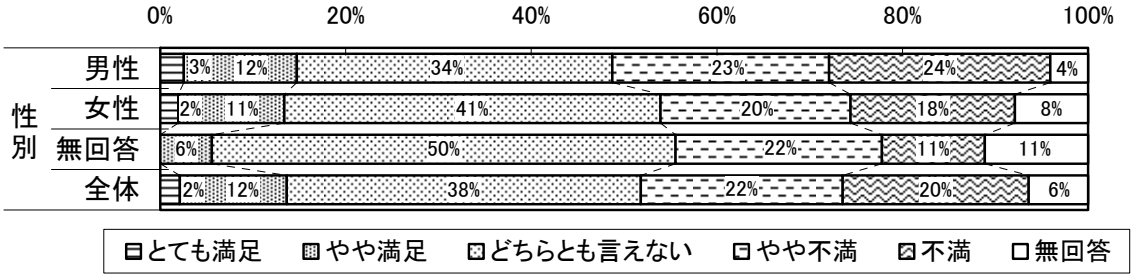

●重要度

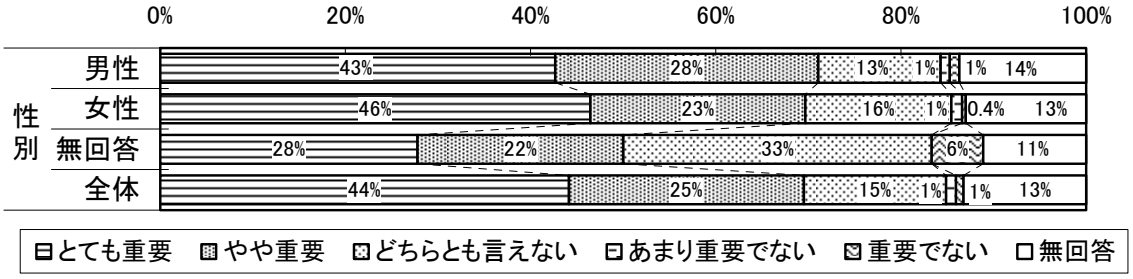

■里山・森林保全×年齢

●満足度

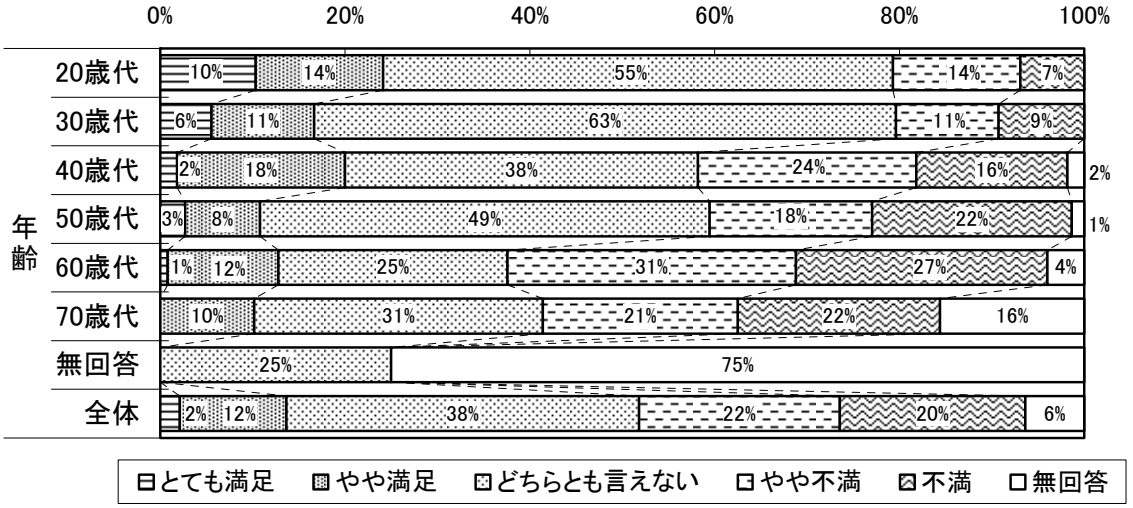

●重要度

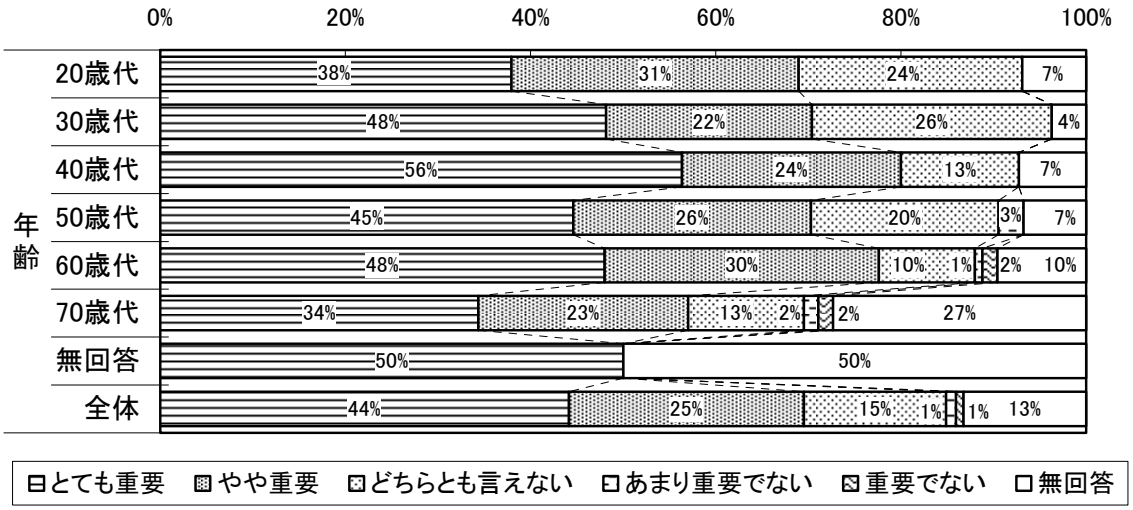

■里山・森林保全×主な職業

●満足度

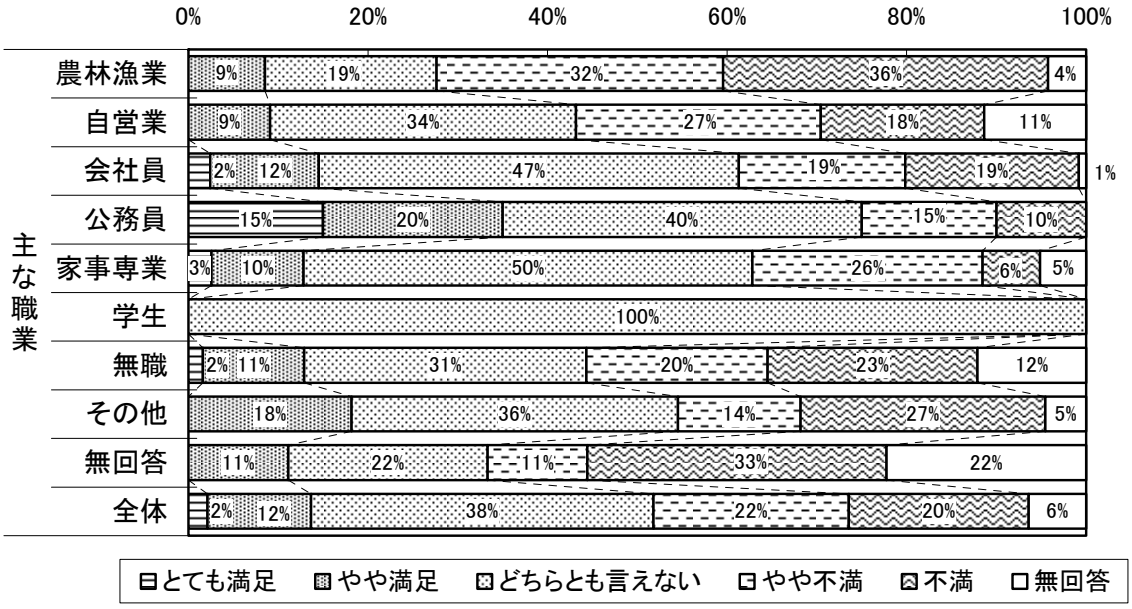

●重要度

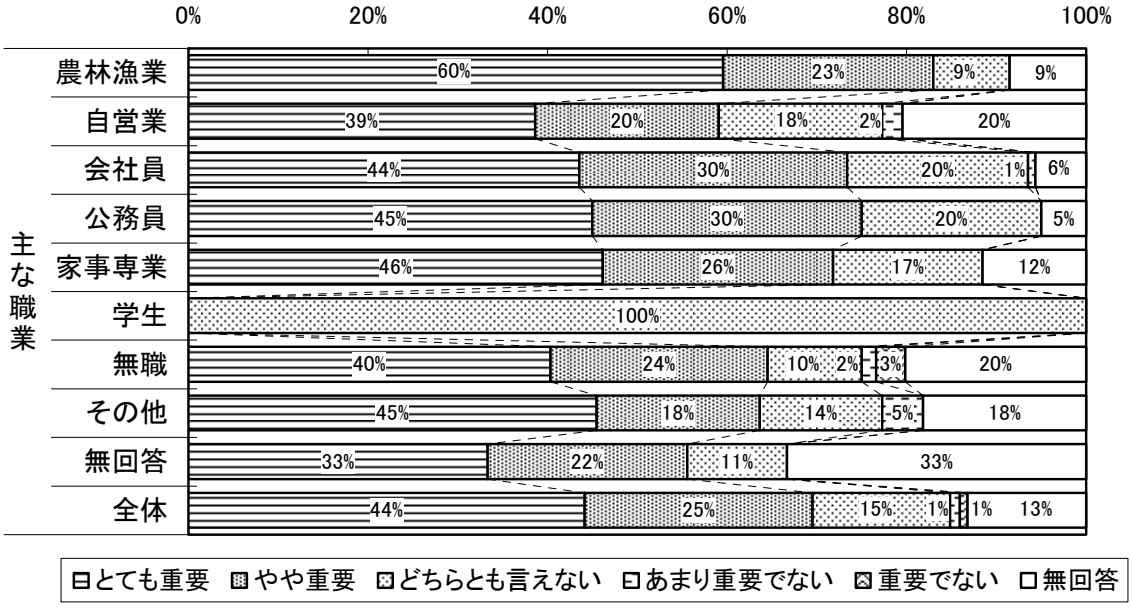

■里山・森林保全×住んでいる地区

●満足度

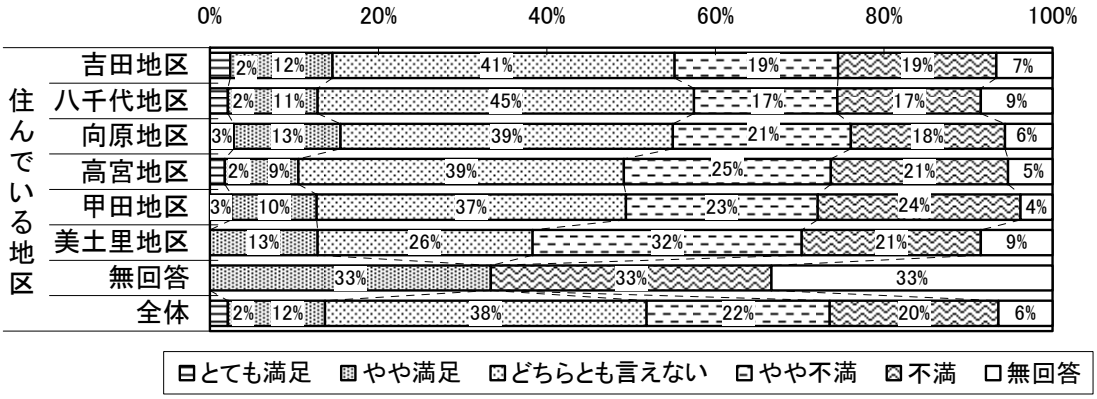

●重要度

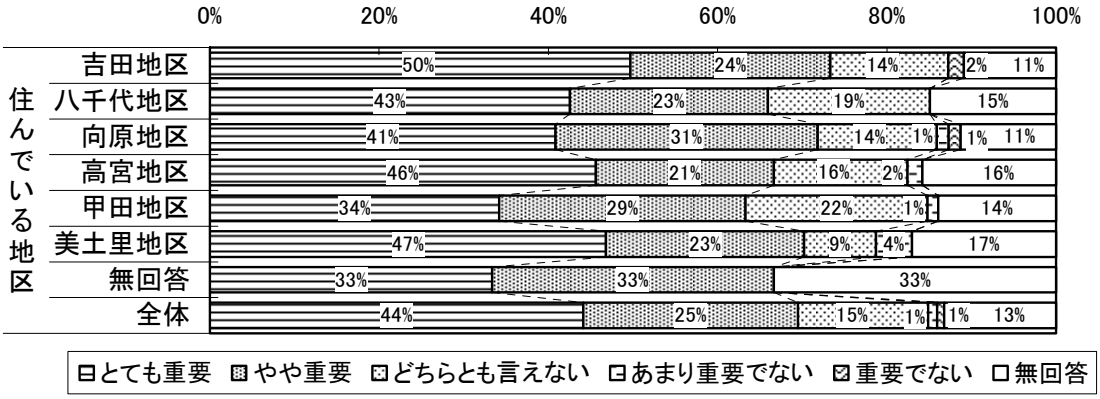

■里山・森林保全×本市での住居年数

●満足度

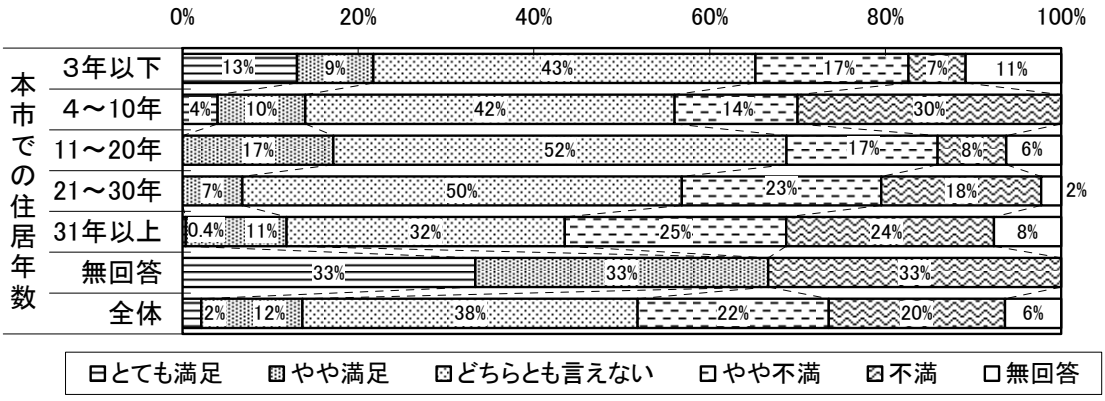

●重要度

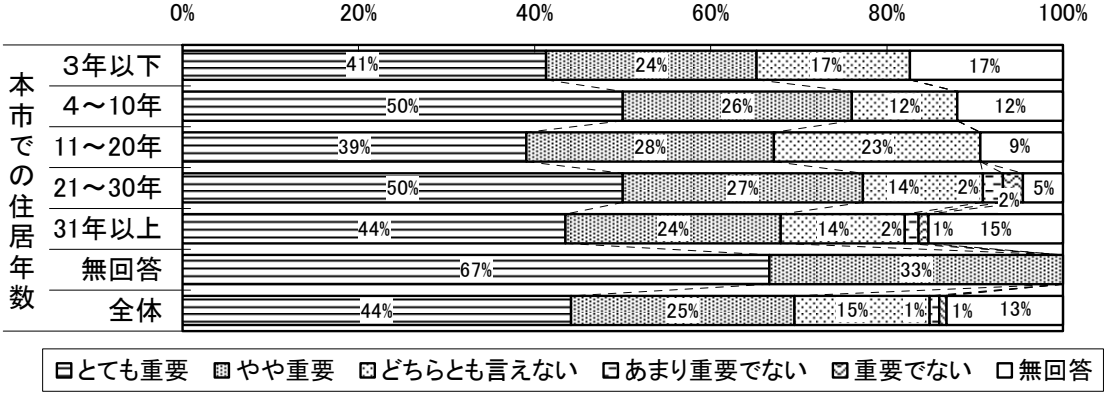

■水質×性別

●満足度

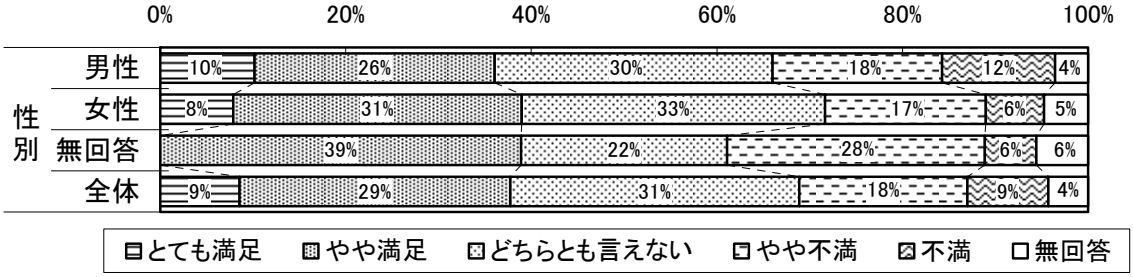

●重要度

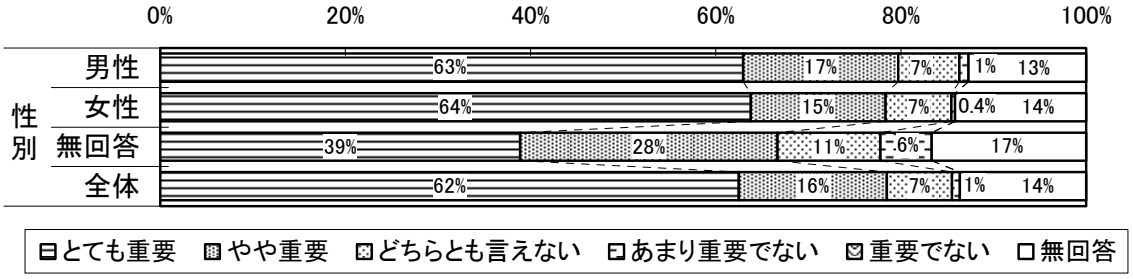

■水質×年齢

●満足度

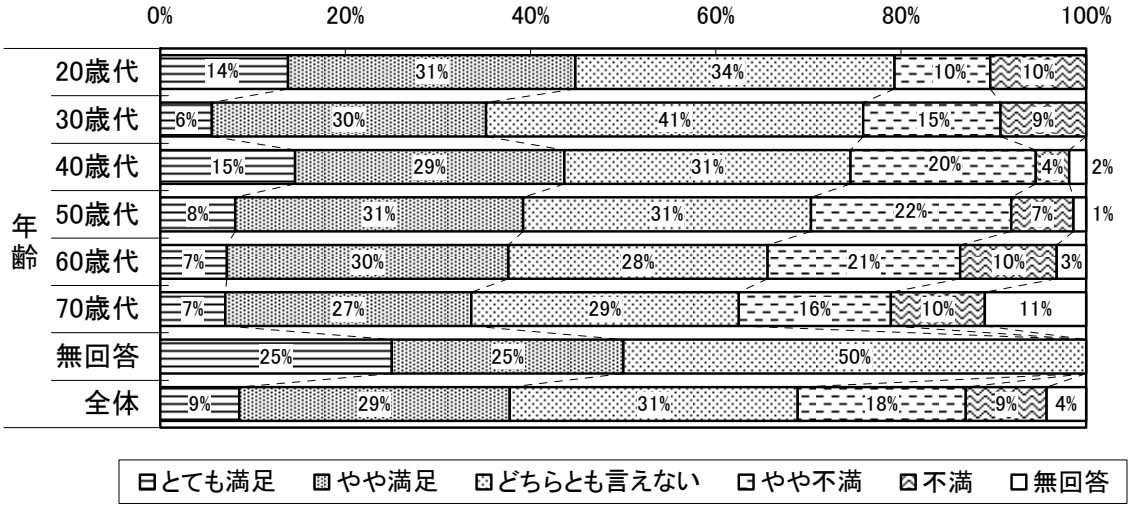

●重要度

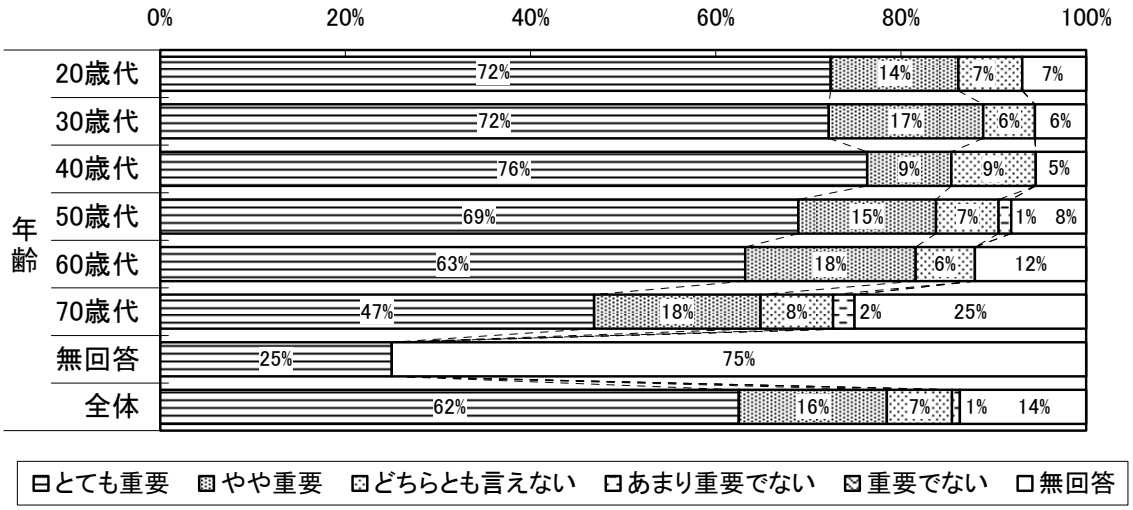

■水質×主な職業

●満足度

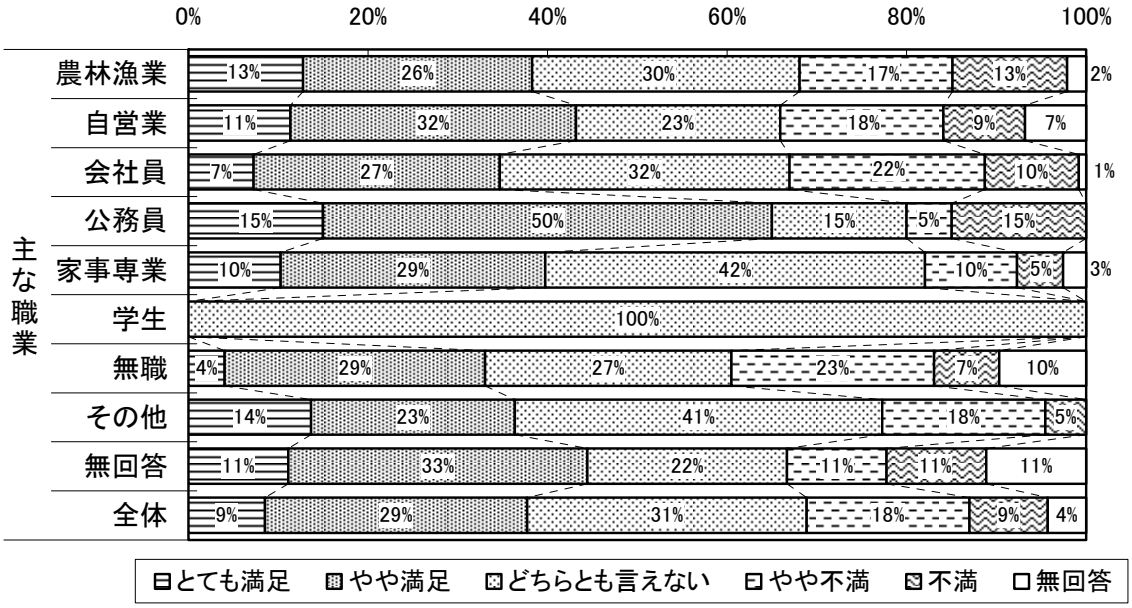

●重要度

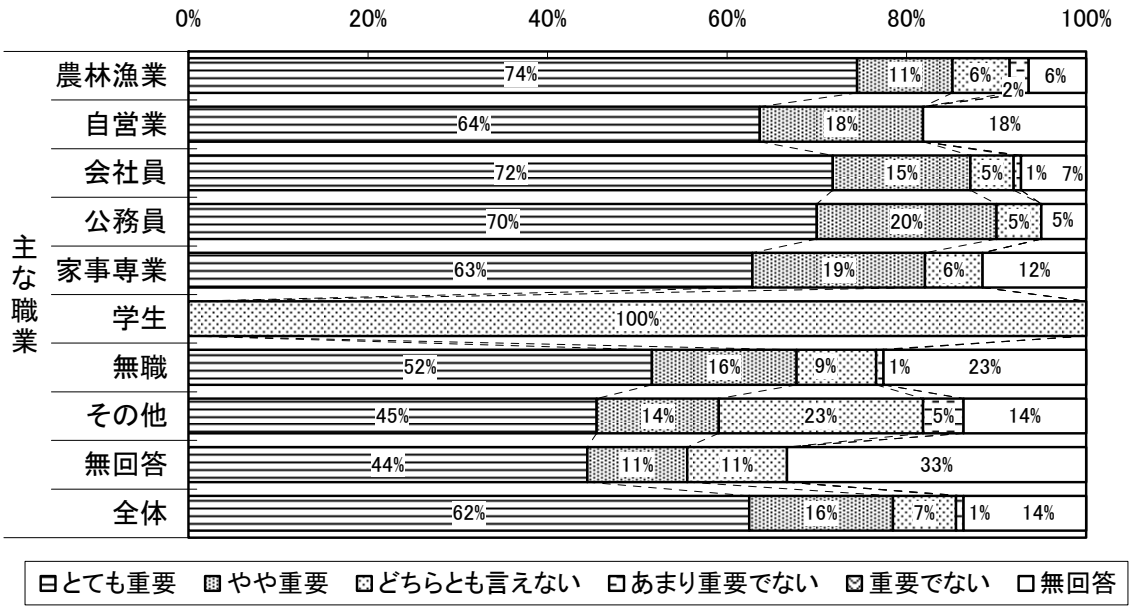

■水質×住んでいる地区

●満足度

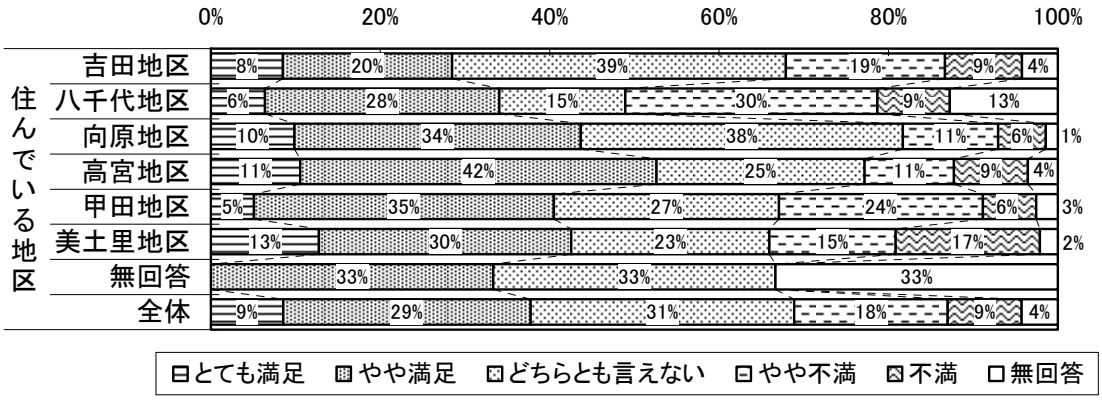

●重要度

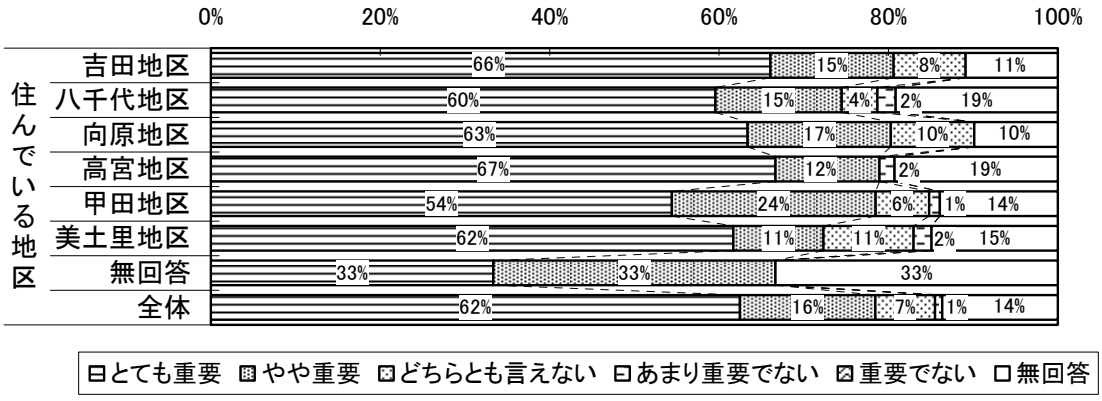

■水質×本市での住居年数

●満足度

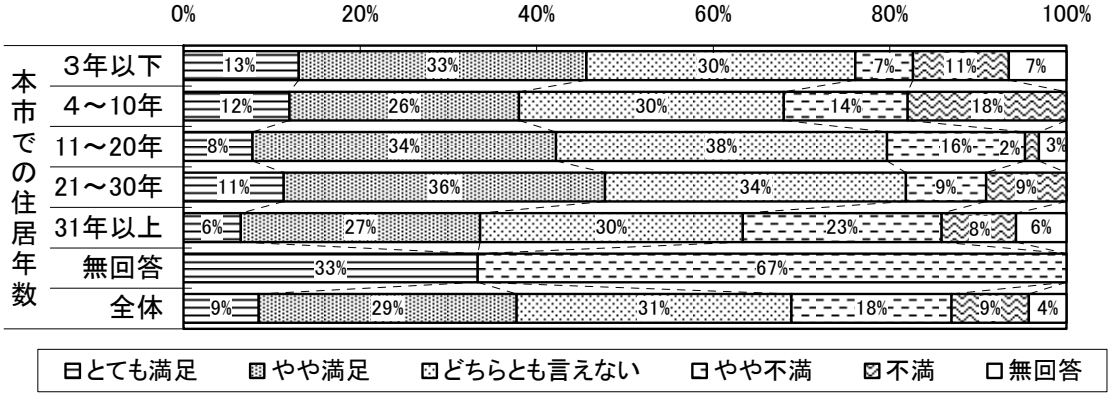

●重要度

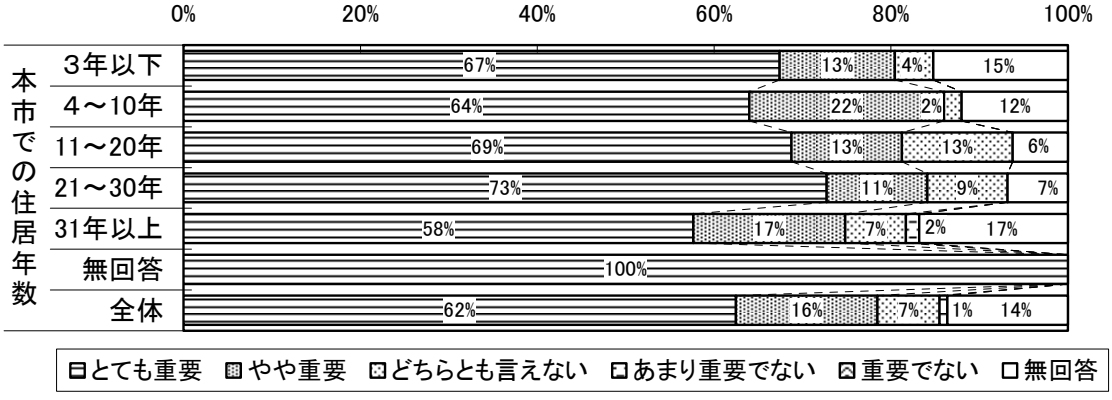

■公共交通機関×性別

●満足度

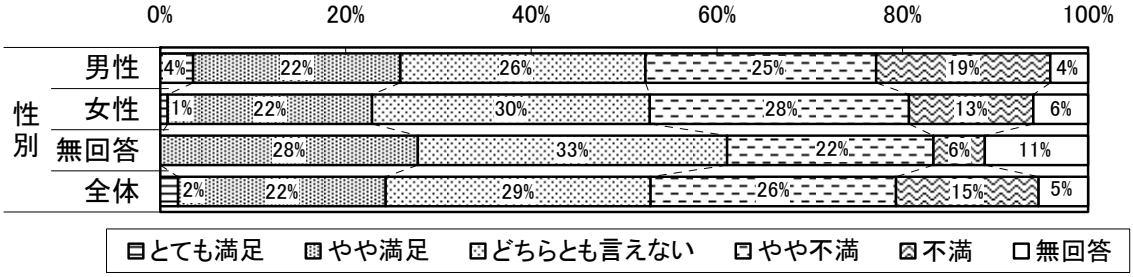

●重要度

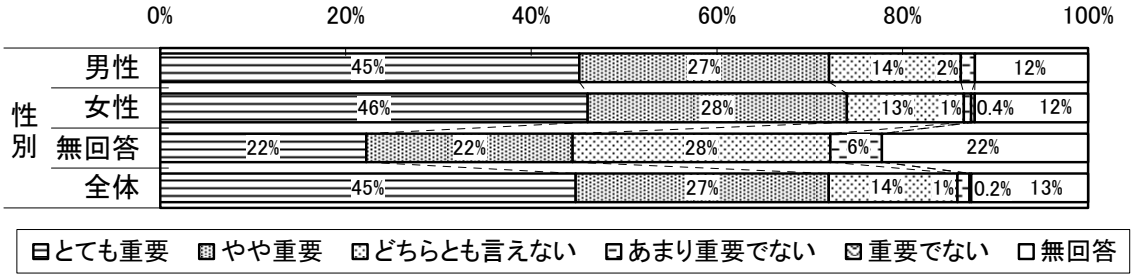

■公共交通機関×年齢

●満足度

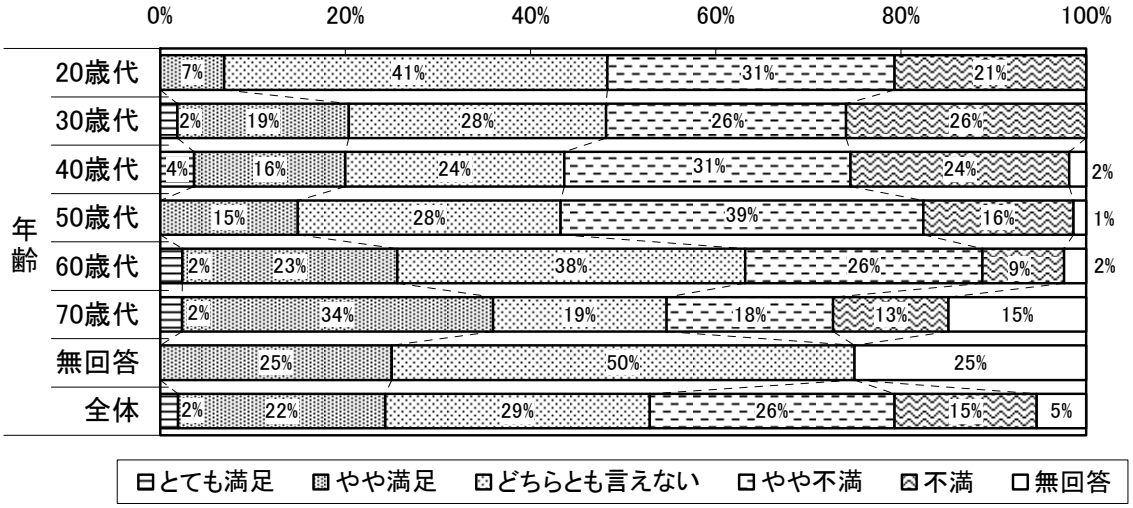

●重要度

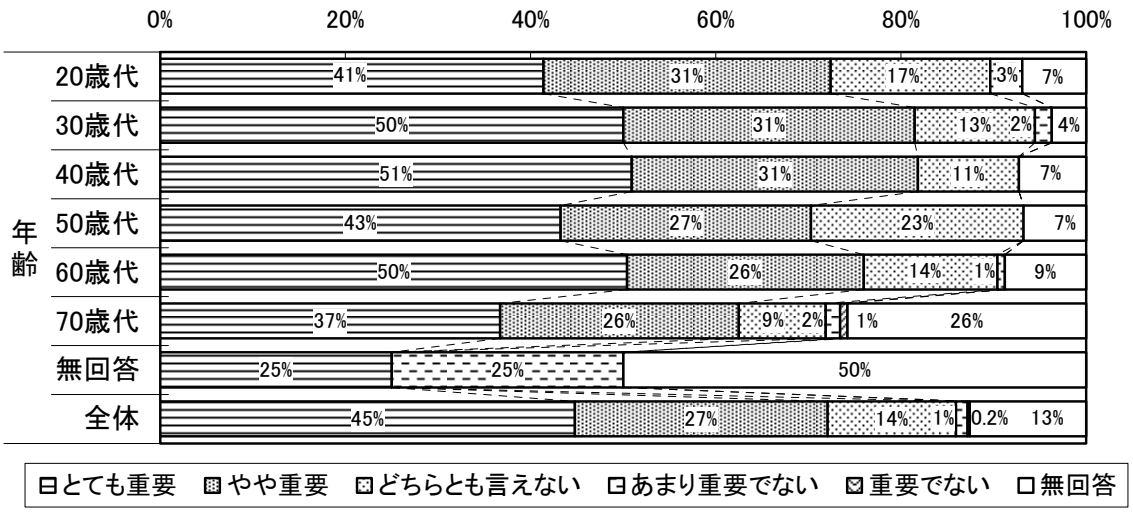

■公共交通機関×主な職業

●満足度

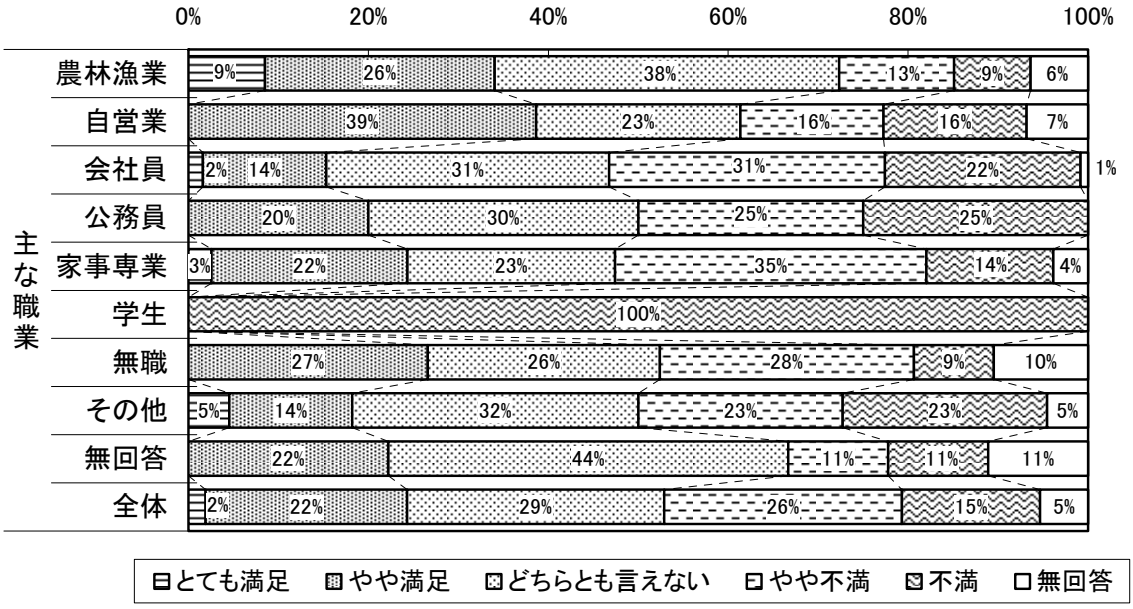

●重要度

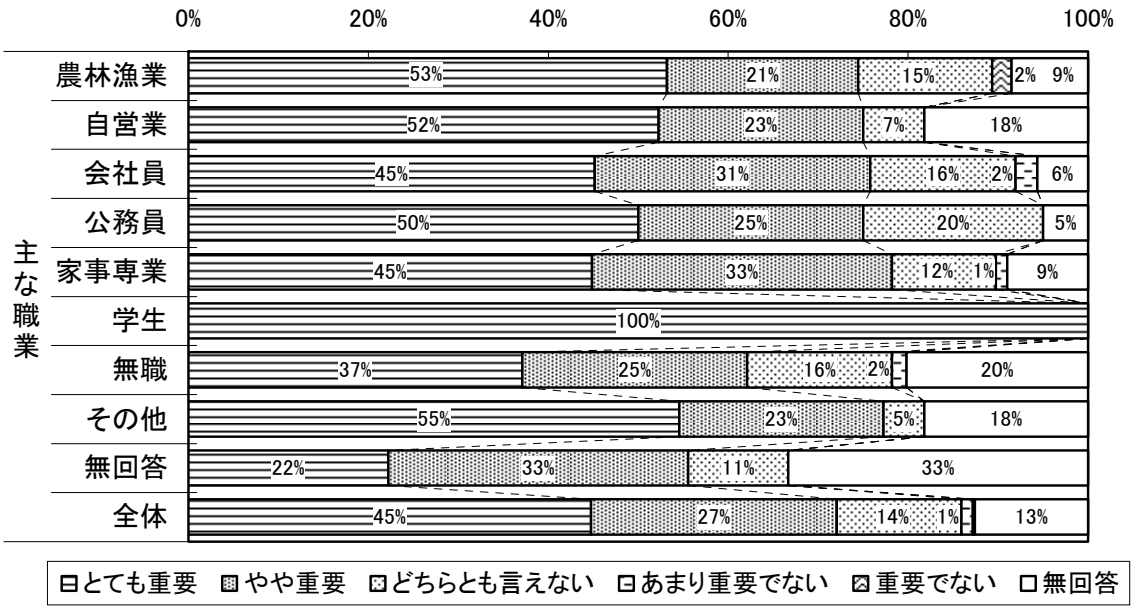

■公共交通機関×住んでいる地区

●満足度

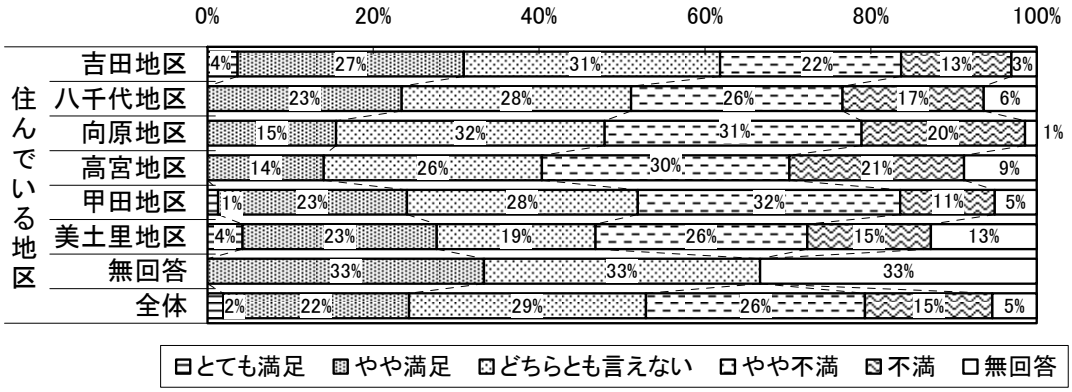

●重要度

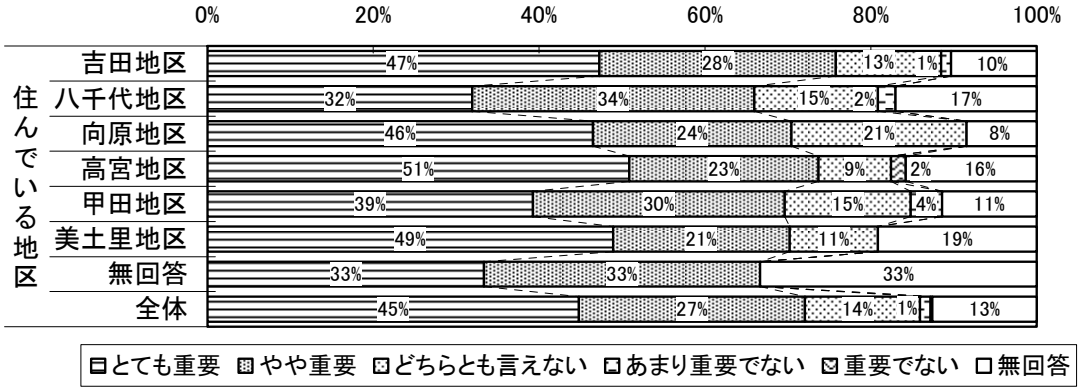

■公共交通機関×本市での住居年数

●満足度

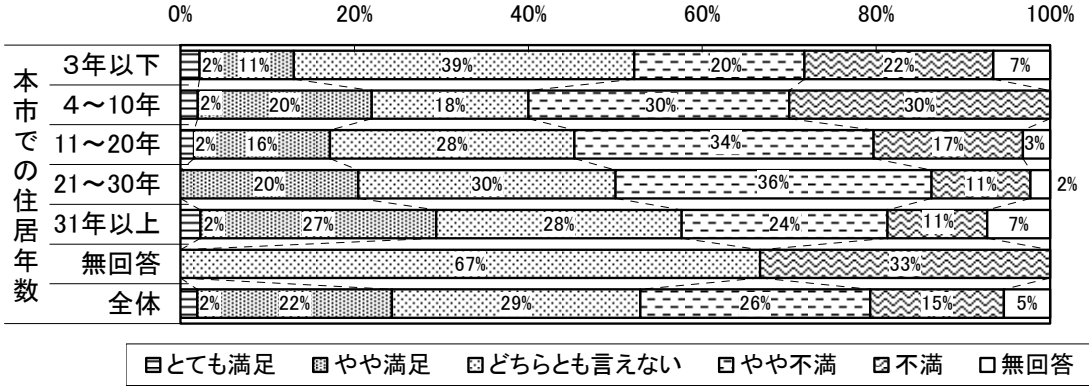

●重要度

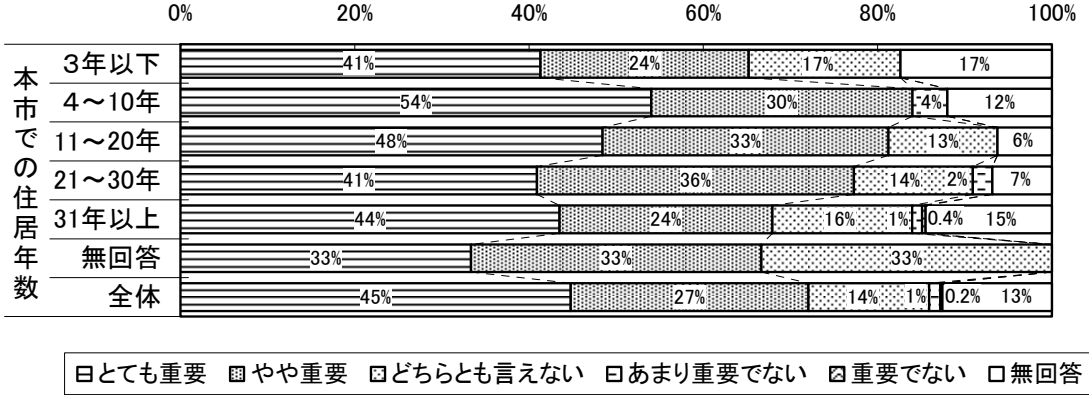

（４）問４　将来の環境保全活動

【自然環境分野】

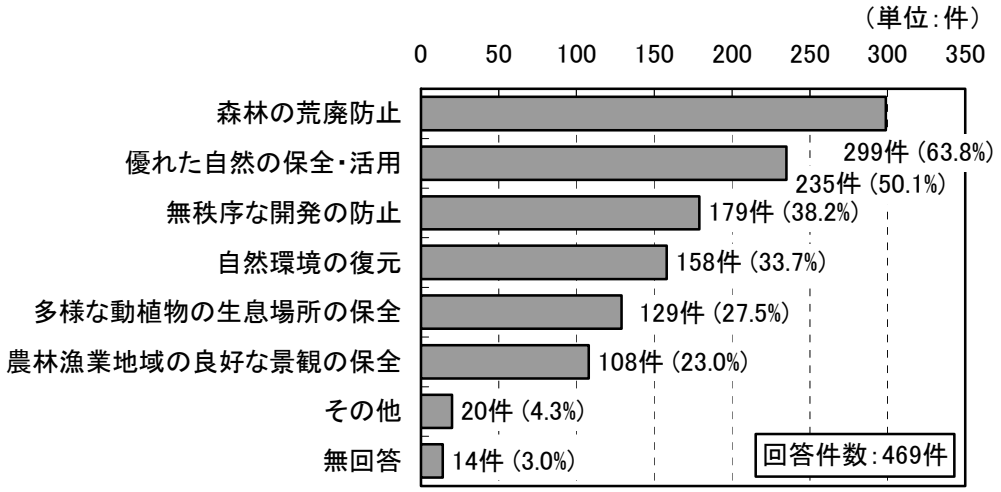

【生活環境分野】

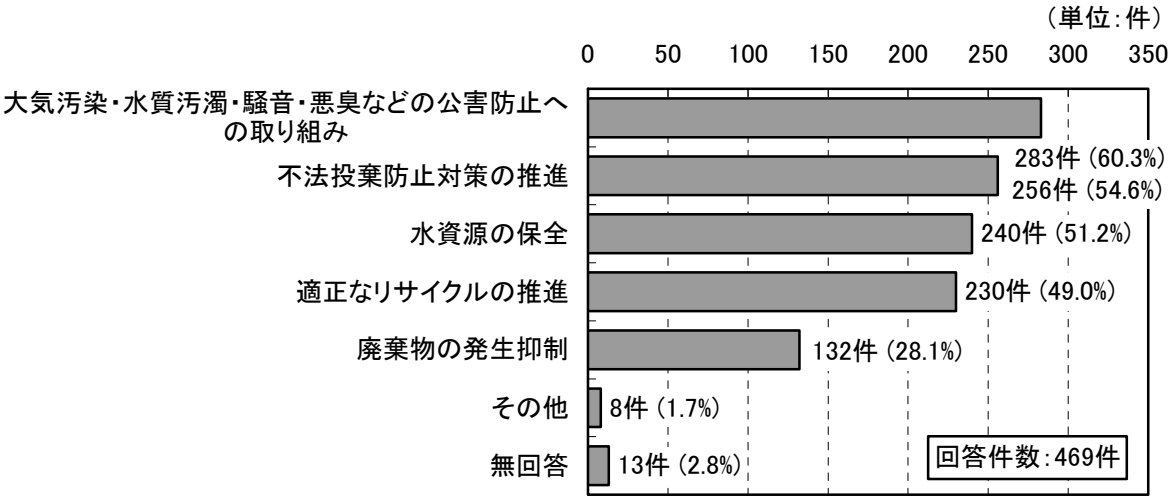

【地域環境（都市環境、歴史・文化的環境）分野】

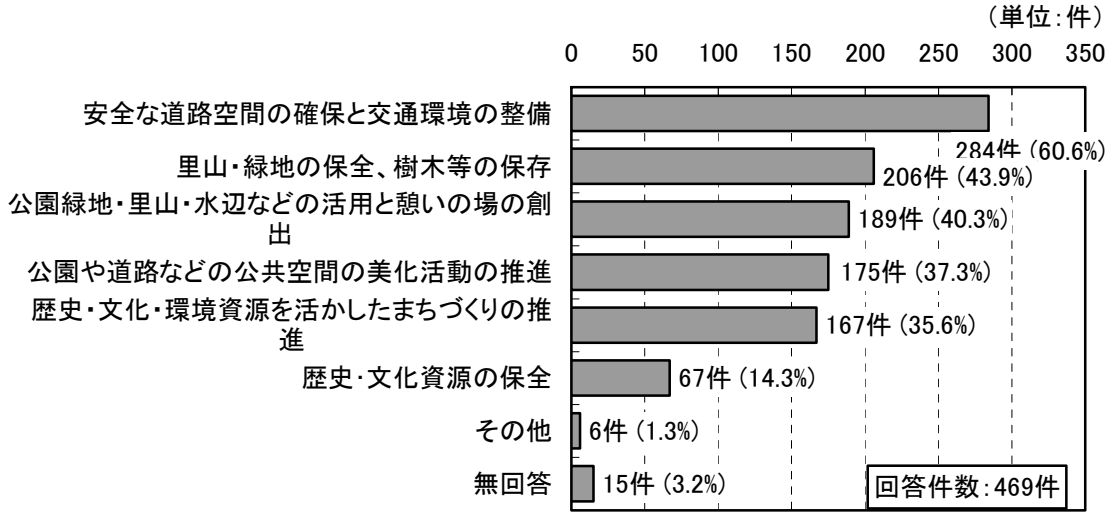

【地球環境分野】

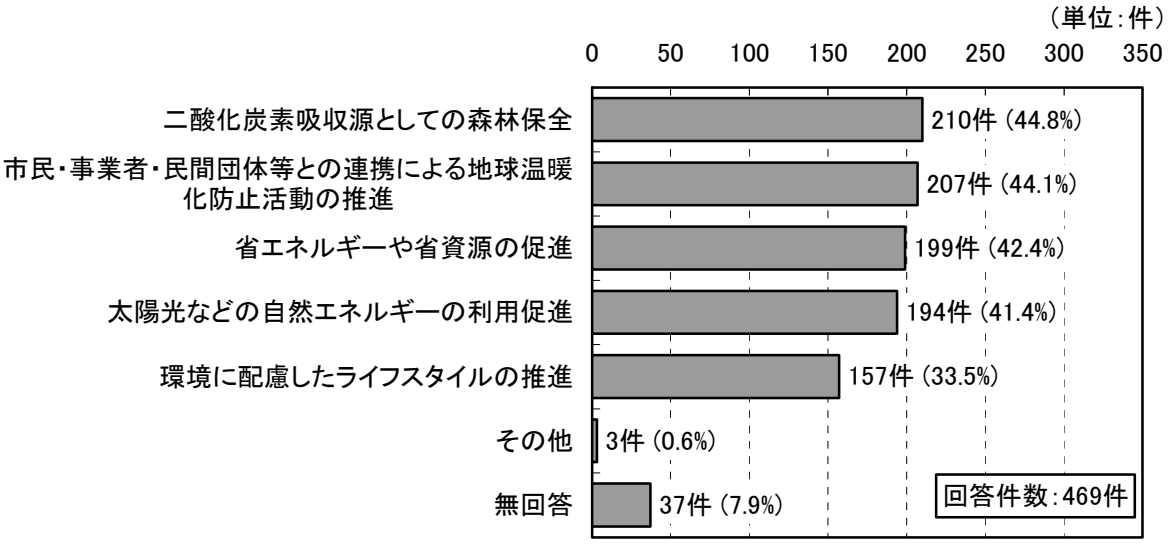

【環境学習、市民参加分野】

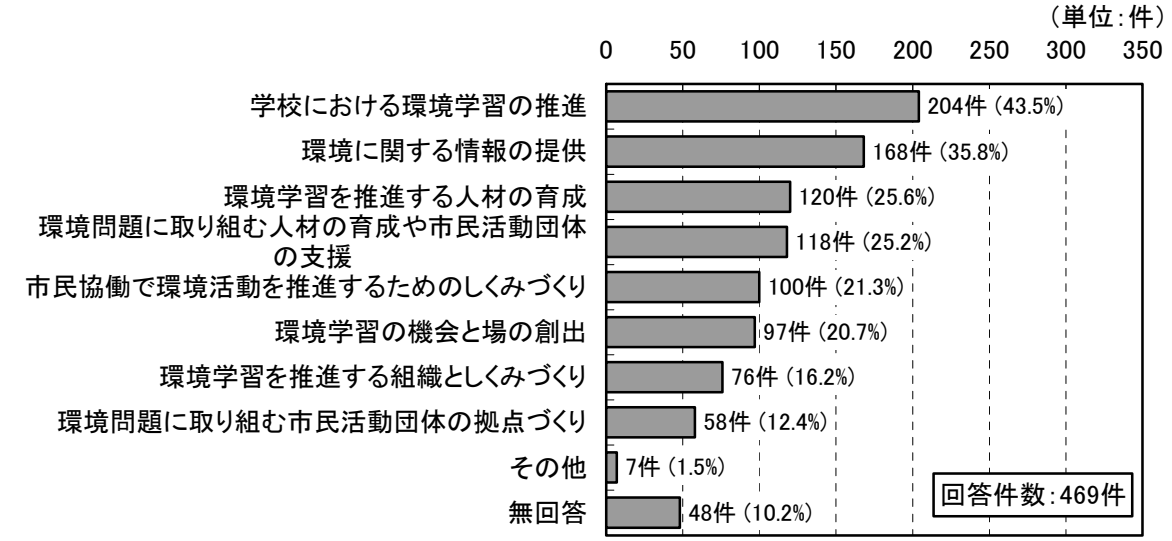

（５）問５　事業者に期待する取り組み

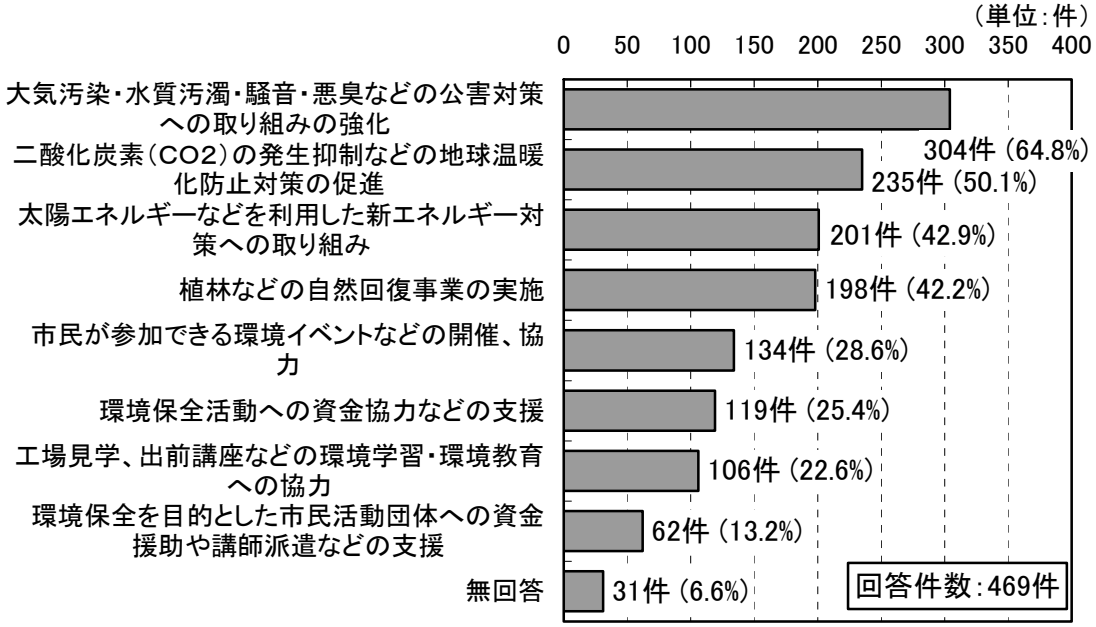

（６）問６　環境活動への参加

①　市民の環境活動への参加意識

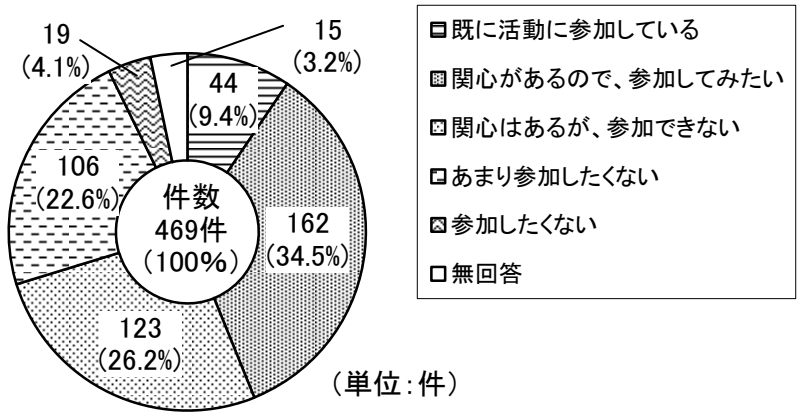

（単位：件）

②　市民の環境活動活発化のための取り組み

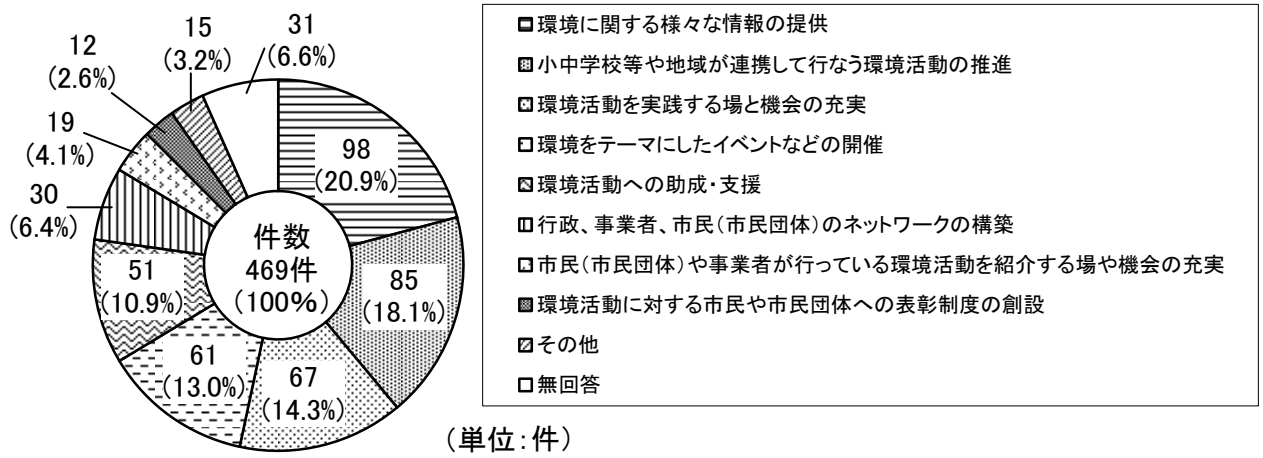

（単位：件）

（7）問7　自由意見

自然環境
国道その他捨てられたごみの処理を早くお願いしたい。国道に隣接した草の処理。設問について理解に苦しみました。
川など目に入る所はきれいですが、目に入らない所などまだ汚い所があります。あと市役所周りだけでも外灯を夜中まで点けといてほしいです。
不法投棄の取り締りの徹底（日常生活の生ごみビニールなどどうしても守らず捨てる人がいて困るため）
人間にとって住みやすい便利な環境になり、今からこの便利さを失くすのは難しいと思うけど、少子化も進む社会で、開発ばかり進めずに、自然を利用した取り組みが進んでいけばよいなあと思っています。
美しい安芸高田を望みます。
ナラ枯れに注意を要する。
山間部で猪や鹿の被害が多く、少しでも山の整備をし、自然を昔みたいに戻してほしい。老人が多いので山までは手がつけられない。今からは行政が山を守る体制を整えるべきだと思う。
環境という言葉は良く聞きますし大切とも思いますが、自分達が住む地球を余りに身勝手な存在と勘違いしているのではないでしょうか。もっと人間は自然に対して敬意をもって接する必要があると思う。
山林の整備により、樹木の再生、動物等の里を荒らす現況を打破すべく、早急な行政としての対策が必須である。
動物が里山に出ないような森林の保全。
有害鳥獣駆除、野焼き防止、騒音防止の取り組みをして欲しい。

生活環境
家庭ごみを徹底的に燃やす事をやめてもらいたい。
スーパーやコンビニでの中高校生の買い食いの食べかすの処理を業者に厳しく取り組んでもらいたい。家屋敷の周囲の溝が食べかすの袋等で汚れ、汚らしい。道路をパトロールしてごみをひらって下さい。
ごみの回収所まで300m以上ありますのでもう少し近いところに設けて頂けたらと思います。
未だに、家庭ごみを焼く家が多い。何とか止めさせる方法を考えてほしい。隣近所では言いにくい。年寄りは言っても聞かない。
ごみの分別が実家とでは、かなり異なり、更に、まだまだ外でごみを燃やされていたり、捨てられていたりするので残念です。しかし、自分で出来る事は、少しでも取り組んでいける様、努力して(子ども達にも教えて)いきたいです。
下水道が整備されているにもかかわらず、水路に排水を流すことはやめてほしい。ごみも家で焼かないで、町の指定されている日にごみは出してほしい。全然守っていない。
近隣住民の方々は、まだまだごみを家庭で焼却されているようです。市としても、もっと対策対応を徹底していただきたいと思います。
地域によって、ごみ拾い川掃除など実施している箇所、実施されていない地域がある。どの地域も川掃除などするバラツキを無くさなくては、今後とも地域におろされている市道の草刈りに対する助成金などの継続を願います。
道路に捨てられているごみ(コンビニ弁当がら)が非常に多い。観光客が見ても印象がよくない。
ごみの分別の仕方がよくわからないので、適当にやっている部分もある。もっと詳しく表示して、きちんと分けて出せるようにしたら良いと思います。
現在使用している水道水が飲料水として適正なのか疑問です。浄水器を使っています。かなり塩素が強いみたいでこわいです。
数年前より社会環境は随分よくなりました。道路に散乱していたごみもほとんどなくなった。情報の提供だと思う。
ごみを捨てる方が増えていると感じます。環境問題等に関心のある方なら、問２～問６の内容を実行されても参加等されると思いますが、その前に常識はずれの方々に伝えるのが先のような気がします。例えば、捨てている場所にカメラを設置し、罰金を支払うとか、もっと厳しくするとか、本当に環境等を考えるのなら、そこからだと思います。

地域環境
環境目標として、町ごとに年に１～２の設定場所又は項目を決定し、出来るものから必ず実行して行く。
安芸高田市は歴史的なものがたくさんあるのに、それを活かしていないのは、とても損していると思います。また、高齢者に優しいとは思いますが、子ども達が楽しく遊べる公園が(遊具とかのある)がないのは、他県から来た私にはびっくりさせられました。身近な住環境のことなら、市民の皆様も考えやすく実行しやすいのではないでしょうか。
近頃の野生生物の行動には、環境が壊れているサインが出ていると思います。山の荒廃を止めるために、山の持主にまかせっきりではなく地域として何か行動するべきではないでしょうか。
公園を作ってほしい。外で遊びたくても場所がなくTVゲームとかになってしまう。大きい広場がほしい。
公園など、子ども達が安全に外で遊べる場所が少なすぎる。もう少しそういう場所を増やしてもらいたい。

地球環境
新エネルギーを利用するために助成して下さい。

市民参加
・環境問題は子どもから大人まで取り組む必要があり、又地域での活動が効果があり、振興会等の取り組みがよい。支援も必要である。 ・行政の助成・支援を具体化していくと協力が得やすい。 ・現在している県の里山整備支援、ごみ処理機の支援、ごみの分類支援等あり、効果がでているのでもっと具体化すればよい。
高宮町には市外から来てもらう場所がたかみや湯の森しかありません。これでは高宮町が発展しない気がします。人が集まる場所を作って下さい。そうすれば働くところが出来て若い人も帰ってくるかも。
さまざまの市民参加型の行事に市役所OB、関係者と共に一般市民も多数関わることができるよう多方面で配慮があればと思います。
子ども(小、中学生)の時から環境学習を行い、子ども(小、中学生)参加出来る大人になる様にして欲しい。
私達一般市民にとって行政はあまり近いものではない様に感じ取っています。一般市民を巻き込み、もっともっと行政との間を縮め、みんなで環境問題にも取り組んでいければよいのではないでしょうか。
中山間部地域では、高齢化のため、美化活動にしても参加者が減少している実情が環境活動を一層困難にしていると思われます。
環境も大切だけど、もっと安芸高田市に企業が協力し、雇用が増え、町の文化を活かし同市を他の市町村にアピールし、そして、安芸高田市の歴史を全面アピールして、人口の増加や若者の働きやすい町作りが必要だと思う。
地域ぐるみで取り組む際、参加した時に社会（地域）においてもいじめがある。気持ちよく参加できるようにしていただきたい。共動で活動したことにクレーム（ケチ）をつける者がある。
環境学習、市民参加等についてあまり考えた事がない。自分たちの身の回りの事で手いっぱい。
環境に関し私達市民が色々と情報を市に報告して来ましたが対応が今一です。この取組が早く効果を出す為、行政、職員自らがはめをはずして取り組んで下さい。私達環境活動も高齢化の中思うように出来ません。本当の意味での協同の地域作りになります様御願いします。
環境に関しては市民の思いは余り違わないと思う。実施出来る事は速やかに行う事が行政の仕事。
環境問題は今や市民の大きな課題の１つです。市民一人ひとりが知恵を出し合い、市政とのネットワークで取り組みたいと思います。早急な対応をして欲しい。
協力し合ってキレイな安芸高田市を守りたいです。そうしたら地球も守れると思います。

その他
”環境”の保全について、一番、誰でもできる家から一歩出た時から出来ること。道端でも公共の場所でも、駐車場でも、落ちているごみを拾うこと。私はしています。まずは市役所の職員全員でやってみたらいかがですか？市役所通路・ロビー・掃除は掃除のおばちゃんがするからいい、ではなく、ごみを見たら拾うのが実践。少しは環境に役立つと思います。 「環境基本計画策定」が安芸高田市でできなかったことに驚きました。 現在、安芸高田市では、ソーラーパネル電池に対する補助金を出しています。しかし、全ての地域にあてはまるのだろうかとも感じています。いろんな聞いたこともない業者が″補助金があるので″と言ってセールスに来ます。 しかし、午後は太陽があたりにくい我が家地域ではメリットよりデメリットを感じています。業者が言うには″10年間メーカー補償です″といいますが、10年後、メーカーが生き残っているとも限りません。 今回のアンケートで太陽発電がらみのものも多く、太陽発電以外のことは思いつかないのかな？と感じました。 CO_2が出ますが、森林資源活用でまきストーブ、断熱効果のあるペアガラスや、昔ながらの竹を使う木舞の土壁などは断熱効果が高いので、冬暖かく夏涼しいとききます。 　また、多くの生物との共生についても、どのくらい勉強されて質問を作られていますか。北広島町では「たんぽぽ調査」を春にされています。 日本古来のたんぽぽの特徴について調べて安芸高田市内で日本のたんぽぽ探しをしてみると面白いです。 西洋たんぽぽに駆逐されていることに驚きます。日本の白いたんぽぽを思うと違っていたりなどです。 　市長以下市職員から、まず、目についたごみ、空き缶、吸い殻拾いを毎日されることで自ずと意識が変わっていくのかと思います。 最初は勇気が要りますが、まず、自分の事務所の中から始めていくと出来ます。 実践して初めて環境問題改善になります。頑張ってください。
私達高齢者には先が短いのでお金をかけてまで・・・と思います。可部の渋滞も解決された今は市内との通勤圏内として十分なので、空地がこれだけであるのであれば、先に人口を増やす誘致をすれば新しい家にはエコが考えられるのではないでしょうか。
雨季や台風接近のたびに、不安に脅かされ続ける立地状況を早急に改善していただきたい。(山瀬対策と用水路の整備)
道路の整備と交通機関の充実。早く吉田ー向原線を作ってほしいのとバスを巡回させてほしい。
行政側が何かを作り、「さあ皆さん作ったから、環境整備に協力して下さい」と言うのはやはり税金のムダ使いだと思います。何かを作ると、その維持管理にお金がかかってしまうので。市全体で○%削減！！と目標を定め、公共施設や学校を中心に楽しんでCO_2排出量削減ができるといいのですが・・・。ただ、学校も新指導要領の施行に向けて大変な様で、さらに環境学習も！！というのは無理があると思います。市民自身が、環境保全の必要性を実感し楽しんで続けられると一番良いのですが。
情報も大切ですが、実行が伴わなければ何にもなりません、市の指導力発揮に期待します。
道路・溝の管理保全を業者委託も必要だ。危険な状態を直すこと。
見守る地域、あるべきすがたを決めて、たとえばミラーにつたが巻きついて見えにくい。すぐに気が付いたら草を取る。言いにくいのに言ってもなかなか取りかからない。草に始まります。
最近、ＴＶ番組で安芸高田市が紹介されているのをよく見かける。(神楽、はぶそう茶、梨園、サッカー、など)安芸高田市がさらに発展していくことを期待しています。

その他
林道周辺の環境整備を強化していただきたいです。例えば、水路の充実化など他
環境という言葉は、広い意味があるので、調査にあたり言葉の概念などを説明すると、回答がしやすかったのではないかと思いました。この調査だと、あいまいなまま答えた結果となります。
空き家が日増しに増えます。市として何とか住家を増やして下さい。住良い町にお願い致します。
高齢化が進み、圃場整備も波に乗れず、取り残され今に草刈りも出来なくなり、田も山になるのではと思っています。河川拡張工事も土地買収から 18 年工事されず、大雨が降れば、すぐ田は浸かり川になっています。
日常の生活で騒音と安全確保の為、歩道を設けること重要。
行政の環境活動が進んでいない。力を入れていない！！
必要なことだけ問われたらよいのではないかと思った。アンケートだけの住民参加ではなく策定に住民意見を聞かれたらよいのでは・・・。
１人ひとりがもう少し関心を持って、実行したら（細かい事から）良いと思います。
マナーが悪い。
老人になってしまって出来ない事が多いね。
環境と一口に言っても、オールマイティな結論が出ないところに環境に関わる活動の難しさを感じています。ごみの不法投棄防止やごみの分別、省エネ商品の利用など無難なことばかりしています。難しい課題だと思いますが、正しい情報、安芸高田市の状況に則した情報をまとめるところから・・・ということが必要なのかもしれません。
人間（人類）はごみや汚染物質を生み出す天才的なバカ動物である、それに依って空・海・森・山・河・湖などの自然環境の破壊がものすごいスピードで進行していき、多様な動植物が絶滅していく。最近、全国でエサ不足のためか熊が人里へ現れる。そこで人間はすぐさま射殺しまくる。時には親子熊でも容赦なく殺す。人間と動植物たちの住み分けをきちんと作り上げそれを守っていくという生息場所の保全が不可欠だ。山や森の木々を守り、ドングリ・クリ・柿の木などを植育してやれば熊や鹿など多くの動植物や鳥たちが人里に出てこないで生きていけるのではないか。今の日本は毎年毎年、犬や猫を何十万匹と殺し、クジラやイルカやクロマグロも乱獲乱殺しまくり状態である。日本人は動植物に対して、とても冷たい人種なのか。「こんな日本人こそ絶滅しろ」と世界から言われないようにしよう。――「生息場所の保全」を強く望むものである。[テリトリーの保全]ここで一句～「日本人、犬猫クジラ（イルカも）クロマグロ　殺しまくって悲しくないか」
余り難しい言語を使わないで、自然体で取り組める様にお願いします。
選択問が多いと思います。現在、市が取り組んでいる事業を具体的に写真で紹介されていれば、イメージがうかびます。
こんな無駄な事が環境を悪くする！
収入を得てなくて恵まれない人の為に頑張っている人を表彰してほしい（身分の良い人ばかり選ぶのはおかしい）。例：郷野地区（上中農園）の恵まれない施設、20 年も 14 校を。年間 12、13 種類の野菜を作っていると聞いています。費用はものすごくかっているらしい。一度調査してこういう方を望む。
小生は子どもの頃、吉田に暮らし、近年まで東京に在中しており、一時的に、故郷に戻っておる者です。 首都圏との比較した現状への感想という事で、御無礼は御容赦ください。 １．当然の様に完備されていると思っていた下水道がない。「非衛生的」です。まず、この様な所に、都会の人は住もうと思いません。残念ですが、貴市の助成している浄水槽は、欠陥商

その他
品です。汚水が処理出来ておらず、悪臭がする上、油が浮いています。「安芸高田」米は下水を吸い上げている訳ですね？・・・さぞや消費者にアピール出来る事でしょう。インフラ整備は半世紀先に必ず影響して来ます。国家100年の大計と言う様に目先にとらわれてはいけません。「北広島」を見習うべきです。50年でも100年でも待ちますから、必ず頭初の予定通り、郷野まで下水道を作ってください。 ２．光ファイバーが無い？！この「IT」全盛の情報化社会で高速ブロードバンド網が無いというのは、もはや喜劇です。「情報格差」そのものですね。光ファイバーがあれば、都会も田舎の関係なく、同じ情報が同時に入手出来るので、企業はオフォスを田舎に設置できますが、この時点で、安芸高田市は競争に負けています。島根県の「富士通」は今でも、コンピュータを国内で作っていますが、「高速道路へのアクセス」「労働力の確保」「行政の支援」が条件ですが、海外との通商に「光ファイバー網」は不可欠で、今どき企業で、「光ファイバー」による高速通信が無いという事は、仕事になりません。「北広島」に出来て、なぜ、うちではできないのですか？ 最後に一言申し上げます。私は「吉田」も「毛利元就」も大好きです。吉田は、440年前は中・四国（一部）・九州（一部）の中心地（首都）である郡山城があったのです。先人の栄光・名誉を思って下さい。

資料４．団体ヒアリング

１．　ヒアリングの概要

ヒアリング対象団体

番号	団体名
1	安芸高田市公衆衛生推進協議会
2	安芸高田市商工会
3	安芸高田市女性連合会
4	広島北部農業協同組合
5	高田郡森林組合

２．　ヒアリング内容

（１）団体について

①構成人数(メンバー)　②活動目的　③活動年数　④活動形態

（２）団体の活動地域周辺の環境について、日頃感じられていることについて

次の項目について、もっとも近いイメージを選択

項　目		選択項目				
		大変満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満
自然環境	山林・緑の多さ	1	2	3	4	5
	水のきれいさ	1	2	3	4	5
	生き物の種類の多さ	1	2	3	4	5
	空気のきれいさ	1	2	3	4	5
生活環境	静かさ（騒音・振動）	1	2	3	4	5
	臭い	1	2	3	4	5
	ごみの適正処理	1	2	3	4	5
地域環境	公園・広場	1	2	3	4	5
	自然景観	1	2	3	4	5
	まちなみ	1	2	3	4	5
	道路環境	1	2	3	4	5
	文化財や歴史的資源の保存	1	2	3	4	5
	自然とのふれあい	1	2	3	4	5

（３）団体の環境への取り組みについて

①現在、深刻な地球環境の悪化をくい止めるために、地球温暖化防止や廃棄物発生抑制など、市民・団体が中心となった地域ぐるみの環境に配慮した暮らし方の実現が求められているが、この時流による活動への影響について

②貴団体の環境活動への取り組み予定について

③市民・行政・事業者などとの連携への意識について

（4）団体が環境活動に取り組むために課題等について

①貴団体が環境活動を進めるうえでの課題などについて

②安芸高田市内で市民団体が環境活動を活発に推進するために、安芸高田市に望むこと

③安芸高田市の環境保全に貴団体が貢献できること

3．　ヒアリング結果

団体ヒアリング調査結果

項目	環境への取組みの現状など	今後の取組み予定など	課題・要望など
ヒアリング内容	●自然環境に恵まれているが、荒廃も感じる ●個人的にEM菌や廃油石鹸で水質浄化に取組みあり ●鹿・猪などによる農作物の被害が激増している ●鹿の害が急増 ●国の補助金減で天然林改良が進まない ●不法投棄対策 ●資源回収（主として甲田） ●住宅用太陽光発電の普及 ●長年にわたる環境学習活動（セミナー・水辺教室等） ●親睦や学習の場は定例化 ●組織づくりが不完全 ●中長期営農振興計画で環境と調和した農業として、地産地消・フードマイレージ・土づくりなどに取り組み中 ●高齢者宅のプラグカバーの設置（火災予防）	●「山と水」のかかわりPR ●森林の体験学習機会の増加 ●生ごみ対策の推進 ●「環境の日」や「ひろしま環境の日（第1土曜）」の支部ごとの実践活動 ●まずは勉強会から ●まずは職員への環境教育 ●小学生対象のポスターコンクールの実施 ●昔の暮らしの良さの継承 ●常に「暮らしの見直し」を訴える ●中央会の「環境保全方針・実施計画」（12 月スタート予定）とあいまった活動 ●GO55 作戦の拡充的継続	●上水の整備を急いでほしい ●川を守ること。多自然型の河川改修も必要 ●竹林の対策 ●大型ごみの回収頻度の増加 ●公共交通機関の利用がしやすい体制づくりも必要（例：JR駅の陸橋はたいへん苦痛） ●脱温暖化の地域協議会設置 ●「省エネビジョン」の本格的な実施（例：生活見直しデー） ●もみ殻固形燃料などの設備導入への補助があればよいが、財政状況は厳しいのでは… ●「相乗りデー」の設置・普及 ●女性会組織の整備 ●地域経済の活性化が緊要 ●JA と共同で特産品の開発に取り組みたい

資料５．事業者ヒアリング

１．　ヒアリングの概要

ヒアリング対象事業所

番号	事業所名	所在
1	楠原壜缶詰工業㈱　吉田工場	吉田町
2	㈱高田環境	吉田町
3	㈱ホワイト舎	吉田町
4	南条装備工業㈱八千代工場	八千代町
5	㈲八千代運輸倉庫	八千代町
6	㈱八千代カントリー	八千代町
7	㈱ミドリ	美土里町
8	モルテン美土里㈱	美土里町
9	㈱高宮カントリークラブ	高宮町
10	㈱ニッケイ加工広島工場	高宮町
11	㈱西村製作所	甲田町
12	湧永製薬㈱広島事業所	甲田町
13	アオイ化学工業㈱	向原町
14	㈱船越鉄工	向原町

２．　ヒアリング内容

（１）事業所ついて

①従業員数　②業 種　③事業年数　④事業所形態

（2）事業所の事業所周辺の環境について、日頃感じられていることについて

次の項目について、もっとも近い番号を選択

項　目		選択項目				
		大変満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満
自然環境	山林・緑の多さ	1	2	3	4	5
	水のきれいさ	1	2	3	4	5
	生き物の種類の多さ	1	2	3	4	5
	空気のきれいさ	1	2	3	4	5
生活環境	静かさ（騒音・振動）	1	2	3	4	5
	臭い	1	2	3	4	5
	ごみの適正処理	1	2	3	4	5
地域環境	公園・広場	1	2	3	4	5
	自然景観	1	2	3	4	5
	まちなみ	1	2	3	4	5
	道路環境	1	2	3	4	5
	文化財や歴史的資源の保存	1	2	3	4	5
	自然とのふれあい	1	2	3	4	5

（3）事業所の環境への取り組みについて

①現在、地球温暖化防止や廃棄物発生抑制など、事業者の環境に配慮にした企業経営が求められています。この時流の貴事業所のメリット・デメリットについて

②事業所の環境に配慮した活動への取り組みについて

《 例 》①省エネルギー活動
②新エネルギーの導入
③ごみの発生抑制
④リサイクル活動
⑤環境保全活動
⑥地域の環境保全や住民活動への参加　　等

③事業所の環境経営への取り組みについて

《 例 》①エコアクション２１
②IS014001 シリーズ
③その他の環境マネジメントシステム　　等

※IS014000 シリーズとは、環境負荷を低減させ、地球環境保全の観点から活動を管理するための環境マネジメントを支援する様々な手法に関する規格で、代表的なものに IS014001 規格がある。
※エコアクション21 とは、中小企業を対象とした簡易な環境管理手法であり、環境省が定めたプログラムに参加することにより、環境保全への取組が展開できるシステムである。

（4）事業所が環境活動に取り組むために課題等について

①貴事業所が環境活動を進めるうえでの課題などについて

②安芸高田市内で事業者が環境活動を活発に推進するために、安芸高田市に望むこと

③安芸高田市の環境保全に貴事業所が貢献できること

3.　ヒアリング結果

事業者ヒアリング結果

区分	ヒアリング内容		
事業所周辺の印象	●全て大変満足 ●全てやや満足 ●山林の荒廃は不満 ●人工林が多い自然環境は不満 ●山林で四季の移ろいを感じることが出来なくなっているのは不満 ●河川への不法投棄が多いのはやや不満 ●山水が使える ●上水道があるとなお良い ●裏山で虫が発生し問題 ●空気のきれいさは満足 ●隣接する県道の騒音がうるさい ●近くに住宅がなく生活環境への影響がない	●近くに畜産系施設があるためにおいがする ●県道バス停への不法投棄 ●国道への出入りが困難、信号の待ち時間が長いなどやや不満 ●国道 54 号線の渋滞はやや不満 ●近隣の道路に歩道、街灯がないのがやや不満 ●道路が狭いことはやや不満 ●道路が狭いことは不満 ●道路の道幅が狭い ●街灯が少ない	●公園等が近くになくやや不満 ●近くに公園・広場がない ●公園が少ない ●避難場所としての公園がないのはやや不満 ●まちなみといえるものがないことは不満 ●まちなみといえるものがないのはやや不満 ●食事場所も少ないまちなみがやや不満 ●文化財や歴史的資源に対し活用か開発か市の姿勢がみえないのはやや不満 ●文化財、歴史資源は PR されていない
環境経営が求められる時流に対して	●省エネ、廃棄物の抑制に取り組むことで費用削減効果あり ●エコバッグの普及で持ち帰り袋の消費削減（経費削減） ●環境意識の向上による費用削減はメリット ●補助金が利用できるようになればメリット ●環境負荷削減がムダの削減につながりコスト削減になったのはメリット ●廃棄物の分別により費用削減 ●リサイクル製品が販売可能になったことはメリット ●グリーン購入対象製品等に付加価値がつくことはメリット ●環境に配慮した運転を行うことで省エネ効果あり	●有害な化学物質を使っていて環境によくないというイメージを持たれる ●CO_2 削減が義務化されると算定等が手間になりそうである ●設備投資の費用はデメリット ●業界が厳しいので求められても取り組む余裕がない ●焼却処分ができなくなったのはコストがかさむことからデメリット ●環境配慮のための設備投資はデメリット ●業種自体が環境破壊の先方のようにみられる点はデメリット ●包装関係の廃棄物処理が増えたことはデメリット	●環境保全は経営方針にうたい取り組んでおり、悪い流れではない。ただし、厳しすぎるのはよくない ●建物が古いので環境に配慮したものとなっていない ●規制強化が心配

区分	ヒアリング内容		
環境配慮活動への取り組み	●企画から販売まで全ての工程で環境配慮 ●省エネルギー、コピー用紙削減による廃棄物削減 ●省資源、省エネルギー、廃棄物削減、リサイクル活動に取り組む ●省エネルギー、コピー用紙削減、不良品削減による廃棄物削減、道路清掃などを実施 ●省エネ（２社） ●断熱材を用いた事務所の省エネ ●照明、空調の省エネ ●省エネ、廃棄物分別、油の再利用 ●省エネ、廃棄物の分別 ●緑のカーテン設置（室温削減効果高い） ●節電 ●主としてコスト削減の面から取り組み。結果として環境配慮になる（新ボイラーの導入）	●廃棄物の分別 ●ごみ分別の徹底 ●太陽光発電導入（夏期電力量　前年比 40%削減） ●廃棄物の分別 ●ペットボトルキャップの回収活動 ●不良品のリサイクル ●ハンガーリサイクルなどを実施 ●刈り芝の農家への供給 ●松の倒木をペレット、チップ原料として無償提供 ●すすぎ回数を減らす代替物質の導入による排水抑制 ●物品購入に際しては環境配慮製品を選ぶようにしている ●グリーン購入 ●低公害車の導入	●工場周辺の溝清掃、河川草刈り ●隣接河川の清掃 ●近隣河川清掃 ●法人会の活動として河川清掃を実施 ●地域清掃活動への参加 ●周辺の耕作地を清掃 ●山林整備 ●自然とのふれあいの場の提供
環境経営への取り組み	●EA21 認証取得 ●14001 認証取得（３社） ●14001 来春取得に向けて取り組み ●将来的には 14001 を取得も（２社） ●14001 にも関心あり ●業界の環境経営認証制度である（社）全日本トラック協会のＧマーク制度、交通エコロジー・モビリティ財団のグリーン経営認証取得に向けて準備中	●独自システムで対応 ●認証取得の予定はなし（２社）	
課題・市への要望	●薬剤を環境に配慮したものに転換したいが、効果を検証する必要がある ●市には市民が取り組める環境配慮活動の PR を希望 ●電気、水の削減には限界あり ●市の後押し（提言）があれば取り組み進む ●生ごみ削減施策推進を望む ●アイデアを受け入れる環境づくり ●天ぷら油の回収 ●きれいセンターからの処理の流れが見えると適正処理が進むのでは ●環境配慮と生産活動の（コスト面での）バランスが課題 ●補助金を充実させてほしい ●環境配慮手法の講習会を希望 ●行政が関係者の間に入ってもらいリサイクルを進めたらよい	●イノシシ被害に対する補助を期待 ●設備投資が必要となる対策はやりにくい ●環境配慮技術・知識が不足 ●講習会などの開催を希望 ●近隣道路が悪くタイヤが痛むため整備を要望 ●広報活動を望む ●14001 の維持に費用がかかる ●環境目標がマンネリ化 ●工業用水の整備を希望 ●審査費用の補助を希望 ●資金不足が課題 ●補助金を希望 ●業界への行政からの指導、啓蒙が必要 ●設備投資は負担になる ●電気スタンドが市内に普及すれば、電気自動車の普及が進むのではないか	●省エネ法対象事業所として対応に苦慮 ●補助金があるとよい ●人や時間がとられること、費用負担 ●最新の環境取り組み事例紹介などの講習会を希望 ●法改正その他情報の提供を希望 ●売上減の環境でどれだけ環境配慮に取り組めるかが課題 ●広島県産環境配慮製品の推奨などを行政が取り組んでほしい ●活動成果をアピールできる場があればよい ●初期投資が必要である。 ●維持コストが増大する ●補助金、低利融資等があればよい

区分	ヒアリング内容		
市の環境保全に貢献できること	●試験等を行う場合には協力できる ●社用車に不法投棄防止ステッカーを貼ってもよい ●法令遵守以上のことは現状では困難 ●刈り芝や地元産品の販売 ●グリーン購入の推進 ●14001 を通じた活動の実施により社員の意識付けを行う ●地域清掃への参加 ●地域の活動があれば参加したい ●周辺環境への配慮	●経営そのものが緑を維持することになるので環境保全活動であると考えている ●工場屋根は太陽光パネル設置場所として提供できる ●自然とのふれあいの場の提供 ●スポーツ選手の地域清掃への参加 ●環境活動の継続 ●環境配慮型製品の普及 ●安全運転の取り組みを進めることで環境負荷低減に努める	●フォークリフトをエンジンから電気モータへ更新することで環境負荷を低減する

資料６．市民検討会

１．　市民検討会の概要

環境基本計画の策定にあたり、市民の視点から課題を整理し将来像を描き、その実現のために必要な施策等を企画・提案する場としてワークショップ形式の「検討会」を開催しました。

参加者は市民及び市内で勤務する方で、環境づくりに関心を持ち、すべての検討会にボランティアとして参加できる方を公募しました。

市民検討会委員

氏名	住所
大久保　紀子	甲田町
熊高　順子	高宮町
児玉　俊郎	向原町
谷口　章	高宮町
堀　啓子	向原町
藤川　操	高宮町
松浦　博幸	吉田町
三村　正彦	吉田町
山崎　昭弘	吉田町
横路　正敏	八千代町
横路　洋	八千代町

【市民検討会の様子（平成 22(2010)年 12 月 12 日)】

２．　市民検討会結果

第１回市民検討会　実施内容

実施日時：平成 22 年 11 月 6 日（土）13：30～16：00 実施場所：中央保健センター1 階会議室 参加者：　公募による市民 7 名	
開会行事	あいさつ オリエンテーション
チェックイン	自己紹介 環境基本条例」の要点を解説
ワーク 1	「安芸高田の環境で気になること」の検討と発表
ワーク 2	「守りたい安芸高田の環境」の検討と発表
ワーク 3	「将来イメージも含めて安芸高田の環境像」の検討と発表

第２回市民検討会　実施内容

実施日時：平成 22 年 12 月 4 日（土）13：30～16：00 実施場所：中央保健センター1 階会議室 参加者：　公募による市民 7 名	
オリエンテーション 1 市民検討会とは	■市民検討会の実施に至る経緯について ■環境基本計画の進捗状況について ■市民検討会の目的について
オリエンテーション 2 前回のふりかえり 今日の到達目標	■配布資料を見ながら、前回の検討会の内容を確認 ■市民検討会の着地点が「プロジェクトの企画」であることをあらためて説明するとともに、“企画の基礎知識”を解説 ■今日の到達点の説明：８景の各項目を実現するため《８景の各項目について》実現するためのアイデア出し→次回の「企画づくり」の元となる。
ワーク	■各参加者が、８つの項目について付箋に「やらなければいけないこと」：黄色付箋／「やろう、できると思うこと」：青色付箋にアイデアを書き出し、発表しながらマンダラ「あきたかた環境未来８景」を埋めた。
まとめ	■各項目のアイデアを総括して各項目のテーマを確認し、次回（12 月 12 日）はこの結果を素材に、実際にプロジェクトを企画することを説明（誰を巻き込むか、多くの人にわかりやすく実現する形を考える）。

第３回市民検討会　実施内容

実施日時：平成 22 年 12 月 12 日（土）10：00～16：00 実施場所：中央保健センター1 階会議室 参加者：　公募による市民９名	
オリエンテーション 前回のふりかえり 今日の到達目標	■配布資料を見ながら、前回の検討会の内容を確認 ■今日は到達点の説明：８景の８つのテーマに従って、各テーマのプロジェクトを検討し、その概要づくりを行う。
ワーク （午前） （午後）	■　各参加者が、《あきたかた環境未来８景》のうち検討したい項目を選び、前回の検討会のアイデアを踏まえて、プロジェクトを検討した。 ■　各参加者が、検討したプロジェクトの概要を発表した。また、検討したプロジェクトを実現するための“はじめの一歩：事業・イベントなど”と“環境基本計画への要望”についても提案し、意見交換も行った。
まとめ	■“プロジェクトの概要”“環境基本計画への要望”を確認し、今回の検討結果を環境基本計画に反映するように、事務局で整理することを伝えた。

安芸高田市市民部市民生活課
〒731-0592　安芸高田市吉田町吉田791
TEL：0826-42-1126　FAX：0826-47-1206
URL http://www.akitakata.jp/